

平成 28 年

第 9 回 東峰村議会定例会会議録

開会：平成 28 年 12 月 6 日

閉会：平成 28 年 12 月 7 日

福岡県東峰村議会

平成28年 第9回東峰村議会定例会

招集年月日 平成28年12月6日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成28年12月6日 9時30分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成28年12月7日 15時41分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	室井昭博
副村長	岩橋忠助	総務課長	梶原浩二
企画政策課長	小林純一	住民税務課長	岩橋一成
農林観光課長	野寄和秀	保健福祉課長	室井英信
建設水道課長	日野正	教育課長	室井富美子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	室井慶久		

村長提出議案の題目

議案第43号	東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第44号	東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第45号	東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号	東峰村過疎地域自立促進計画の変更について
議案第47号	平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について
議案第48号	平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について

議員提出議案の題目

意見書第1号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
--------	---------------------------------

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)

1番 柳瀬弘光議員

2番 伊藤均議員

第9回 東峰村議会定例会会議録

平成28年12月 6日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成28年 第9回東峰村議会定例会議事日程

平成28年12月6日開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長のあいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | | 一般質問 |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 東峰村過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について |
| 日程第11 | 議案第48号 | 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 意見書第1号 | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について |

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成28年第9回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番 柳瀬弘光議員、2番 伊藤均議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、会議等議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る平成28年第9回東峰村定例会の運営につきましては、去る11月30日に議会運営委員会を開催しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の一部改正が3件、平成28年度の補正予算が2件、その他が1件、意見書が1件予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日6日から12日までの7日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各議案に対する担当課長の補足説明の後、通告に従い、9名の議員の一般質問を予定いたしております。</p> <p>7日には、引き続き一般質問を行い、議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように特段のご協力を賜りますよう心からお願いをいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日6日から12日までの7日間といたしたいと思っております。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、12月6日から12月12日までの7日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>

議 長	事務局長の議案の上程報告が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに平成28年第9回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、今年も早いもので残すところ20数日となりました。師走に入りますと、人の動きや車の動きなど、日に日に慌しさを感じる今日この頃です。昨日も村内で大きな車の事故が発生いたしましたので、車等につきましては十分注意をしていただきたいと思います。</p> <p>今年も政治、経済、自然災害等、世界中で大きな出来事がありました。</p> <p>自然災害を振り返りますと、4月14日に発生した熊本地震をはじめ、台風10号による東北、北海道の豪雨など重大な災害が発生し、多くの方々が被災をされました。師走を迎え、未だに避難生活を余儀なくされている方々に衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、来る年が良い年でありますよう祈念する次第です。</p> <p>また、熊本地震時には、村民の方々にはたくさんの義援金、支援物資等をいただきましたことに深く感謝を申し上げますとともに、私たちも常日頃から災害に対する心構えや行動を、訓練等により学んでいかなければならないと思います。</p> <p>さて、本年の重要課題であります東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略に伴う事業の取り組みは、すべての交付金申請が順調に採択され、実施されております。これもひとえに議員各位の皆様をはじめ、県会議員、国会議員の皆様方の温かいご理解とご協力、そして支援の賜物だと改めて心から感謝をする次第でございます。</p> <p>福岡県で一番小さい村、高齢化率も一番の本村ではありますが、持続可能な村として、また村民の皆さんが元気で、今後も生き生きとした良い村づくりに、私も邁進していく所存でございますので、引き続き議員各位のさらなるご理解とご協力を、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提案しております各議案について、説明を申し上げます。</p> <p>本定例会では、条例の制定または一部改正について3件、補正予算について2件、過疎計画の変更について1件の合計6件の議案を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>それでは、議案第43号からご説明申し上げます。</p> <p>議案第43号、東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、平成28年度の人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例及び、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第44号、東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が、平成28年3月31日にそれぞれ公布され、また、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、東峰村税条例等の一部を改正するものです。</p> <p>議案第45号、東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険事業特別会計の健全な運営に資するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。</p> <p>議案第46号、東峰村過疎地域自立促進計画の変更につきましては、東峰村過疎地</p>

	<p>域自立促進計画を変更したいので、東峰村議会基本条例第10条の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>議案第47号、平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれに6,996万8,000円を追加し、歳入歳出総額を37億1,820万4,000円とするものです。</p> <p>歳出の主な内容は、総務費で、老朽危険家屋の解体工事費用で350万円、企業誘致に係る調査委託料64万8,000円などを計上しております。</p> <p>民生費では、国民健康保険事業特別会計への操出金1,791万8,000円、臨時給付金給付事業に係る費用1,242万3,000円、児童福祉費における扶助費313万円、小石原保育所に対する定員割れの加算補助金198万円、老人福祉における後期高齢者医療療養賦課金負担金など674万4,000円などを計上しております。</p> <p>農業費では、イッピンプロジェクトの委託料1,100万円、商工費では、トーキョーコーディネータープロジェクトの委託料1,200万円、消防費では、防災無線の保守委託料及び防火水槽の修繕費など169万4,000円を計上しております。</p> <p>教育費では、スクールバスの車庫の改修費34万4,000円、岩屋神社屋根修理工事費用の減額分652万4,000円を計上しております。</p> <p>次に、歳入でございますが、畦畔保護工事及び鳥獣害被害防止柵設置工事に伴う負担金550万3,000円、地方創生推進交付金や臨時福祉交付金給付事業等に対する国庫支出金1,766万円、重度障害者及びひとり親家庭医療費等に対する県支出金115万6,000円、繰入金として、財政調整基金より4,481万4,000円、すこやか子育て基金より86万9,000円等を計上しています。</p> <p>議案第48号、平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれに3,350万7,000円を追加し、歳入歳出総額を4億1,307万2,000円とするもので、一般被保険者療養給付費、高額療養費などを増額するものです。</p> <p>以上、提案理由の概要をご説明申し上げましたが、いずれにしても重要な案件でございますので、慎重なるご審議のうえご賛同くださいますようお願いを申し上げます。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	次に、日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第11までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	次に、日程第6 議案第43号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	<p>議案第43号の補足説明を行います。</p> <p>議案と一緒に配布しておりました東峰村一般職の職員の給与に関する条例の改正概要ということで、議案書の一番最後に、議員の方々には付いていると思いますが、それも併せて説明に利用したいと思っておりますので、そのときまた申し上げたいと思っております。</p> <p>議案第43号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」 上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p>

平成28年12月6日提出、東峰村長名です。

提案理由、人事院勧告に準じて、東峰村一般職の職員の給与に関する条例並びに東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正するものである。

17ページでございます。

東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第10条の2では、医師職調整手当を改定するものであります。

医師職給料表の適用を受ける医師に対する支給月額の限度額を改めるもので、この医師職調整手当と申しますのは初任給調整手当に類するもので、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対して支給される手当でございます。

それについて30万6,900円を30万9,000円に改めるというものでございます。

また、この改正の中でですね、文言の訂正等がございますが、その説明は省略したいと思っております。

次に、第20条では、勤勉手当を改定するものでございます。100分の80を100分の90ということで、12月の手当で100分の10上乗せするものでございます。

次に、18ページでございますが、18ページでは、第2号に再任用職員の勤勉手当の支給率と、それから附則では、55歳以上、6級に該当する職員が、給与が100分の1.5減額される措置がございますので、その際の計算方法について記載されているものでございます。

それから、18ページの中段以降は、給料表の改定がされているものでございます。それが27ページまで続いております。

27ページで第2条、東峰村一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するというので、第9条では扶養手当の改定が行われるものです。これは、配偶者と子どもについて改定されます。

第9条第2項第2号のアンダーライン部分、子及び孫、この部分がありますが、これを子、孫と2つに分けるものです。という理由が、子どもの子に対する扶養手当が改定されるため、分割するものでございます。

28ページでございますが、第10条では、子に対する扶養手当が、配偶者がある場合とない場合で異なっておりましたので、それが今回統一化されるものでございます。

それから、29ページの第3項等ですが、これは、第3項の文章にされているものをですね、30ページの改正後の条例ですが、1号、2号、3号と各号書きに、簡単に言えば変えたものでございます。

それから、第20条につきましては、12月の勤勉手当の支給率を100分の10増やしておりましたが、29年4月1日以降は、6月の勤勉手当、12月の勤勉手当、2回に振り分けるために、100分の90をそれぞれ100分の85ずつに変えると、そういった条例でございます。改定でございます。

その後、第20条第2項第2号については再任用職員と、また、附則では55歳以上、6級に該当する職員の計算方法等を定めるものでございます。

次に、第3条でございます。

東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を次のように改正するというので、これにつきましては、別にお配りしておりました概要のほうを見ていただきたいと思います。概要の下段の部分になります。

第3条関係ということでですね、まず、一番下の(3)の部分です。これが第8条

	<p>の2に関係するもので、育児休業等に係る子の範囲の拡大ということで、こういったものが子に該当するかと、そういった部分が今回改正されておりますので、その部分でございます。</p> <p>次に、第11条関係、(2)の部分ですね、介護時間の新設ということで、これが第11条と第15条に関係するわけですが、介護時間の、今まで介護休暇というのがございましたが、介護時間という休暇が今回新設されるということですね。</p> <p>それから、(1)では、介護休暇の分割ということで、介護休暇を分割することができるようになるものでございます。そういった関係の改正でございます。</p> <p>議案書のほうに戻っていただきたいと思います。</p> <p>35ページでございます。</p> <p>35ページの附則第1項ですが、施行期日等を定めるものです。</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>ただし第3条の規定、勤務時間、休日及び休暇に関係する改正ですね。これにつきましては29年1月1日から、第2条及び附則第5項の規定は、同年4月1日から。これは、勤勉手当をですね、100分の10を6月と12月に分けて支給する関係でございます。それにつきましては、同年4月1日から施行するということです。</p> <p>第2項では、第1条の規定、これは、給与表の改定と、そういったものでございます。初任給調整手当の改正、勤勉手当の改正、そういったものにつきましては、平成28年4月1日から適用し、勤勉手当の100分の10の増額については、本年の12月1日から適用すると、そういった内容でございます。</p> <p>それから、附則の第5項ですが、これについては、扶養手当に関する特例、経過措置が定められております。</p> <p>これにつきまして、また先ほどの概要表のほうに戻っていただきたいと思います。</p> <p>概要表のちょうど中段辺りに表がございますが、配偶者、子と父母、子、父母等とそれぞれ扶養手当があるわけでございますが、平成28年度におきましては、配偶者1万3,000円、子6,500円、父母等6,500円と、これが現行の扶養手当の額でございます。</p> <p>これが29年度には、配偶者1万円、子8,000円、父母等には変わらず6,500円。平成30年度には、配偶者が6,500円、子については1万円、父母等については変わらず6,500円と。その後31、32は同額と。こういったように推移していくものでございます。</p> <p>以上が、今回の改正案でございます。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 議案第44号「東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について」。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>37ページをお願いいたします。</p> <p>議案第44号「東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について」</p> <p>上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成28年12月6日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、また、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、東峰村税条例等の一部を改正する必要が生じたため提案するものです。</p>

	<p>主な改正点につきましては、38ページから67ページにかけての改正案、アンダーラインの部分になりますが、主な改正点につきましては、法人税率の改正、これは、10.6%から8.4%への税率引き下げになります。及び自動車取得税の廃止に伴い、軽自動車税に環境性能割を導入、並びに現行の軽自動車税の字句を種別割に名称変更するという事などであります。</p> <p>なお、これらの改正につきましては、朝倉地区税務連絡協議会とですね、協議それから統一いたしまして、今定例議会に提案をさせていただくものでございます。以上でございます。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 議案第45号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>68ページをお願いします。</p> <p>議案第45号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」上記の条例案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成28年12月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>提案理由、国民健康保険事業特別会計の健全な運営に資するため、国民健康保険税条例の一部を改正するものである。</p> <p>国民健康保険は、加入の皆さんが安心して治療を受けられる、助け合う医療制度でございます。生活習慣病の増加や医療の高度化により、医療費が年々高額になっております。医療の抑制につきましては、住民の方の特定健診の更なる受診を行い、その結果に応じ、保健師による保健指導、管理栄養士による栄養指導やウォーキングマイレージ事業を通して、健康維持・増進を図っているところでございますが、国保運営状況も28年度におきましては赤字になっており、その補填として一般財源を3,580万円ほど、法定外の繰り入れを行う必要を生じた状況でございます。</p> <p>今回の改正は、保険税の収入を7.9%程度の増加を見込んで、本条例の改正案を上程するものでございます。</p> <p>改正案としまして、国民健康保険税の医療給付費分の所得割率を7.2%から7.7%に、均等割1万9,000円から2万200円に、平等割2万円から2万1,200円へ、後期高齢者支援金分の所得割率1.8%から2.1%へ、均等割5,000円から5,600円へ、平等割5,000円から5,900円へ、介護保険納付金分の所得割率1.5%から1.8%に。均等割1万円については、変更ありません。平等割2,000円から2,600円に改正するものでございます。</p> <p>69ページをお願いいたします。</p> <p>新旧対照表を69ページから載せております。</p> <p>73ページをお願いいたします。</p> <p>附則、施行期日、第1条、この条例は平成29年4月1日から施行する。</p> <p>適用区分、第2条、この条例による改正後の東峰村国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度の国民健康保険について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。</p>
日程第9	
議長	<p>次に、日程第9 議案第46号「東峰村過疎地域自立促進計画の変更について」。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>74ページでございます。</p>

	<p>議案第46号「東峰村過疎地域自立促進計画の変更について」 東峰村過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、東峰村議会基本条例第10条の規定に基づき議会の議決を求める。 平成28年12月6日提出、村長名でございます。 提案理由、新規の計画路線の林道五駄・土師山線を事業内容に追記するため東峰村過疎地域自立促進計画の一部を変更するものでございます。 内容といたしましては、75ページに新旧対照表をあげております。 区分といたしましては、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の部分でございます。そこの中に別表がございまして、増やす分のところが下線で書かれておりますけれども、林道の部分のですね、五駄・土師山線、新設ということで、延長として4,450m、幅員4mでございます。 事業主体は村、という部分の追加でございます。以上です。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 議案第47号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」。 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>議案第47号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）」 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,996万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,820万4,000円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 平成28年12月6日提出、東峰村村長名でございます。 77ページをお願いいたします。 第1表、歳入歳出予算補正の歳入につきましては、9款1項分担金に550万3,000円の増、11款2項国庫補助金で1,766万円の増、12款2項県補助金で115万6,000円の増、15款2項の基金繰入金で4,568万3,000円の増、17款4項雑入では3万4,000円の減と。 歳入合計、合わせて6,996万8,000円、補正後の合計は37億1,820万4,000円となるものでございます。 78ページをお願いいたします。 歳出でございます。 1款1項の議会費では6万円の増です。 2款1項総務管理費では653万3,000円の増、3款1項社会福祉費では3,138万2,000円の増、2項の児童福祉費では511万円、3項の老人福祉費では674万4,000円の増でございます。 4款1項保健衛生費では7万円の増、6款1項農業費では1,100万円の増、2項の林業費では51万円の増です。 7款1項商工費では1,200万円、2項の観光費では95万円の増です。 9款1項消防費では169万4,000円の増です。 10款1項教育総務費では34万4,000円の増、2項の小学校費では9万5,000円、文化財費では652万4,000円の減額でございます。 補正の合計が6,996万8,000円で、補正後の歳出合計は37億1,820</p>

	<p>万4,000円とするものでございます。</p> <p>82ページをお願いいたします。</p> <p>歳入ですが、まず、9款1項1目農林水産業費分担金では、農村環境整備事業及び鳥獣被害防止対策事業の過年度分に対する分担金550万3,000円を計上しております。</p> <p>11款2項1目総務費国庫補助金では、地方創生推進交付金として975万円、2項の民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業国庫補助金として1,242万3,000円、老人福祉費国庫補助金に92万7,000円を計上しております。</p> <p>4項の教育費国庫補助金では、地域間交流事業費補助金の減額ですが、544万円の減額です。</p> <p>12款2項2目の民生費県補助金では、乳幼児医療県補助金に110万4,000円、重度障害者医療県補助金に9万9,000円、ひとり親家庭等医療費県補助金に12万3,000円を計上しております。</p> <p>4目の農林水産費県補助金では、特用林産基盤整備事業費補助金として51万円。</p> <p>7目の教育費県補助金では、文化財保護工事補助金を68万円減額するものでございます。</p> <p>15款2項1目の財政調整基金繰入金では、4,481万4,000円を増額するものです。</p> <p>20目のすこやか子育て基金繰入金では、86万9,000円を増額するものでございます。</p> <p>17款4項1目雑入では、岩屋神社屋根改修に係る負担金、これについて3万4,000円減額するものでございます。</p> <p>84ページをお願いいたします。</p> <p>歳出ですが、総務課の関係だけご説明申し上げます。</p> <p>2款1項1目一般管理費ですが、報酬の22万4,000円の減ですが、これにつきましては、嘱託職員の報酬につきまして、当初予算では27年度の給料表に基づいて算定しておりましたが、人勧でベースアップがされております。その部分を今回計算し、22万4,000円追加するものでございます。</p> <p>次に、3節の職員手当につきましては、今回の人事院勧告によるものでございます。216万1,000円追加するものでございます。</p> <p>5目の財産管理費ですが、工事請負費として350万円追加するものでございます。これは、老朽危険家屋の解体工事に係るもので、議員ご存じのとおり、大行司交差点の小林高田さんの家屋を解体する工事費でございます。</p> <p>これにつきましては、現在、指導、勧告、命令、戒告と段階を踏んでいくわけですが、この命令を現在行っているところでございます。</p> <p>1月13日以降に戒告を行い、約それから1カ月ぐらいで行政代執行という形になろうかと思っておりますので、実際に工事にかかるのは2月下旬ぐらいになる見込みでございます。</p> <p>以上で、総務課の説明を終了いたします。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課で所管するところの補足説明をさせていただきます。</p> <p>84ページ、2款6目企画振興対策費でございます。64万8,000円計上をさせていただきます。</p> <p>内容といたしましては、委託料64万8,000円ということで、調査委託料としてあげさせていただいておりますけれども、企業誘致に係る調査業務の委託費でございます。</p>

	<p>木質系ですね、形成板製造業者と言いますか、プラスチック系、木質チップをプラスチックで固めたレンガですね、関係の企業進出の提案がっておりますので、それに係る調査の委託料をあげているところです。</p> <p>それから、86ページをお願いいたします。</p> <p>7款3項観光施設管理費、95万円の補正を計上させていただいております。</p> <p>中身はですね、需用費40万5,000円、修繕料でございますけれども、これにつきましては、道の駅小石原のほうですね、浄化槽の臭突管の修繕費12万5,000円と、ぽーん太の森の浄化槽ですね、中継ポンプ槽の蓋が腐食しておりますので、こちらのほう28万円ということで、合計で40万5,000円の修繕費をあげております。</p> <p>それから、その下の委託料54万5,000円、これにつきましては、指定管理料の分ですけれども、鼓の里のトイレですね、浄化槽の人槽を増強と言いますか、40人槽から96人槽に能力を上げましたので、それに伴う浄化槽代のほうが上がっておりますので、その分を計上をさせていただいたところでございます。以上です。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>住民税務課の関係するところを申し上げます。</p> <p>84ページをお願いしたいと思います。</p> <p>3款1項11目臨時給付金給付事業です。</p> <p>財源内訳につきましては、先ほど歳入のところでありましたが、全額が国庫支出金になります。</p> <p>主な歳出につきましては、右の節のところになりますが、まず13節委託料です。91万8,000円、こちらは電算システムの改修委託料を予定いたしております。</p> <p>それから19節になります。負担金補助及び交付金ということで、1,125万円を計上いたしております。</p> <p>こちらにつきましては、消費税の税率引き上げが予定されております平成31年10月1日前までの、9月までの2年半分につきまして、1人当たり1万5,000円の給付金を一括して支払うということになります。現時点での対象者の方は、約750名の見込みとなっております。</p> <p>平成29年3月より、申請受け付けを現時点では予定をいたしております。</p> <p>住民税務課につきましては、以上でございます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>保健福祉課の所管するところを、説明をいたしたいと思います。</p> <p>84ページをお願いします。</p> <p>3款1項3目国民健康保険基盤安定費、操出金ですが、国民健康保険特別会計の補正に伴う法定外繰り入れでして1,791万8,000円の補正でございます。</p> <p>4目重度障害者医療19万9,000円と6目のひとり親家庭等医療費84万2,000円、これについては、扶助費で24万7,000円、これについては、実績と見込みによる補正でございます。</p> <p>また、ひとり親のところ、23節償還金利子及び割引料のところでございますが、59万5,000円。これは、平成27年度県補助金の確定による返還をするものでございます。</p> <p>85ページをお願いします。</p> <p>3款2項1目児童福祉費、扶助費でございますが、これは、10月からのこども医療の改正に伴う増額でございますが、313万円の増となっております。そのうちの307万が扶助費の分でございます。</p> <p>それと償還金利子及び割引料の5万3,000円でございますが、これは平成27</p>

	<p>年度県補助金の確定に伴う返還の分でございます。</p> <p>3目児童福祉施設費、民間分でございますが198万円。定員割れ加算でございますが、これは、小石原保育園の児童数の減少に伴い運営が困難になっておりますので、東峰村の家庭での保育が困難な児童の保護という観点から、経営を維持していただく方法として運営のための補助金の交付を行うものでありまして、補助の対応をお願いするものでございます。</p> <p>3款3項1目老人福祉費674万4,000円の増でございますが、負担金でございますが、後期高齢者医療療養給付費負担金でございますが、これは、負担金の確定によりまして559万1,000円の補正を行うものです。</p> <p>下のはり・きゅう・あんま整体施術助成ですが、22万6,000円、これは、実績に伴う見込みにより補正を行うものであります。</p> <p>下の地域介護福祉空間整備推進事業92万7,000円でございますが、これは、厚労省が行う事業でありまして、村が主体となるもので、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボットの導入ということで、申請されました特別養護老人ホーム清和園へ交付決定され、補助金を村が受け入れて、清和園へ交付するものでございます。</p> <p>補助金の受け入れとしましては、11款2項2目3節の老人福祉国庫負担金で受け入れて、補助を交付するものでございます。</p> <p>4款1項8目母子保健事業費7万円の増でございますが、これは、平成27年度未熟児医療の補助金の確定に伴う県への返還金でございます。以上でございます。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>85ページの6款1項4目農林水産振興対策費、こちら補正額1,100万円。</p> <p>財源の内訳といたしましては、総務費国庫補助金500万円、村費、その他一般財源が600万円となっております、これは2分の1の交付金事業であります。</p> <p>100万円は付帯業務の想定で、調整として加算をしておるところでございます。</p> <p>13節委託料1,100万円で、イッピンプロジェクト、現在これは当初予算でイッピンプロジェクトを進めております。</p> <p>今回の業務につきましては、施設機能から見た適地調査、それから既存商品のブラッシュアップ、売上向上に関係するものの委託料となります。</p> <p>続きまして86ページ、6款2項2目林業振興費、補正額51万円。これは、県補助金の51万円、全額を補助金として支出するものであります。</p> <p>特用林産基盤整備事業補助金ということで、これは、実施計画に基づきまして、東峰村のほうに在籍されますきのこ生産組合、こちらのほうに椎茸のですね、一時保冷用の保冷库としまして、30%の補助率で県の補助金、その全額を支出するものであります。</p> <p>それから、その下の7款商工費、1項1目商工振興費、補正額1,200万円。</p> <p>財源の内訳といたしまして、これも総務費国庫補助金で475万円、一般財源725万円で、250万円で調整金として加算をしております。</p> <p>委託料1,200万円、トーキョーディネータープロジェクト、地域商社ということで、陶器販売拡大にかかりますもの、それから、テストマーケティングにですね、可能性調査を含めた現況の把握、そうした業務を委託料として計上させていただきます。以上です。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>教育課です。</p> <p>86ページをお願いいたします。</p> <p>10款1項7目スクールバス運営管理費でございます。</p> <p>スクールバス、小石原庁舎の前にスクールバスの車庫がございます。そちらの車庫</p>

	<p>のシャッターがですね、老朽化によりまして修繕が必要になっております。モーター、チェーン等の取り換えで34万4,000円。</p> <p>続きまして、小学校費の小学校教育振興費でございます。</p> <p>扶助費でございますが、就学奨励費を支給しております。新1年生の分を計上しておりませんでした。4名、新1年生が新たに入って扶助をいただいております。その分の不足分9万5,000円を補正するものです。</p> <p>それから、10款6項2目文化財事業費でございます。</p> <p>委託料をあげておりましたが、岩屋神社の修理がですね、岩屋神社の工事主体となりましたので、すべてその分を減額させていただいております。</p> <p>委託料につきましては、設計監理料120万円、それから工事請負費、保存工事費でございます580万円、それと負担金でございますが、こちらは村から負担金を支出していただくようになりますので、47万6,000円の補正をしていただくように計上しております。以上でございます。</p>
議 長	議会事務局長
議会事務局長	<p>84ページをお願いいたします。</p> <p>1款1項1目議会費です。11節需用費6万円の増額です。</p> <p>内容につきましては、プリンターの環境トナー代を6万円計上しております。以上です。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>86ページの消防費について説明が漏れておりましたので、補足説明をしたいと思っております。</p> <p>9款1項2目非常備消防費で、10万円の旅費の補正でございますが、総務大臣感謝状贈呈式ということで、これは、東峰村消防団が機能別団員を導入したことによりまして、団員数の増加に貢献したということで、総務大臣の感謝状を今回受けることになりました。それにつきまして、2名分の旅費を計上しているものでございます。</p> <p>3目の消防施設費では、委託料から22節の補償費まであるわけですが、これにつきましては、土師山に防災無線の中継局があるわけですが、アンテナ感度を向上するために、周りの支障木を伐採したいと思うわけでございます。</p> <p>それにつきまして、地権者と交渉しているところでございますが、それに関する用地をですね、できれば買収していただきたいと、そういったことになっております。</p> <p>村といたしましても、そのまま伐採しても、また植栽されると、10年近く経てばですね、またまた伐採を行うと。そういったことを考えれば、用地を買収したほうがいいのかと、このように考えておりますので、今回その関係費用159万4,000円を計上しているものでございます。以上です。</p>
日程第11	
議 長	<p>次に、日程第11 議案第48号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」。</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>88ページをお願いします。</p> <p>議案第48号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」</p> <p>平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,350万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,3</p>

	<p>07万2,000円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成28年12月6日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>89ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、3款1項国庫負担金1,029万2,000円の増でございます。</p> <p>2項国庫補助金280万9,000円の増でございます。</p> <p>6款1項県補助金218万5,000円、2項県負担金30万3,000円の増、8款1項繰入金1,791万8,000円の増。</p> <p>補正額としまして3,350万7,000円、合計4億1,307万2,000円でございます。</p> <p>90ページをお願いいたします。</p> <p>歳出、2款保険給付費、1療養諸費2,300万円の増、2項高額療養費821万6,000円の増、7款1項共同事業拠出金121万5,000円の増、10款1項償還金及び還付加算金107万6,000円の増。</p> <p>補正合計3,350万7,000円、計としまして4億1,307万2,000円でございます。</p> <p>93ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、3款1項2目療養給付費負担金998万9,000円の増でございます。これは、療養給付費負担金の増でございます。</p> <p>3目共同事業負担金、高額療養費共同事業負担金30万3,000円の増でございます。</p> <p>3款2項1目財政調整交付金、普通調整交付金280万9,000円の増でございます。</p> <p>6款1項2目調整交付金218万5,000円の増でございます。</p> <p>6款2項1目高額医療共同事業負担金30万3,000円の増でございます。</p> <p>8款1項1目繰入金1,791万8,000円、これは、その他の繰り入れでして、法定外の繰り入れでございますが、増となっております。</p> <p>94ページをお願いいたします。</p> <p>3、支出のほうですが、2款1項1目一般被保険者療養給付費2,300万円の増となっております。医療費でございます。</p> <p>2款2項1目一般被保険者高額療養費821万6,000円の増でございます。</p> <p>7款1項1目高額医療費拠出金121万5,000円の増ですが、これは、事務的交付金の確定による補正でございます。</p> <p>10款1項3目償還金107万6,000円の増でございます。これは、平成27年度国民健康保険療養給付費等負担金等の確定による返還金でございます。以上でございます。</p>
議 長	以上で、補足説明を終了します。
休 憩	
議 長	10時45分まで休憩します。 (10時32分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (10時45分)
日程第5	

議長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は9名の議員より提出されています。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は1時間以内となっています。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>5番 高橋弘展議員の質問を許可します。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	質問に入ります前に、資料の配布をお願いしたいと思います。
議長	<p>事前に確認していますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
5番	<p>ただ今配布していただきました資料に関しましては、こちら「みんなで支える介護保険」といって、福岡県の介護保険広域連合の資料の中から、参考資料として手元に置いていただければと思います。それに関する質問を行っていきたいと思います。</p> <p>それでは、質問に入りたいと思います。</p> <p>今回、2点の一般質問を行います。</p> <p>1点目は介護保険事業について、もう1点は、本年4月から始まりました高齢者のいきいきサロンについて、一般質問をしてまいります。</p> <p>まず、介護保険事業について、お聞きしたいと思います。</p> <p>平成27年度より東峰村の65歳以上の介護保険料、このグループ別保険料と言いますが、それが大幅に上がりました。これは、東峰村の中でも多くの方が、何でこれだけ上がったんだろうと疑問に持たれ、だいぶ質問も受けたところでございます。</p> <p>そのまま2年が経過しているわけですが、まず、この介護保険料がなぜ上がったのかという部分で、この介護保険料の仕組みですね、についてお伺いしたいんですけれども。</p> <p>先ほど配布しました65歳以上の方の、このグループ別保険料という部分で、どれくらい上がったかと言いますと、この保険料の段階の中で1段階から16段階まで、所得に応じて保険料決められておりますが。</p> <p>例えば第5段階、この基準となる額なんですけれども、公的年金等収入額と合計所得額を合わせたものが80万円から120万円までの方の保険料で言うと、Bグループ、前までは大体6万6,535円、年間だったんですけれども、この平成27年度からは年間8万8,426円と約2万円ほど、年間で保険料が増えたということになります。</p> <p>そこでですね、この介護保険料、65歳以上の方の保険料については、どういうことで決定されていくのか、その仕組みについてお伺いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>議員ご承知のように、この介護保険料につきましては、福岡県では広域連合の構成市町村、33市町村によりまして介護保険料が決められているというところであります。</p> <p>それに伴いまして3グループ、A、B、Cグループに分かれまして、それぞれの保険料が決まるという形で、詳細については保健福祉課長より答弁をさせていただきます。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	介護保険のグループ分けにつきましては、福岡県介護保険広域連合で平成17年度

	<p>よりグループ別保険料が導入されております。</p> <p>グループ分けにつきましては、構成市町村の給付の高い順から1対2対1、Aグループでありますと8市町村、Bグループであれば17市町村、Cグループであれば8市町村の割合で区分し、保険料を設定しております。</p> <p>どうやって決まるかという、高い順からですね、高齢者1人当たりの給付費を基にですね、基準の2カ年間の実績に基づくものですが、その算定された1人当たりの給付費の高い順からですね、ランクが決まっていくという形になっております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	確認になりますが、現在、平成27年度から始まったこの保険料に関しては、平成24年度、25年度の介護給付費に基づいて決められているということでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	議員ご指摘のように、24年、25年のですね、給付費の実績に基づいてですね、保険料が決定をされております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	もう少し確認になりますが、東峰村がBグループからAグループに上がったということで、東峰村が全33加盟の市町村の中で、1人当たりの給付費の順位が上がったということでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	議員言われたとおりですが、1人当たりの医療費が上がったので順位が上がったということになります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ここで重要になるところなんですが、2番の質問にまいらせていただきます。そこで、東峰村が現在Aグループでどの位置にいるのでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	現在の位置はAグループで、8市町村中の7番目の位置に位置しております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	今、課長からお答えいただいたとおり、Aグループの下から数えて2番目の位置に属しているかと思えます。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	計画の見直しは3年ごとにありまして、今後平成27年度と28年度の実績により算定の高齢者1人当たりの給付費が、構成市町村の9位以下になれば平成30年からBグループに戻ることは可能になります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	今、課長に説明していただいたとおり、Bグループに戻ることは可能と。

	<p>町、3位が福智町、4位が川崎町、5番目が糸田町、6番目が田川市、そして7番目が東峰村、その下が、8番目が香春町。そしてBグループの1番目になる9番目が上毛町。</p> <p>東峰村の給付費につきましては、1人当たりの給付費は、1人当たり36万6,659円、その下の香春町につきましては35万4,854円。Bグループの1番目にあたる上毛町は、1人当たり34万6,869円となっております。</p> <p>こう比較しますと、現在のこのBグループの1番目である上毛町と東峰村の1人当たりの給付費の差は約2万円ということで、Bグループに戻るということは、この平成24年、25年の数値であります、不可能ではない数字なのかなと思っております。</p> <p>ただ、東峰村におきましては、今後介護給付というのは、減るということはなかなか難しいのかなというのが、やはり人口構成等高齢化を考える上では、なかなか難しい問題であります。</p> <p>そこでまず、今回やはりなぜAグループになったのかということをもう少し押さえておきたいのですが、東峰村としましては、なぜ今回Aグループになったのか、1人当たりの給付費が他の市町村よりも伸びたのか、その理由について伺います。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>増えた要因としましては、介護を受ける方が増えてきたということになるかと思えます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>これは確かに、東峰村の人口構成を考える上では、どんどんこれから65歳以上の、この介護保険に対象となる方が増えていき、そして東峰村の特徴でもありますけれども、80歳以上の方が結構他の市町村に比べても人口構成的には多くなってきております。その部分もあるかと思えます。</p> <p>村民の方もいろいろ、何で介護保険料が上がるんだろうかという部分、すごく疑問に思って、私たちはどうにかできないのかということも考え始めてきているのかなということで、やはりその疑問にもう少し答えていかないといけないかなという部分、すごく感じるんですが。</p> <p>その村民の人たちの中でも、いや、村の中には2つ特別養護老人ホームがあるということが、その介護給付費が上がる要因ではないかという話も出てきておりますが、そういった部分というのは、介護保険料と関係ありますでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>給付費が高くなっている要因としましては、高齢化が1つありまして、また、それに伴ってですね、給付を必要とされる方が多くなっていることでございます。</p> <p>また、それに伴いましてですね、給付を受けるところの施設が2カ所ある等も原因の、要因の1つには否めないのじゃないかなというふうに思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう少し、施設があることについて、かみ砕いて説明していただきたいなという部分があるのですけれども。</p> <p>前住地特例と言いますか、要は、外から介護施設、2つの特老に入られる方については、例えば東峰村外から来られた方に関しては、前住地の介護保険の扱いになるということを知っておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>他市町村からのですね、入所者、宝珠の郷、清和園のほうに来られている方は、住所特例と言いまして、住所があったところがですね、介護保険の給付費を払うということになっておまして、東峰村としては、転入者については給付をしてないよう</p>

	な状態で、特例という形になっております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	もう1つお聞きしたいのが、例えば他の市町村から来られた方が前住地の特例になりますが、さらに、例えば清和園、宝珠の郷から、また他の市町村に移動されるということが起こった場合、それは東峰村の住所地になるのでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	特例で入所されてある方がまた他の施設に入所を変えた場合ですね、入所先を変えた場合については、また従前の住所地のところが特例入所ということですね、介護保険給付を行うということでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	整理して言いますと、例えばのところで、うきは市から入所された方が、またさらに東峰村外に出られた場合も、そのうきは市のほうが介護保険の対象地という形によるのでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	議員おっしゃるとおりですね、元々の住所があったところのですね、市町村が介護給付を行うということになります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ちょっと話がそれてしまいましたので、本題に戻りたいと思いますが、4番の質問にまいりたいと思います。 今、Bグループに介護保険料、戻すことは可能ということではありますが、現状として難しい現状もあります。 そこで村長にお伺いしたいんですけども、このままAグループであることについて、いいのでしょうか、悪いのでしょうかという聞き方は、なかなか難しいんですけども、村長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。
議 長	村長
村 長	Aグループにはですね、議員先ほどから言われますように、保険料が上がりますので、これはやはりBグループ、それからCグループに行ったほうがよろしいかということは当然のことです。 しかしながら村としてもですね、この介護保険の抑制というのは、やっぱり図っていかねばならない。そういったために、どのような取り組みがあるのかということでもありますけれども、やはり予防、つまり健診とかですね、そういったものを確実に受けていただき、そして自分の体のことを知っていただいて、予防等にですね、十分注意をしていただきますと、高齢になられた方でもですね、健康が維持していけるのではないかと考えております。 そういった取り組みの中で東峰村といたしましても、今回地方創生の中でマイレージ事業のですね、そういった万歩計方式のものも取り入れまして、高齢者の方の健康づくり、それから、あとやっておりますのが、いきいきサロンですね、そういったものも含めて、この東峰村の高齢者の方が健康で、しかも生き生きとした生活ができる環境づくりというのは、村がやはり取り組んでいかねばならないものだと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	抑制していかねばならないということで、確かに抑制していくと、保険料も下がり、皆さんの負担も減って、なおかつ、ということは、裏返すと皆さんが健康であるということにも繋がってくるかと思えます。 しかしながら、介護保険に関しましては、やはり介護の手助け、助けが必要という方には使っていただきたい制度でもあります。そのさじ加減というところが、一番

	<p>難しいところなのかなと思います。</p> <p>そこで、今回この質問をさせていただいたのも、やはり介護保険に対して正しい知識、今後の方向性、村がどういうふうな方向性を持っていつているのか、それぞれに従って村民の皆さんはどういうふうに関護と向き合えばいいのか、ということをややはり考えていかないと解決しない問題かなという認識を持っております。</p> <p>そこで少しお聞きしたいのが、やはりこの要介護という部分に立った場合に、なかなか元に戻ることができない。要は、要介護認定を外すということは、なかなか難しいことになってくるのかなと思っております。</p> <p>要介護1、2、進んでいくと、もう次に3、4、5と上がっていかざるを得ないという現状があるかと思っております。</p> <p>そこで、やはりその入り口となる部分、介護認定について、少しお聞きしたいのですが。</p> <p>今、高齢者となる65歳以上の方は、団塊の世代の方がその世代を迎えて多くなってきております。そこで巷では、とりあえず介護認定が受けられることになったから、とりあえず受けようよという話も聞かなくはありません。</p> <p>ただ、この介護認定というのは、おそらく介護保険料というのがかかっております。と思っておりますが、まず確認なんですけれども、介護認定というものに関しては、先ほど介護保険のAグループ、Bグループを決める介護給付費にあたる部分になるのでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>認定についてはですね、介護保険料については、給付を行った実績としてですね、その1人当たりの給付費のほうで反映されて、その給付費がどうなのかということで、保険料のランク付けがされますけど、認定についてはですね、認定したからといって給付費がすぐ上がるものじゃないかと思っておりますので、そういう認定を受けて給付を受ければですね、給付が増えていけば上がっていき、受けなければそのまま上がっていかないんじゃないかと思うんですが、認定を受けたからといって給付費がすぐ上がるということには繋がらないと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ちょっと質問の意図がずれてしまったかもしれないですが、おそらくその給付、介護認定にあたっては、要は、認定に対して会議が行われ、その人件費等介護保険から支出される部分が入ってくるかと思っております。介護認定にも介護保険料というのが使われて、給付に加算されていると思うんですが、いかがでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>介護認定のためにですね、審査会を行います、医師からの意見書、審査会等の報酬の費用もかかりますので、その費用についてはですね、介護保険の費用から賄われておりますので、その分はかかってくると思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ということになりますと、やはり本当に必要な方については要介護認定ですね、介護認定というのを受けていただきたいですけれども、とりあえず介護認定というのは、やはり避けていただきたいというのが現状であるかと思っております。</p> <p>そういった部分で、役場の対応であったり窓口対応、こういった対応を取られているのでしょうか。お聞きします。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>介護認定ができるかどうか分からない方についてはですね、チェックリストというのが今ありまして、それを用いて介護認定が否か不可かという判定をすることになっておりますので、該当になればですね、そのチェックリストで該当になれば介護認定</p>

	申請のほうへ、なければ機能訓練とかですね、そちらのほうですね、介護予防のほうにご紹介をしているところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>介護認定、おそらくこの介護保険の広域連合の裏面に書いてある、このチェックリストなのかなと思うところですが。</p> <p>簡単に言うと社会参加ということで、「バスや電車で、1人で外出していますか」、「日用品の買い物をしていますか」、こういう内容かと思います。</p> <p>介護認定につきましては、ぜひ窓口等でもチェックをしながらではございますが、本当に必要な方とどういう形で介護認定を受けられに来たのかという部分の、やはり判別。</p> <p>やはりこの介護保険という制度について、やはり詳しく来られた方には説明が必要かなと思いますので、ぜひともお願いしたいところでございます。</p> <p>もう1つお伺いしたいのが、この介護認定に係る部分、その中についてお伺いしたいんですけども、今、広域連合に入っておりますので、広域連合のルールと言いますか、そういった部分の定められたところによって、要介護の何に当たるか、要支援の何番に当たるかという部分定められておりますが、福岡県内においても、他の広域連合に入っていない市町村であったり、そういった部分の介護認定とちょっと差があるのではないかという声もお聞きしたりします。</p> <p>例えば、福岡市では要介護2に当たるのに、東峰村では同じ程度だと思うのに要支援1、2であったりとか、その反対もひょっとしたらあるかもしれません。そういった部分の制度の平準化という部分は、県や広域連合内、そういった部分では何か基準、定められているのでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	介護認定につきましては、国の基準がありますので、それに基づいて認定をされているものと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	1つ気になる場所ですね、その要介護認定というのが、どういう方々によって認定されていくのか、その仕組みと構成メンバーをお教えいただけますでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	資料が手元にございませんで、後ほどご報告したいと思います。
議長	高橋議員、今のは資料があったほうがいいなら、暫時休憩して資料を持って来てもらいますが。要らない。 5番 高橋弘展議員
5番	<p>何かしら分かる形で回答をお願いしたいと思います。資料では皆さんに伝わらない部分がございますので。</p> <p>ぜひ、この制度の平準化、要は、ここで受けたらこの要介護認定、ここで受けたらこの要支援認定というのは、やはり避けていただきたいなというのは、やはり広域連合の話の中でも、今、たぶんおそらく筑前町も同じ事務作業を行われているので、そこの共通した認識であると思いますが、それが同じ広域連合の中でも、他の事務組合になると違うということでは、やはり困るのかなと思いますので、その辺の平準化の部分について、強く訴えておきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>その前に、先ほどの分かる範囲で答弁してもらいましょうか。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時17分)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時21分)</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>審査会のメンバーとしましては、医師、社会福祉士、介護福祉士、保健師のメンバーによってですね、審査会が行われております。</p> <p>また、審査会はですね、連合はですね、各支部ごとに審査会を設けておりますので、各支部ごとに審査会が開かれております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>やっど整理ができるかと思いますが、支部ごとに審査会が行われているので、その辺の要介護認定の平準化がしっかり行われているかという部分を、すごく聞きたいとかですね、行っていただきたいと思うんですが、その辺はお願いできますでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>認定につきましては、連合等で研修も行われておりますし、国の基準に基づいて行われております。また研修も行われておりますので、均一な審査会が行われているのかと思います。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>これ以上質問してもなかなか難しいのかなと思います。</p> <p>ぜひとも皆さんがやはり分かるような形でですね、要介護認定というのが行われていってほしいなということをご期待したいと思います。</p> <p>5番目の質問にまいりたいと思います。</p> <p>この介護保険に係る部分であったり介護という部分に関しては、今、65歳の高齢者向けにはいろいろ高齢者大学であったり、そういった部分で啓発は進められてきておりますが、やはり高齢者の方が介護が必要になるときにあっては、やはり介護する方々が家族の方、子どもさんたちであったりご親戚ということが多々あるかと思えます。そういった方々にやはり介護の実情であったり仕組みというのがご理解いただけないと、やはりこの介護給付という部分の抑制であったり、進んでいかないのかと思うんですが、そういう現役世代であったり、そういった支える家族の方々への介護保険事業であったり、地域包括ケアシステム等の啓発というのは行われているのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>平成27年度に広域連合作成の「みんなで支える介護保険」の冊子を全戸配布し、介護保険事業や地域包括システムについてはですね、啓発をしているところでございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>おそらく介護に関わる方は読むと思うんです。介護に関係ない方はたぶん読まないです。配りましたというのは、役場の常套句と言いますか、よく使われる言葉であります。それで伝わっているとは思わないので、何か伝える方法というのを考えていただけないでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員のおっしゃるとおりですね、配布物を配っても読んでいただけない、東峰テレビで流しても見ていただけない。そういったものが本当に現状であります。</p> <p>行政といたしましてもそれをどう克服するのかということなんでございますけれども、この介護保険等につきましては、各地区で血圧測定とか、それから老人の敬老に合わせた事業の中でもですね、説明等ができればいいかなと思っております。</p> <p>しかしながら、家族等になりますとですね、これはなかなかちょっと、そのところに、何と言うか、実際に関係してないと、なかなか足が近づいてこないのではないかと思いますので、こういったところもですね、今後ちょっと考えて、啓蒙啓発はです</p>

	ね、やっていきたいと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>本当に今、高齢者の方々にはいろんなところで話であったりはされてきているかと思えます。それでも漏れている方ももちろんいるかと思えます。</p> <p>プラスして、やはりいざというとき、やはり高齢者の方が介護が必要になったときに、自分ではどうしてもできないという現状が発生する可能性はすごくあるかと思えます。</p> <p>例えばで言うと、その方が認知症になってしまったり、発症してしまったりといった部分で、じゃあ介護保険であったり、そういった手続き等正しくやっていけるだろうか、それを家族にどう伝えるのか、自分の意思が正確に伝えていけるのか、そういった部分に繋がってくるかと思えます。</p> <p>ですので、やはり周りの方々に啓蒙啓発というのを繋げていかないと、一番最初のテーマでありますこの介護保険料がAグループからBグループになるというのは、なかなか難しい話ではないでしょうか。</p> <p>やはり今支える家族の方々がなかなか介護に時間を割くことというのは、今のライフスタイル上難しくなっているかと思えます。</p> <p>そこで前もって、そのことをどういう仕組みなのかを認識していただかないと、簡単には減らないのがこの介護保険料だと認識しておりますので、ぜひ、その辺の検討をお願いできますでしょうか、もう一度お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これはですね、東峰村、福岡県で一番高齢化率の高い村でございますので、そういったところは取り組んでいかなければならないということで、先ほどから申ししておりますように、マイレージ事業とかですね、いきいきサロン事業、そういったところで、やはり本は読まなくてもですね、ロコミという伝わり方もあります。</p> <p>今回このいきいきサロン事業につきましても、地区巡回を11月の11日からやっておるわけなんですけれども、知らない人が多いんですね。初めて知る方もおられますので、そういった役場がやっている事業等につきましては、1つはロコミ等の手段においてもですね、紹介できるような態勢、そういったものと、それから村民の方にお願ひしたいのは、こういった事業があつて、私たちはやってるよというようなですね、やはりロコミあたりを進めていただけたらと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>あまり自分の質問に対する回答でもないのかなと思えますので、ぜひとも家族の方々にもご理解いただけるような啓蒙啓発を行っていただきたいと思えます。</p> <p>この介護保険事業について、最後の質問にまいりたいと思えます。</p> <p>平成30年度から介護保険の要支援に対する部分に関しましては、市町村移管されるということで話を伺っておりますが、今後東峰村が行う要支援に対する事業、地域支援事業と申されるかもしれませんが、その部分、東峰村が今検討されている要支援事業というのはどういったものがあるか、今の段階でお答えいただけますでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>国の方針によりまして平成30年度から介護予防事業、日常生活支援総合事業の導入が義務付けられております。その中で多くのメニューがありまして、29年度に総合事業のための外部コーディネーターを交えて検討を行っていきたくと考えております。</p> <p>今現在行っている総合事業につきましては、通所型と訪問型ですね、ヘルパーとデイサービスの分ですが、その同等な部分のですね、今提供で、総合事業へ移管をし</p>

	ているところでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	その中で生活支援コーディネーターという事業に対してお聞きしたいんですけども、生活支援コーディネーターとは、一体どういった事業に当たるんでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	保健福祉コーディネーターは、生活支援、介護予防サービスの充実に向けてボランティア等の生活支援の担い手の育成や発掘等の、地域支援の開発やそのネットワーク化などを行う方ございまして、地域支援寄り合いの推進員のことでございます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	名称は生活支援コーディネーターでよろしいでしょうか。 ちょっと今文章を読まれただけではなかなか伝わらないですけども、今、村の中でも集落支援員制度、集落支援員というものも同時に考えられているかと思います。 それと生活支援コーディネーターは、聞いた話では同じようなことをするけども、別の制度であるという形ですが、今後村は集落支援もやる生活支援コーディネーターもやる、そういった考えでしょうか。
議 長	村長
村 長	またこれからの取り組みになろうかと思っておりますので、そういった段階におきましてはですね、また議員の皆さんたちにもお諮りをして、取り組むことになるかと思っております。 生活支援コーディネーターそれから集落支援員についても、今検討中ということでご理解をお願いしたいと思います。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	また詳細が分かりましたら、ご質問等をさせていただくかと思っております。 では、大きな質問、次にまいりたいと思っております。 いきいきサロンについて、お伺いしていきたいと思っております。 先ほどから村長のほうからちょこちょここと、いきいきサロンについてのことを申し上げられておりますが、平成28年の4月からこのいきいきサロンという事業が始まっております。制度のほう始まり、村内でも多くのサロンが立ち上がっているかと思っております。一方で、これから運営をどうしていこうかと、お悩みの団体も少し出てきているのかなと思うところです。 まずお伺いしたいのが、このいきいきサロンについて、このサロンの目的というのは、村としてどういう目的を持って、この事業を行われているのでしょうか。
議 長	村長
村 長	このいきいきサロンの目的につきましては、地域住民による手作りのふれあいの場を提供し、地域に居住するすべての人が寝たきりや閉じこもり、孤立に至ることなく、地域で生活できるよう地域住民による共助を推進し、見守り・ふれあいネットワークを構築することを目的としております。 これは、いきいきサロンの補助金交付要領の目的のとおりであります。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	とても目的とされている部分というのに関しましては、東峰村の今後の福祉を考える上では大事なところかなと思います。これは少し置いておきまして、あとからこれについてもお伺いしたいと思います。 今、多数のサロンが立ち上がっているかと思っております。現状について少しお伺いしたいんですけども。 今、サロンの数はどれぐらい立ち上がって、大体その合計、関わられている参加者というのはどれぐらいの人数いらっしゃるかお尋ねいたします。

議長	村長
村長	今、立ち上がっている団体は13団体でございます。概ね5人ということですので、計算をざっとしますと70人弱じゃないかと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	おそらくたぶん、1団体当たりもう少し人数があるのかなとも認識しております。そこで、最初にも少し言わせていただきましたが、運営という部分で、今、約半年以上経過したところですね、ちらほら聞こえてくるのが、最初に当初思っていたことはいろいろやってみたと。これからちょっと運営を続けていく上で、何をしていたらいいかなという部分も少し聞こえてくる部分であります。今、立ち上がっている13団体、全てが今も継続して活動は行われているのでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	今、13団体登録をされておりますが、大体毎月されてあるところもあるしですね、2カ月に1回とか等で実施されているところもあります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	回答になってないですけども、継続されているところと継続されていない団体というのはあるのでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	休まれているところはないかと思われまます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ちょっとこの質問をさせていただいたのが、少し世話人方をされている方が、ちょっと事務的な報告であったりが段々煩雑になってきて大変だなということで、今後見合わせようかという話を少し伺いましたもので、そういった団体があるのではないかと思ってお聞きしたところです。そこで2番の質問に入っていきたいんですけども、では職員の方々、役場はですね、各サロンにおいて、実態把握というのはされているのでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	把握としましては、事業を行う前の事業計画や実施をした後のですね、補助金の申請と申請書の提出と、また一緒にですね、写真を添付してもらおうようにしていますので、そのものから実情の把握を行っているところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	少し疑問に思うのが、今年始まったばかりの事業だと思います。制度的にはまだ固まっていない部分があるかと思う中で、職員の方は実際にサロンというのを見に行かれてないのでしょうか、そこがすごく気になります。最初、確かに書類では上がってきますけれども、それがどういうふうに行われているのかと把握しながら、このサロンというのは煮詰めていかないといけないと思うんですけども、職員の方はサロンには行かれていますでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	サロンのときにですね、健康相談とか、一緒に合わせてやられる場合が多くなってきております。その中でですね、サロンの実情等を把握しておるところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	おそらく違う目的で行ったので、ついで見えてきましたという回答に聞こえるんですけども。やはり新しく始めた事業ですので、職員の方々がやはりその事業に対してどういうふうに行われているのかしっかりと把握した上で、次年度以降であったり繋げていかないと、先ほど言いましたように、事業内容、要は、サロンの中身を何していいのか、

	<p>ちょっと分からなくなってきたというふうな形では、せっかくサロンが立ち上がっても継続していくのは困難なのかなど。</p> <p>確かに世話人の方々がいろんな経験や知識を持たれている団体につきましては、そのネットワークを活用して、保健師さんであったり社協さんであったり、様々な方々をお呼びして事業を構築できるかと思えますけれども、やはり困っている方々に関しては、誰に相談していいかも分からない状況というのものもあるのかなと思えます。</p> <p>そこで、やはりそういった現状をつかまないと先には進めないと思うんですけども、役場としてはその実態把握、実態がどういったものなのか把握されるおつもりはないのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>運営の実態把握についてはですね、実態を把握しておりませんでしたので、今後ですね、申請がないところ等についても、どういった事業をやりたいとか聞きながら、応援というか運営のお手伝いができたらやっていきたいと考えます。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>そこで3番の、変わりまして、助成金のことで少しお伺いしたいんですけども。この助成金額500円という部分ですね、どういう形でこの500円というのを決められたのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>500円というのはですね、目的のとおりですが、地域住民による共助を推進、見守り・ふれあいネットワークを構築することを目的としたサロンを実施することによりまして、地区及び組織の代表に対しての補助金でございまして、お茶菓子や食事代程度の金額として設定をしておりますのでございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>大体そのお茶菓子やら食事というところの認識で出たと思うんですけども。</p> <p>ちらほらこのサロンという事業が始まってから、私も聞くところがいろいろございまして、例えばある人に少しサロンの話、その方は結局サロンに入られなかったですけども、その方がサロンに誘われるときに、「あなたこのサロンに行くと500円が貰えるそうだよ、行かないかね」という誘いを受けた方がいらっしゃるそうです。</p> <p>この助成金のあり方として、それは500円配られているかどうか分かりませんが、500円配るといことは、このいきいきサロンの交付要綱に合致するのでしょうか、合致しないのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>補助金としましては、代表者にですね、1人当たり500円を交付しているものがありますが、500円を配って、次の機会のまたいきいきサロンをするときのお茶菓子代とかを個人個人で購入して持って来て、また次の機会で、その500円で買って来たものをその場所に持って来て、皆さんですね、お茶菓子とか食事をするということに充てただけにしているかどうかというのは分かりませんが、そういうものに使っていただければいいかと思うんですけども、村としましては代表者にですね、皆さんの分を交付をしているということですので、交付をしているところです。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>おそらく今の課長の説明であると、そういった形で配られている団体があるのかなと思わざるを得ないのですが。</p> <p>交付された金額に対して、それを参加者に配布するということは、その補助の要綱のあり方として正しいのでしょうか。あくまでもかかるその経費に対しての補助というのが、この要綱に書かれているはずですが、それは行っていいことでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長

保健福祉課長	500円配るということは想定をしておりませんでしたので、調査をしたいと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	見解をお伺いしたいと思います。 500円を配るということは、この交付要綱、交付規定にそぐうものなのでしょうか。
議長	副村長
副村長	これは、この団体がですね、皆さんの食事とかお茶菓子代として活用するという ことに対して、団体に対して補助金を支給するというところでございますので、皆さんに 配るということは想定しておりません。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	想定してないということは、できないということでしょうか。
議長	副村長
副村長	皆さんに配るということはできないということになります。 今、ちょっと言葉に語弊があったと思いますけれども、どなたが、じゃあ団体ので すね、経理として買いに行かれるかと、そういう方はいらっしゃるかもしれませんが けれども、その個人に対してお金を渡すということでは、そういうことはできないとい うことでございます。その人のものとして渡すというわけではないということで、あく までも皆さんの食べられるものという経費として、その団体が使うということでご ざいます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ぜひ、調査をしていただきたいと思うのと、やはりこのサロンに集まっていた いて、皆さんで福祉について考えて、支え合っていこうというのがそもそもの目的な ので、やはりちょっとこの始まった経緯上、この500円というのが独り歩きしてし まって、行ったら500円が村から入ってくるからどうのこうのというので、このサ ロンが動き出しすぎてしまったので、本来の支え合うということが少し薄れてしまっ ていっては、せっかく立ち上がって頑張られているサロンの方々が、違う意識で、5 00円のために集まっているんだろうと言われると、すごく腹立たしい気持ちになる かと思うんですよね。 といった部分で、やはり制度的には是正、正しく運営をされているかはしっかり調査 して、だからこそ職員の実態把握というのが大切なのではないのでしょうかと、もう一 度訴えさせていただきたいと思います。 4番目、時間がなくなってきましたので、駆け足でいきたいと思います。 この事業は一般財源で行われているかと思います。その理由をお尋ねしたいのです が。 先ほど言いました介護保険の地域支援事業にもこのいきいきサロン、あたる事業か と思いますが、それを採用せずに村独自で一般財源、村の予算を使ってこの事業をさ れている理由をお尋ねします。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	補助事業で行いますと事業内容が限定されてくるといいますので、小規模で比較的 自由に集まれるように、一般財源で実施をしているところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	以前、議会と社会福祉協議会と意見交換会をする機会があったんですけども、社 会福祉協議会も本年度の初め、平成28年度予算が決まる前に、社協としてもサロン を考えていきたいという提案がされていたということを聞いております。 そこで、社協が考えるサロンとしましては、月1、2回、地域の公民館や空き家を

	<p>利用して、地域の福祉ボランティアさんを養成しながら、村にある施設の職員、宝珠の郷や清和園の方、社協の方が協力しながら、その運営等を考えていきたいという考えを申されておりましたが、今、結局されているのは村独自の方法でされているかと思えます。</p> <p>なぜ、社協ではなく村独自の方法を選ばれたのか、お答えいただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>社協のほうがですね、そういった考えを持っておられたというのは初めてお聞きしたわけなんですけれども。</p> <p>これはですね、村独自でやったというの、先ほど保健福祉課長が説明しましたように、補助事業には乗らないということと、それから小規模でありますので、これはもう一般財源の括りでするいいんじゃないかということで、一般財源のほうから拠出をしているということでもあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう時間もないので、総括した部分でお聞きしたいんですけども。</p> <p>今後のこのいきいきサロンについて、やはりサロンというものが立ち上がって地域で活動されている部分というのは、やはり守りながら先に進めていかないとイケないのかなと思う部分ですが。</p> <p>一番最初に、いきいきサロンについての目的、すべての人がこのいきいきサロンに、要は参加できる。要は、寝たきりにならないように、いかなる人でもこのサロンに参加できるというのが、1つ目的として謳われて、その中で共助という部分で、みんなでそういった地域を守っていきこうという部分があるかと思えます。</p> <p>現状の制度におきましては、ある程度参加者という枠が決まってしまって、新たな人というのは入りにくい制度になっているかと思えます。</p> <p>その原因としては、やはり支援者も参加者も一緒のグループになってしまっているサークル活動にすごく近くなってしまっております。</p> <p>ですので、このいきいきサロンというのは、今に始まった話ではないです。もう平成12年程度、もう介護保険の制度が始まる前からこういった事業というのは始まっている中で、地域ボランティアを育成して、その方々が地域の参加者を呼びかけながら、一緒になってサロンの内容を考えたり活動していくというのが、そもその部分だと思います。</p> <p>先ほど言いましたように、この制度の立ち上がり、500円が助成されるからということで、少し独り歩きしてしまった部分もあるので、どうしていったらいいのかという部分が、今、すごく頭を打っている部分があるのだと思えます。</p> <p>そこで、やはり介護や福祉に専門的な社会福祉協議会であったり、そういった部分の主導であったり、助言できるような形での福祉をもう少し充実させる形で、今後のいきいきサロンというのは、もう少し活動していくということというのは可能なのでしょうか。最後の質問にさせていただきます。</p>
議長	村長
村長	<p>目的がですね、今、議員が言われるように、全てのそういった人を対象としておりますので、この制度4月から実施しておりますけれども、当然改善等が必要であればですね、その辺りも改善をしていきたいと思えます。</p> <p>そういった中でですね、1つだけ言っておきたいのは、非常にこのいきいきサロン、楽しみにしておられる方もおられまして、地域でのですね、そういった親睦とかコミュニケーション、その辺りの目的につきましては、十分制度が満たされているのではないかと考えております。</p> <p>さらにこれを発展していき、そして今からまだまだ迎える高齢化の社会に向けてで</p>

	<p>すね、今後どう取り組んでいくのか、そういったものにつきましても、一応行政といたしましては、社協なりそういったところとまた話をさせていただいて、改善すべきところはすね、良い方向で改善をしていきたいと思っておりますし、いずれにいたしましても、それが性善説と言いますかね、良い方向で考えていただければ、この事業ももっと素晴らしい事業になっていくのではないかと思っております。</p>
休憩	
議長	<p>13時30分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時51分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時30分)</p>
議長	<p>2番 伊藤均議員の質問を許可します。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2番	<p>私は、産業の振興におけるすね、東峰村ライスセンターについて、お尋ねをさせていただきますと思います。</p> <p>ライスセンターの建設においてはすね、旧宝珠山時代に将来における農業の従事の高齢化や後継者不足といったようなものを心配し、また、現在でもそうなんですけれども、米価の下落また農機具等の高騰により、更新時による負担を軽減するというところで東峰村時代も考えられ、また将来においてもすね、耕作放棄地の増大や農業の廃業といったものが危惧された中ですね、幾度となく建設計画をしました。</p> <p>その中で残念ながら運営母体と言いますか運営者ができず、幾度となく建設計画が中止、また、再度検討といったような形で運ばれてきたのが、今までであったかと思っております。</p> <p>先ほど言いましたとおり、最終的にはすね、宝珠山時代のときには受け入れがなくて建設を断念したという経緯がありまして、今回です、合併後平成22年より農業振興協議会、また6集落営農代表によるライスセンターの建設検討会、それから集落営農代表者によるライスセンター建設準備委員会、そして25年から集落営農代表者によるライスセンター建設準備委員会等を経てすね、今年の9月に本格稼働をしたことはすね、私自身はたいへん喜んでおるところです。</p> <p>しかしながら今でもすね、一部の村民の皆様からの声と、多くの村民の皆様の中はすね、ライスセンター建設については喜んでおられますけれども、一部の皆さんでは、今です、過疎化と高齢化とかいったようなものがある中で、今建設したといっても、これは将来心配ではないかといったようなすね、意見もあるのが今の事実ではないかと思っております。</p> <p>私個人としてはすね、米作り農家の労働で、今一番大変なのは、昔は病虫害防除というものがありませんでした。しかしながら、これはJAとの取り組みにより、無人ヘリ防除をやっておりますので、その分については、随分軽減されたのかなと思っております。</p> <p>また地域によっては営農組合等で集団防除をやっておりますので、これについては改善されたのかなと思っております。</p> <p>その中で、じゃあ次は何なのかと言うときに、やはり昔でしたら稲掛け作業、また脱穀といったような作業が多くありました。ところが今ではすね、コンバイン等々もあるかと思っておりますけれども、やはり刈り取りそれから乾燥、脱穀、米になるまでがすね、今一番の農家の負担になっておるのではないかということは、やはり大変な中であっておるというふうに、私も捉えておるところです。</p> <p>そのような中で今回ライスセンターを建設され、収穫というものもすね、今後機</p>

	<p>械利用とかいろんなことを考えて軽減されるかと思ひます。それとこれが本当本格稼働すれば、農業機械等による費用の負担と言ひますか、支払いをですね、機械貧乏といったようなものが、なってくるものですね、随分改善されるのかなとは思ひておるところですけれども、村長としてのですね、このライスセンターにおける建設についての、まずは所見をお伺ひさせていただきたいと思ひます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ライスセンター建設につきましては、議員の皆様方のいろんなご意見、それからご指導をいただきまして、先ほど議員の質問にありますように、今年度9月からですね、稼働することができました。建設委員会などこれに関わった皆様方のご尽力に心から感謝を申し上げる次第であります。</p> <p>結果のほうもですね、初年度29haというところが、50haの利用もありまして、これは東峰村の稲作面積の約半分を占めるそうでございますけれども、たいへん良かったのではないかとと思ひております。</p> <p>しかしながら、今、議員が言われましたように、これからじゃあ基幹産業である農業をどうしていくのかというところが、さらにまた大きな問題になるかと思ひます。</p> <p>そういった中でライスセンター、農業法人化されておりますので、執行部が直接いろいろと申し上げるところはないかと思ひますけれども、やはりそのライスセンターの職員の充実を図り、育苗から、先ほど言われていましたおぼろぎまでですね、すべての業務がライスセンターあたりで代替とかいうところができればですね、耕作放棄地も少なくなってくると思ひますし、また、美しい景観も守れると思ひております。</p> <p>そういった中で、今、ライスセンターのほうから、どのような今後の方向をちょっと考えているのか、そしてそのためには、どういった村からの支援が必要なのか、そういったのもまとめていただいている段階だと聞いております。</p> <p>できるだけ担い手不足の中で、今までの農業の振興がどう図れるのか、それにつきましては、またいろいろと取り組みを行う中で、皆さん方のご協力もひとつよろしくお願ひしたいと思ひております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>いろんなものを考えていかないといけないというものの中ですね、これは東峰村農業生産組合、こちらが運営をする中でいろいろと施策は練っていくべきものもあるのかなとは思ひます。</p> <p>それから、今年度の中に倉庫建設というものもありました。また、育苗をやっていくということで、育苗の機材等については、村のほうから準備をするというような形で考えられてあるかと思ひます。</p> <p>それで、それについては、元々そういう計画の中で入っておるんですけども、将来、じゃあその育苗について、これは100%というようなものはなかなか難しいかと思ひます。半分でも網羅できるような形になればですね、随分変わるというのは分かるんですけども、やはり順次農業の中で考えていくと、じゃあ負担の多いものからどんどん減っていったと、減らしたということになっても、最終的にはやはり作業が出てくるのか、機械器具等の問題も出でくるのかと。</p> <p>これは農業生産組合がやるのか、どこがやるのか分かりませんが、機械を共同利用というものについて、じゃあ機械は、そういうものを考えた場合ですね、どこまで、例えばトラクターとかコンバインとか、そういうものまで村が出すのか、という形のもの少し残ってくるのかな、心配の中に。</p> <p>そういう点の将来の話については、どのようにお考えなんですかね。</p>
議 長	村長
村 長	やはり農業法人がこれからどういった組織で、どういった運営をするのかという

	<p>ころであると思えますけれども。</p> <p>今、議員のおっしゃるように、まず育苗から、それから機械あたりについてもですね、やっぱり揃えていかなければならないと思っております。</p> <p>そういった中で、機械器具等につきましてはですね、やはりこれは村のほうが支援をしていかないと、今の農業法人ではやっていけないと思っておりますので、そういった、ちょっとまだはっきりはしておりませんが、当初の機材の揃えとかですね、そういったところまでは村のほうがやっていかなければならないんじゃないかと、私自身は思っております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>将来についてですね、やはりより良い稼働をしていただくというお考えということでございますので、それについては農業生産組合としっかり話しながら、やはり進めていただくという形になるかと思えます。</p> <p>その中でですね、少しこのライスセンター自体の建屋のことについてお尋ねをさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず、この東峰村ライスセンターを9月から本格稼働しているんですけれども、すぐ建屋のですね、一部を解体したということが起きておりますよね。</p> <p>本来言えば国庫補助で解体の対象になるのかなという気はしながら見ておったんですけれども、この要因についてですね、何だったのかということをお聞かせ願いたいと思えます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員ご指摘のとおりですね、稼働をした時点で問題点とか障害とか、いろんなところが確かに出てきております。</p> <p>先ほど解体と言いましたけれども、開口部を開けたりとかですね、そういった報告は受けております。</p> <p>なぜそうなったか、そういったところについてはですね、担当課長のほうに回答をさせていただきたいと思えます。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ただ今ご指摘の個所につきましては、ライスセンターの背面と言いますか、裏手側に開口部を設けたというところで、壁をですね、開口部を設けておりますので、解体というふうにご指摘があったかもしれません。</p> <p>設計機器の粉塵、排気能力と実際設置した機器の能力に相違がありまして、緊急的に開口面積を確保したという経緯がございます。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>緊急性があったから開口部をやったということでございますけれども、これについて、今、開けたまんまということになっておりますけれども、これは将来どうされる予定ですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>今現在、6カ所開口部を緊急に設けております。これにつきましては、設計監理業者それから施工業者、機械設備、それから当然発注者側である村と協議をしております。この自然排気、開口部を自然的に排気させたほうがいいのか、それとも強制ファンを使ってですね、排気させようという、今改善計画の協議を進めておるところであります。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>その開口部については、今、施工業者等々で協議中というようなことでございますので、また、これは後でまたお尋ねをしたいと思えます。</p> <p>それで、このですね、ライスセンターを建設するにあたって、設計というのは基本</p>

	設計と実施設計とか2つとか3つありますよね。これの具体的な内容と、もしよければ設計業者についても教えていただきたいのですが。
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>手元に基本設計、実施設計がございませんが、概要といたしましては、これは国の農山漁村活性化プロジェクト交付金という国庫の交付金をいただきまして、2分の1の補助ですけれども、そうした中で補助金を申請する場合、利用計画それから施設の機能、そうしたものをすべてをですね、補助金の申請ということで、資料として付けております。それが基本計画ということになります。</p> <p>それから業種によっては基本設計ということを経過を踏まえて実施設計に入るわけですが、今回実施設計ということに入ります。</p> <p>この実施設計に入りますときに、今ご指摘の部分の開口部が足りなかったと。当初基本計画の部分では湿式と言いますか、排気をさせたものを強制的に吸い出して、それを湿式、水分でですね、飛散しないようにするという機能で基本計画を立てておりました。</p> <p>実質、今現在入っておりますのは乾式で、乾式と申しますのはご案内のとおりでございますが、その排気の、乾燥機の排気、それが自然に外部へ出て行くという形の乾式でございます。</p> <p>ただ、この乾式になりますと強制排気ではございませんので、その開口部分のある程度面積を確保しないと、自然に外部へと出て行かないというところであります。</p> <p>設計業者につきましては後ほどお知らせさせていただきますが、そうした当初湿式での設計、それから途中で乾式に変更したという経緯の中で、それをきちんと設計内容を伝えてなかった。その確認作業ができていなかったという部分がございます、今回このような形になっております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>今言われた確認作業をしていなかったと、というようなことをおっしゃられておりますけれどもですね、じゃあこれ、どういう形でこれが変わったわけですか。</p> <p>結局、今の話では基本設計のときには湿式にしとったと、今度実質設計になったときには乾式になったと。</p> <p>それが何と言いますか、連絡ミスというんですか、何ですか、そういうものでなっていないようなお答えですけど、もう少し詳しく教えていただきたいんですが。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>建屋建設それから機械設備を設置すると、それから補助金交付申請、いろんな事業実施にあたりまして、他の施設の視察等も行っております。</p> <p>その中で、湿式で行ったところが、外部への飛散、例にしたところは住宅地でありましたので、湿式で行えば飛散がなく近所にもご迷惑をかけないと、補助金申請の段階ではそういったことで、湿式というふうに検討しておりました。</p> <p>その段階で精査すればよかったと思いますが、その初期の設備投資に約1千万、それから、そのランニングコストといたしまして、当然強制ファン、それから湿式ですので水の必要性、それから水を週に一度タンク等から交換するといった手間と申しますか、水、電気、手間というようなことを詳細に検討したところ、湿式をやめ乾式でいくほうが良いという方向になりまして、そういう形で実施したと、機械設備を導入したという形になります。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そういう中でやったというようなことですけども、要するに、じゃあそれを乾式にした場合に、結局今の結果から見ると、通気口も足りない、容量も足りないという</p>

	<p>ようなことが、発生をしておるといようなことになるのかなと思うんですよ。</p> <p>そうした場合、では、これ自体乾式にした場合足りないというのは、元々分かる形のものじゃなかったんですかね。</p> <p>その辺りのところ、設計業者、もう設計をされておりますけれども、いろんな部署に、本当に勉強して、この設計をしたのかなと言われる点が多々あるんですよ。この辺りのところが本当に話し合いができておったのか、じゃあどうやったらできるというのを、設計業者も本当に勉強してやったのかというようなところまで、これは入ってくるのじゃないかなと思うわけなんですよ。</p> <p>確かに外回りあたりについてはある程度決まったものでやってるから、変更のしようのないところもあるのかと思いますけれども、じゃあそれに合わせた形ですね、元はつくっておるんだから、その辺のところをもう少し、費用が1千万円だから、いろいろかかったと、乾式にしたと。</p> <p>じゃあ乾式にしたのはいいんですけど、じゃあ不具合のないように設計してもらおうが、その実施する設計業者の仕事じゃないんでしょうかね。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>やはり発注しております村の一般職の職員といたしましては、やはりそうした知識、技術等に足りない部分がございます。</p> <p>設計監理をですね、そうした資格を有した事務所等に業務を発注をして、その技術的見識を持った部分をですね、発注者若しくは施工業者に伝えていくというところがあります。</p> <p>ご指摘のとおり、やはり湿式から乾式というふうに変えた場合、その集塵室に、まず乾燥機から出たほこりが集塵室というところにたまります。そこには相当な風圧がかかりまして、その風圧を解消するために開口部を設けると。開口部を設けるためには、その1つの機械からの風圧の風量、それから風速、風圧ですか、を計算した場合には、どれくらいの面積が必要だという計算式が成り立ってまいります。</p> <p>それは後のことでありまして、その当時は他の施設、参考としたところが湿式でございまして、その資料を設計業者に渡し、提示し、そこの検証なり精査が完全に不十分だったと、怠っておったという部分になります。以上です。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そしたら結局設計業者には違うものを出してからつくったのを、また違うものをつくったというようになるとなりますよね、話から言うと。</p> <p>それじゃあ申し訳ないんですけども、今不具合がいっぱいあるとに、どこから始まったのかという形になりますよね。それから、施工業者の中にも、結局外からどんどん粗穀が入ってきてどうしようもないけん、また目詰りをしよったというようなものもあったかと思えます。</p> <p>それもどこからが始まりなんですかね、施工業者が仕事をやらなかったからそういうことが起きたんですかね。そこも併せてお答えください。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>やはり鉄骨造の建築設計、それから建屋建てる時点では、どうした能力のものが入ってくるかというものは、受注業者、施工業者には分からないかもしれません。</p> <p>ただ、この機械室、集塵室、それから粗穀口、それぞれの機能は把握はできたと思えます。</p> <p>そうしたときに密閉する部分、飛散しないようにほこり等がですね、密閉されるような形の施工をというふう把握をしておれば、工程会議と言われる週に一度程度ですね、工程会議が開催されまして、設計業者、監理者、施工業者、発注者とですね、若しくは必要な場合には下請けの業者も入ってまいります。</p>

	<p>そうした会議の中で、本来ですと、万一設計に入ってなくても、ここにはこうした機材が必要じゃないんでしょうかという、提案があってもよかったのかなというふうに感じておりますが、そうしたことなく建屋の完了しておるといような状況でございましたので、稼働させたときにほこり、靱殻が舞うというような状況に至ったというふうに思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>じゃあ細部でお尋ねしたいと思います。</p> <p>じゃあ、まずですね、粉塵庫については、結局湿式で予定したのが乾式になったと。広さは十分に足りていたのか、その排気の分についても、結局元々のときに、機械は、設備はこういうのを入れるというのははっきり分かっていたからね、元々。そしたらある程度出る量というのは分かるはずなんですよ、設計業者。</p> <p>ですから、これは湿式から乾式になったために、整理をしたいから聞きよるだけで、変わったからこういうことが起きたということですかね、まず。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	はい、一番大きなところは、その方式を変えたことによって、それに見合った設計がされてなかったということになります。
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>分かりました。</p> <p>ということはですよ、反対に言うと、何でという形になります。</p> <p>私たちは建屋とかいろんなものは聞きましたけど、そういうものについては、湿式か何も分かりませんでした。</p> <p>ただ、分かってないから、そうかなと思っていたんですけども、基本的に、じゃあ、設計業者と、その考えが違ふとやったら不具合が出るというのは当たり前のことですよ、そしたら、実質。</p> <p>じゃあ、どういうことでやっておったのかという形になるかと思えます。</p> <p>それで、じゃあ、それはいくら言っても水掛け論になりますので、次に行きますけれども、じゃあ靱殻庫やら粉塵が入ってきた分とか、これはどこに原因があったんですかね。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>粉塵の関係でございますが、集塵室にためられた部屋の中のほこりが、機械室それから事務室、それから厨房等にですね、ほこりが入ってきておるとい状況がございます。</p> <p>これにつきましては、先ほど冒頭申しましたように、設計監理、施工、設備等々で現地なり状況を把握しながらですね、対応策をしておるところでございますが、その件につきましては、集塵室と機械室は先ほど言いましたように、屋根部分、天井部分のですね、目詰りができてなかったと、これは原因がはっきりしております。</p> <p>それから、集塵室から機械室には、もう完全に別室で壁でも仕切られておりますので、そのほこりが発生するのは集塵室及び靱殻庫も一部発生しますが、大きいところは集塵室になります。</p> <p>そこから10m近く、それも各壁で、内壁で仕切られたところに侵入してきているというところで、今現在考えられますのは、ドウブチという鉄骨造ですとですね、それが断面的にはアルファベットのC型のようなですね、それがずっと内壁の内側に入っております、そこで集塵室で風圧がかかると、そのドウブチを伝わって事務室等に侵入しているんじゃないかということで、それを集塵室、それから事務室周りを密閉するようにですね、目詰めをするような工法を、今検討しておるところでございます。</p>

議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>もういろんなのをですね、小さくうじうじ言ったってどうしようもないところもあるのかなと思います。作動しておりますからね。</p> <p>これは村長にお尋ねします。</p> <p>じゃあ、今の不具合がいっぱい出ていると、先ほど言った山型の目詰めをしてないと、これは、私は施工業者が悪いんだと、施工業者は責任を持って全部出ないように詰めなきゃといったようなことがあるのかなと思います。</p> <p>それで、具体的に、じゃあこれ、また村のお金がかかってですね、修理をするというような形になるのかどうかというところのですね、見解を教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>今、議員ご指摘の件につきましてはですね、役場の体制、そういったところにも非常に不備があったものと思っております。</p> <p>その第一の原因といたしましては、やはり役場の組織の中に技術屋がやっぱりいないということでもあります。そういった工事における審査それから指導、そういったところがですね、現状では一般事務職でありますので、そういったところができていない。そのために設計についても、設計監理についても外注をして、それで今補ってきたわけなんですけれども。</p> <p>今までの建物といたしましては、そういった機械的要因のですね、原因が発生するような建物というのはなかったのではないかと思っております。</p> <p>今ライスセンターにおきましては、当然主が乾燥機ですね、それから糶摺り機、これが主でありまして、建屋と言いますのは、そのオーバーに言えばカバーであるわけですね。そういった中で機械の能力とか、そういったものを十分把握し、チェックし、そして設計、そして施工という段階になるわけなんですけれども、それに役場の職員の技術屋がないというところで、そういった審査関係が非常に不備があったものだと思っております。</p> <p>この件につきましては、いろいろとライスセンターの職員の方、それから皆さん方にもご迷惑をおかけした件につきましては、お詫びを申し上げたいと思いますし、今後につきましてはですね、やはり技術の職員、それもある程度ベテランの技術の職員等をですね、採用して行って、この体制を改善に向けなければならないんじゃないかと思っております。</p> <p>それからもう1点、その工事のですね、監督業務は役場がやっているわけでありまして、その施工業者と監督、それから設計と監督、そういったところの打ち合わせ等がやはりなかなかできてなかったように、私個人的には思っております。</p> <p>そういったところにつきましても、今回新たな様式を使うことによって、できるだけそういう行き違いがないような形で、今後は進めていきたいと思っております、12月以降の契約につきましては、そのような様式を使ってやっていくというような方向を出しております。</p> <p>いずれにいたしましても、今回のライスセンターの建設につきましては、いろいろと不備があったことは深くお詫びを申し上げたいと思っております。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>そうした確認作業を、不十分な点多く、その結果が稼働後のですね、不具合といった形で表れておると思っています。管理監督体制も不十分であったことは間違いありませんので、その点深く反省したいと思います。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>確認ですが、村長、先ほど言いましたように、じゃあ不具合を直すのはですね、村が払ってするということですか。そここのとこだけ確認したいんですが。</p>

議 長	村長
村 長	<p>どちらにやはり瑕疵があるのかですね、その辺りも今後の協議の中で詰めていかせていただきたいと思います。</p> <p>村に瑕疵があるのであれば、それは当然村が出資しなければ、お金を払わなければいけないですし、設計、施工、そこで瑕疵があればですね、それはまた応分の負担等は協議をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>分かりました。</p> <p>じゃあ、そういう形でしっかりやっていただいて、やっぱりあとまだ検討する部分もありますので、しっかりやっていただいて検討し、より良いものをつくっていただきたいし、今後そういう形でライスセンターがですね、ますます進むような形を取っていただきたいと思います。</p> <p>それでは、次に移りたいと思います。</p> <p>地域文化の振興という形で、スポーツ推進員について、教育長のほうにお尋ねしたいと思います。</p> <p>スポーツ推進員の皆さんにつきましてはですね、わが村のスポーツ振興ということで、村民体育祭、グラウンドゴルフ、またラブスポ等々ですね、いろいろご活躍をいただいているところについては私どもも敬意を表したいと思っておりますし、感謝をしているところではあります。</p> <p>そこでですね、27年度の予算委員会のおりに、このスポーツ推進員について、私お尋ねをしたと思います。</p> <p>それで、それについて、また再度この関係についてお尋ねいたしますが、まず最初に、28年度4月現在においてですね、このスポーツ推進員の人数、それから何年されてあるのか、名前は結構です。何年されてある方が何人おるといものについて、ちょっとお教え願いたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>現在スポーツ推進員は11名。その中で内訳をちょっと申します。</p> <p>男子が8名、女子が3名、年齢もちょっと、50歳代が5名、40歳代が5名、30歳代はいません。それと20歳代が1名というふうな状況でございます。</p> <p>長い方で31年、短い方でまだ1年、そういう形です。以上です。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでですね、この27年度の予算委員会の際に、スポーツ推進員が長いと。だから、これは代えてやらんと、下のものが辞めていかれんという話をですね、僕は教育長にしたと思います。</p> <p>これを聞きますと、もう31年と、20からしても50過ぎていきますよね、31年経ったら。30歳と言ったら、もう60になりますよ。</p> <p>一生懸命に苦勞していただいているのは分かりますけども、じゃあ、下がずっと続いとるはずですから、そしたらその人たちを、辞めんかったら、1人ずつ辞めていったとしてもですよ、これ男やったら8人おりますから、8年はかかると。</p> <p>20年やったら20年しておったら、28年は辞められんということになりますよね。</p> <p>それでたいへん苦勞をかけるし、若い、なった人たちが大変だから、この中で規定を作ったり、任期を作ったらどうですか、というお話をさせていただきました。</p> <p>そうしたときにですね、教育長のほうは答弁の中で、スポーツ推進員の任期の長期化や世代交代の必要性に課題があるので、任期または入れ替え等ですね、検討をさ</p>

	<p>せていただくということで、27年度にしております。</p> <p>それから見ておりますけど、1個も代わってないと。女性は代わりました何人か、男性です。全く代わってないということでございますが、この辺のところはですね、どんなふうに捉えておるんですかね。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、スポーツ推進員の任期が2年なんですね。そしてちょうど27年度委嘱をしましたので、27、28と、そういうことで長期化の問題はちょっとありますけど、ちょうど今年までが任期になるという形で、途中で代えるとか、次の方にとかいう部分が、本人の意思がない限りですね、委嘱しているから、それができない状況もありました。</p> <p>それと今年はふれあい運動会等も計画しておったところもありますので、そういうところにベテランの方も欲しいというようなこともありまして、今年度はもうそのままにしております。</p> <p>ご指摘の長期化に対する、新しい風が入らないとか、または違う視点からのスポーツの振興とか、そういうものは十分今後検討していかなければならないというふうに思っております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>確認します。</p> <p>検討していくということは、代えていくということですか。それともただ考えますということですか。</p> <p>2年で、今度が交代の年、要するに29年度が新しい年ということですよ。そうしたときに、じゃあ、システム作りまでをやるということなのか、その辺りのところの具体的な、何かお答えができましたら。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>検討していくということは、そんなふうに代えていくということです。</p> <p>現にですね、今2名ほどはもう今年度で辞められるというような形も入っていますし、新たに入れていくという形で、今年はちょっと途中でしたけど、そういう任期の部分において、本人がぜひやりたいとか、この辺の専門性はぜひ欲しいとか、そういうふうな本人の意向等もありますけど、できるだけいろんな部分の角度からですね、なっただけということは大変なことということで、検討ということは、実際にそんなふうにはやっていくということでございます。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>やっていただけるということですので、大いに期待をさせていただきたいと思えますし、できる限り、ある程度10年とかいうようなですね、それはいろんな問題があって、それが延びるとか必要性があるという問題は別にしましてですよ、ある程度そういう形を取っていただかないと、新しく入った人たちがいつまでも辞められんというのも大変でしょうからですね、検討していただくということですので、システム作りまでやっていただけたらなと思います。</p> <p>スポーツについては、それで終わらせていただきたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>ちょっと補足をしたいと思います。</p> <p>このスポーツ推進員のもので、任期というのはいないんですよ。2年で、多くて上限の何年までというのはありません。それで県内を見ても40年、30年としておられる方もおります。</p> <p>そういう中で、村のスポーツの推進において、どの方が一番適任かというようなところも総合的に勘案して、スポーツ推進員を委嘱していくと。ただただ任期が来たけ</p>

	<p>ん、あなたはという形ではなくてですね、そういうことも考えないかなと。</p> <p>そういう中でスポーツ推進員の表彰が、大体30年で表彰が、全国表彰とかあります。その辺を1つの区切りかなということも、一応教育委員会の中では話をしております。</p> <p>総合的に判断して委嘱をしていくというふうな形で行っていきたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>少し私の考えとですね、違うのかなと思います。30年貰うとがいいというわけでもないし、やはり一番やれる人がやっていただくということが一番大切なことかなと。</p> <p>先ほどから言いますとおり、若い人たちが、前が辞めんかったら辞められんというものもありますからね、本来辞めたいという人もおるんです。おられますから、もう。俺はもういいんだけど、でも前がおるからねという意見も聞くんですよ。</p> <p>ですから私は言うておるだけであって、教育長の考え方は30年を目安と言われたらそれなんですけどね、任期は2年というのがある。ただ、いつまでするかは個人の自由ですから、その辺はもう少し大きく考えていただけたらと思います。</p> <p>それで、とりあえず私はやめておきます。そうせんと、これはいつまで経っても終わりませんので。</p> <p>最後の質問ですけど、生活環境整備についてですね、県道52号線の白線の要請について、お願いなり確認をしたいと思っております。</p> <p>これ52号線ですね、八女・香春線について、大行司交差点の横断歩道やらですね、大行司・岩屋間のセンターライン、随分消えておりますよね。前、私は少しこの話をさせていだいたかと思っております。</p> <p>もう見てのとおり、雨天やらですね、昼間でももう線が見えないというようなことです。道路は広がり、車はどんどん行けると、危険はどんどん増すと。</p> <p>先ほどですね、村長のお話の中にもあったとおり、本村においてもね、国道211号線で人身事故が何度もあっているんですよ。また、昨日においても事故があつておる。これは、線があるから、ないからという問題ではないんですけども、やはりこういうものに対してはきちっと整備をしておかなければ、もし今のところその八女・香春線で事故はあつてないんですけども、大きい事故が発生する可能性はあると。</p> <p>ですから、やはりこういうものに抑制効果としての標示はですね、非常に大事なもののじゃないかと思っております。これについてはですね、早急にこの対策を打っていただきたいと思っております。これは県土事務所とのですね、協議もあるかとは思いますが、早急な対策をできるようにですね、お願いをしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>国県道の改修等の要望等につきましては、年度のヒアリングの中でもですね、朝倉県土事務所等にはお願いをしているところであります。</p> <p>また、その他につきましても、常々ですね、朝倉県土事務所のほうにはお願いをし、改修とかそういったものをお願いをしているわけでございますけれども、なかなか県のほうの道路の維持管理費、そういったものの予算が少ないということですので、進んでないのが現状であります。</p> <p>朝倉県土にお聞きをしましたら、そうは言っても危険箇所の高いところから、順次やっていっておりますという回答を得ているわけでございますけれども、議員、今、質問の件につきましては、これも県土のほうに聞きますと、延べ延長が約2,500mほどあるという形で、予算の関係上、単年度では無理だということが、回答で上がってきております。</p>

	<p>しかしながら今年度につきましては、予算次第ではですね、大行司の交差点付近を施工するという話も聞いておりますし、その後29年度には引き続き行っていくという話をされております。</p> <p>そういった中で、今、やはり議員がおっしゃるように、国県道の改修工事、特に岩屋の駅から上につきましては、なかなか進捗が図れてないというのが現状であります。</p> <p>この件につきましても、朝倉県土事務所の所長等との話もやっておりますし、それぞれの先生方のほうにもお願いをしております。</p> <p>そういった関係で、今月の19日、県のほうの土木部長のほうとですね、話ができるようになっております。そういった中で、この東峰村の抱える問題についてはですね、話をさせていただければと思っております。</p> <p>それともう1点ですが、やはり村としてやらなければならないところ、そういったところはですね、改修工事等はやっていきたいと思っております。</p> <p>例を出しますと、古城原のあのカーブの改修工事、それからあと竹地区の関係で、栗松地区から竹の林道のほうに結ぶところ、これはもう測量が本年度終わります。</p> <p>そういった生活に密着した箇所についてはですね、村の単費を用いても今後施工を行っていききたいと思っておりますので、また皆さん方のご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>県土整備事務所の関係ですので、そう簡単にできないと、予算がないと言えませんが、なかなか言いにくいところですけども、強く要望していただいて、早期にですね、この問題が解決していただくということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。</p>
議長	引き続き、9番 長澤貞義議員の質問を許可します。 9番 長澤貞義議員
9番	<p>私の質問は、高齢者の外出支援について、でございます。</p> <p>高齢者の方たちに対しまして、タクシー券の助成事業が行われておりますが、利用されている方からの声を聞きますと、たいへんありがたいと、支援をしてもらって本当に助かっているという声を、各方から聞いております。</p> <p>その中でもですね、今年の初めでしたか、たまたま杷木の病院で一緒になった方が来られていましたので、タクシー利用券利用してますかと質問しましたら、「はい、本当にありがたい」ということを申されましたが、私は、今、支給されている枚数ではちょっと足りませんということを知りましたので、それはどうしてですかという、ちょくちょく病院にも通いますし、買い物にも行きますけれど、以前はバスで来られてたんですけど、現在はバスのステップに乗り上げられないという、体力の低下でですね、だから直接タクシーで杷木まで来るか、知り合いの方に乗せていただいて、病院まで来ておりますということでした。</p> <p>そういうことでですね、結局1回外出すれば、必ず2枚は使うんですね。行きと帰りに。帰りも必ず必要ですので。</p> <p>それで、私が思うには、使っていない方はもう全部使っていない方もおられるんですよね。それで、本当に足りないという方には支給してもですね、そんなに村としての支出が増えるというわけではないと、私は感じておりますので、こういう方に対しての支援が、どう村長としても考えておられるのかお聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>外出タクシー支援事業につきましては、現在115名の方が利用されております。そういった中で、今、議員ご指摘のとおり、非常に喜ばれているところもありますの</p>

	<p>で、一定の評価というのには出ているのではないかと考えております。</p> <p>現在の算出根拠と言いますか、それが1週間に1往復、つまり議員が言われましたように、1週間に1回出れば、往復2枚かかりますので、1カ月で8枚、それで年間12カ月ですと96枚という形で、今、支援のほうをさせていただいております。</p> <p>利用の状況と、それからタクシー券の枚数の増額でございますけれども、やはり枚数券の増やすことですね、につきましては、まだ一定の考え方等も必要になると思いますが、利用実態等については、担当課長のほうからご説明をさせていただきたいと考えております。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>タクシーの利用券はですね、4月に申請をいただきますと、年間96枚、月8枚の交付をしているところでございますが、平成27年度につきましては、111名の方が利用されて、使いきった方が3名ございました。全体の利用率としましては、31%でございました。</p> <p>28年度の10月末現時点における申請者は115名おられまして、80%以上、利用されている方が2名ほどでございます、全体の利用率からいきますと、利用率では23%の利用率となっております。また、今後の利用状況を見ていきたいと考えております。以上です。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>今申された方はですね、村内に親戚縁者もないし子どもさんもない方ですので、頼れる方というのは本当にはない方でございます、困っているような感じではございましたので、村内に住んでおられる高齢者の方がですね、やっぱり不自由なく移動できるようなサポート、これを私は、村はやってもいいのではないかと、そう思いますが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>元々ですね、今、議員言われますように、この制度につきましてはですね、そういった交通手段を持たない交通弱者の方、そういった人たちへの支援という形で始めさせていただいております。</p> <p>そういった中で、やはりいろんなご相談等があればですね、ぜひ役場のほうにも連絡をさせていただきまして、それで役場のほうとしても対応させていただきたいと考えておりますので、そういった人たちがいればですね、役場のほうにまた連絡をいただければ、それは福祉の向上等につきましては、当然これは行政がやっていくべきことでありますので、そういったところにはいろいろと応えていきたいと考えております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>全体的な支給枚数ですね、これは、変更はしないというお気持ちなんでしょうね。とすれば、今私が言いましたように、親戚縁者もない、子どもさんもないというような方が、そういう移動手段がないという方に対して、個別的な相談がですね、何かできるのであればですね、相談に乗っていただきたいと思いますが、それは可能になるんですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>何と言いましても村民の方でありますので、そういったところにつきましては、先ほど回答いたしましたように、役場のほうでもですね、対応はやっていかなければならないと考えております。</p> <p>そういったところで、また、役場のほうもその態勢等についてはですね、協議をさせていただきたいと思いますが、議員のほうからでもですね、ひとつ役場のほうに相談をしていただくようにおっしゃっていただければと考えております。</p>

議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>村長からですね、話を聞いて、相談に乗ってあげるという形でございますので、その方にも私からもちょっと申し渡して、相談してくださいという形でお伝えをします。</p> <p>次の質問に入ります。</p> <p>子育て支援の充実について、でございます。</p> <p>学童保育、一般に言われている学童保育、他の自治体では児童放課後クラブとかいう名称でも呼ばれておりますが、うちの村でもそれに似たような形で、子ども館ですね、あそこで放課後預かってもらっているように思います。それで助かっておられると思います。共働きのご両親の方のところはですね。</p> <p>それ以外に長期休暇、夏休み、春休み、冬休み等ですね、長い間の学校の休みの期間中は、現在いずみ館で子どもたちだけがあそこに集まって、あの建物の中で1日を過ごすという形を取っておられるんでしょうけれど、これはどう言ったらいいんでしょうね、学童保育とはまた違う形なんでしょうか。そのところをちょっと教えていただけましたら。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員ご指摘のとおりですね、やはり共働きの子どもさん、長期休暇とかの場合ですね、なかなか居場所づくりについてはですね、行政といたしましても何らかの対応策は考えなければならぬと思っております。</p> <p>そういった中で、先ほど言われました学童保育等につきましては、これは厚労省の管轄でございますけれども、やはりいろいろと実施するにあたりましては、要件等の整備等やっていかなければなりませんし、まずは人件費等の問題もかかってきます。</p> <p>現状がいいというわけではありませんけれども、現在、今、議員が質問されましたように、子ども館辺りでですね、過ごしてもらっておりますけれども、そういったところで、学童保育という制度に乗らないような形で、なんとか学童保育みたいな形ができないかなというのを、今、模索中であります。</p> <p>当然そうなった場合につきましても、現在1名の職員が見ておりますので、これは増やさなきゃいかんという問題も、これは当然出てきます。</p> <p>それと、あと開設時間の問題ですね。役場のいずみ館の前とかにもですね、やはりもう8時には来ておりますので、そういった対応、それから逆に夜の対応あたりをどうするのか、もう少し時間をいただいてですね、また返事等を差し上げさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>私は、この質問をしたかったのは、あるお母さんからのですね、話をちょっと聞きましたもんで、子ども館で預かっていただけるのもありがたいですし、いずみ館で夏休み等に預かっていただくのはありがたいでしょうけれど、私自身は預けきらないという心配で、ちょっと子どもがちょろちょろとどこかに出て行ったりとかですね、そういうことがあったときにちょっと心配なので、預けられないということで、利用していないという答えでしたね。</p> <p>それで、私、2番目の活性化住宅ですね、村で募集を家族してますよね。現在満室だそうですけど、せっかくわが村へですね、小さな子どもさんたちがおられる家族を呼んどいて、いざ両親が共働きで、子どもを夏休みとか預けるところが、当然ないですよ、よそから来られた方は。</p> <p>だから、そういうところの確認ですかね、そういうところは、家族から村には何も、村から家族にはそういう説明はあったのか、それとも家族からもそういう制度はあるのかとかいう質問はあったのか、聞きたいんですが。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	転入とかですね、そういった質問はないようでございます。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>質問がなかったということは、そこまでまだ分からなかったと思うんですね。</p> <p>1つはですね、私、議会で視察に、長野県に、いろいろ村、行きましたね。まず下條村と生坂村、小谷村、こういうところを行ったんですが、一応、私は長野県のこの4つの自治体に電話して聞いたんですね。学童保育若しくは児童放課後クラブを、今やっていますかと。そうすると、全部やっていますね、この村全部ですね。</p> <p>それから赤村ですね、近くの赤村もやっています。それから筑前町もやっていますし、桂川町、吉富町、それから、今年の岡山県の西粟倉村、私たち10月に視察に行っていました。ここもインターネットを見たらすぐ分かるように、学童保育の件は、すぐこの西粟倉村はインターネットだけで分かりました。</p> <p>そういう状況でですね、私が聞いたところはほとんどやっていましたね。だからこれからの時代ですね、ご両親が共働きをしないと、やっぱり生活が楽にならないという社会情勢がございますので、今後の村としてもですね、そういった核家族の方たち、若い世代の方たちを村に呼ぶ可能性があるのであれば、やっぱりこういう整備をしないと呼べないんじゃないかと私は思いますが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員、誠にですね、ご指摘のとおりだと思います。</p> <p>活性化住宅と言いますかね、そこに入っておられる方につきましては、ロコミでしょうか、朝ですね、ちゃんと連れて来て、そして仕事に行っているようであります。</p> <p>確かにですね、共働きの人だけが対象かと言いますと、やっぱりひとり親家庭もあります。</p> <p>そういった中で、今後ですね、やっぱり村が取り組んでいかないかんのはですね、子育て支援については、制度的にはある程度皆さん方のご理解をいただいて制度化できております。しかしながら、この学童保育と言いますかね、子どもをどう支援して、居場所づくり、そういったものをやっていくのか、それから高齢者の方のですね、福祉をどうやっていくのか、これは非常に大きな今後の問題になると思います。</p> <p>そういったところにつきましても、今後ですね、また皆さん方にご協力をいただきながらですね、ぜひ取り組んでいきたいと思っておりますので、その段階になりましたら、また、皆さん方からご意見等をいただきたいと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>電話してですね、ある自治体で、どういった状況でやられていますかということ、ちょっとお伺いしたらですね、夏休みやら冬休み等はですね、子どもたちも仲間一緒に集まって、いろいろのイベントをやっているそうなんです。</p> <p>だから子どもたちは本当に楽しみで、こういう児童クラブですとか、学童保育に参加しているという声を聞きましたので、1人家で留守番する子どもはいるでしょうが、こういうジュニア未来塾でも一緒なんです、ああいう同じ世代の子どもたちがわいわいがやがや集まって、勉強も教えているみたいですので、そういった取り組み方がですね、今後できると、本当に村としても今後明るいかなと思います。</p> <p>私の質問は、これで終わります。</p>
休 憩	
議 長	14時50分まで休憩します。 (14時40分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。

	(14時50分)
議長	1番 柳瀬弘光議員の質問を許可します。 1番 柳瀬弘光議員
1番	質問に入ます前に、資料の配布をお願いしたいと思っております。
議長	事前に確認しておりますので、これを許可します。 (資料配布)
1番	<p>林業の振興について、一般質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>10月に議会では岡山県の西粟倉村に視察に行かせていただきました。西粟倉村は環境モデル都市として100年の森林事業で、全国的に有名になっている自治体です。人口は1,400人、村の面積の95%が森林が占め、そのうち85%が人工林だそうです。</p> <p>平成16年に総務省の地域再生マネージャー事業が事業の発端だそうですが、100年の森林構想を平成20年から着想し、村長、役場職員、森林組合職員とで村内各地で説明会を行い、本格的にスタートしたそうです。</p> <p>その100年の森林構想では、村の資源である森林から産業を、そして仕事を生み出していこうという考えのもと、林業関係者と一体的な取り組みで搬出間伐を行い、木材としての販売、木材加工や温泉ボイラーの燃料として、様々な会社と積極的に連携を取り、利活用に取り組んでいました。</p> <p>また、2次的効果も表れており、森林への取り組みを始めてから100名程度の移住者が増え、新規事業者も増えているそうです。</p> <p>昨今では生物多様性も叫ばれており、次の世代にどのような自然環境を残していくのか、未来への投資として森林整備は必要不可欠だと思っております。</p> <p>そこでまず1の質問に入りたいと思っておりますけれども、林業の振興において、現在村での取り組みはどのようなものがあるか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	現在、村での取り組みはこういったものかということでもありますけれども、現在、村ではですね、長期間手入れの行き届いてない山林について、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、これは県の森林環境税を使った荒廃林再生事業として、調査、間伐、それから除伐等を行っているのが現状であります。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	村長が言ってらっしゃったように、森林環境税ですね、平成27年度決算額ですけども、2,200万円。他にも水源涵養基金だとかですね、国の林野庁が出している補助、山村多面的機能発揮対策事業等、こういった補助をですね、活用することはお考えにありますでしょうか。
議長	村長
村長	<p>小石原川ダムですね、水源地域整備事業として水特法と言いますか、それを使った事業というのは今やっております。</p> <p>ただ2番目に言われました、山村多目的事業とかいうのはですね、ちょっとやっているかどうかというのは分かりませんので、担当課長のほうに答えていただきたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>申し訳ありません。私のほうも把握はしておりませんが、ご発言されましたように、荒廃森林などがですね、水源地域整備の関係、この事業関係で相当なボリュームがございますので、その対応と申しますか、執行には当たっているというふうに伺っております。</p> <p>多面的機能の事業につきましては、ちょっと把握しかねております。すみません。</p>

議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	先ほど言われていました荒廃森林再生事業は、どのぐらいの今、総面積を施業されているのでしょうか。
議長	暫時休憩します。 (15時03分)
議長	会議を再開します。 (15時05分)
議長	農林観光課長
農林観光課長	ただ今村の私有林面積のうちですね、再生計画面積397haのうち現在220haが終わっている状況にあります。
議長	課長、後でしっかりした資料を提出してください。
1番	1番 柳瀬弘光議員 了解しました。 次の質問に行きたいと思います。 次は②番なんですけれども、以前は道路で見ることのなかった鹿が、今では鹿を見ることが当然になってきている状態であります。 今年11月15日に行われた鹿防除研修会で、福岡県農林業総合試験場の資源活用研究センター森林事業部の研究員の方のお話では、現在鹿は増加傾向にあり、鹿密度分布にも変化が見られ、高標広域から低標広域に移動しているとの話があっていました。年々増加している鹿について、どのような原因があるとお考えでしょうか。
議長	村長
村長	議員の質問どおりですね、近年におきましては、本当に鹿の被害、それから鹿をよく見かける、それから鹿がよく鳴いているというところはですね、私どももつかんでおります。 その原因がどこかというのは、なかなかちょっと分からないところではありますが、林野庁の見解では、造林や草地造成などによる餌となる植物の増加という話をしております。 それからあと5点ぐらいあるんですけれども、中山間地域の過疎化などにより、育成適地である耕作放棄地の拡大、それから狩猟者の減少、生息数の回復に対応した捕獲規制の緩和の遅れ、それから積雪量の減少、こういったところが言われておりますけれども、東峰村に関して言えば、急峻な地形が多いことや国有林が多いことも原因の1つではないかと考えております。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	鹿についてはですね、そのような理由ということもですね、ほんと林野庁のところで情報が出ていました。 また、次の質問に移りたいと思います。 本村の林野面積は、すみません、東峰村において国有林と私有林の村内での面積の割合を教えてくださいたいと思います。
議長	農林観光課長
農林観光課長	現在ですね、林野面積は4,413haが村の山林面積です。 そのうち国有林につきましては1,394、私有林が3,019haですね。 ですので、国有林は32%、私有林は68%というふうになります。
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	私有林の中の内訳等はほとんど私有林というか、個人の森林所有者なんでしょうか。
議長	農林観光課長

農林観光課長	<p>ちょっと手持ちの資料がございませんが、公有林と言われます東峰村が所有している山林が25、30haほどあったかと思えます。それ以外はほぼ私有林だと思います。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、④番の、今、補助事業ですね、荒廃森林事業等を持った分そうだと思うんですけども、切り捨てられた間伐材が多いと思えます。</p> <p>その切り捨てられた間伐材はですね、搬出するにあたって貯木場等ですね、各施設、設備が必要になってくると思うんですけども、村内で木工製品だとかエネルギーとしての利活用というお考えはあるのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>村内での活用の仕組みですね、これにつきましては、できるとしております。</p> <p>例としてですね、木材チップとか薪ボイラー、それから先ほど言われました玩具とか家具ですね、そういったものへの間伐材の利用が考えられると思えます。</p> <p>村でもですね、現在、木質バイオマスボイラー導入可能性調査委託事業で、チップボイラーまたは薪ボイラーへの活用の可能性を検討しておりますので、そういったところの結果が出ればですね、また村の方向性としてもちょっと示せるのではないかと考えております。</p>
議長	1番 柳瀬弘光議員
1番	<p>先ほどの質問と近いのですが、5番の質問に移らせていただきたいと思えます。</p> <p>西栗倉村ではですね、100年の森林事業において、嘱託の職員2名を含めてですね、5名の職員がかかわっておられており、そのうち1名がですね、林野庁からの出向の職員の方でした。</p> <p>また、私有林の森林管理状態の把握するために、先ほどお配りした資料の中にですね、1枚目の裏ですかね、森林総合情報システム、これは平成20年度に2,500万円かけて補正予算ですね、村がシステムを開発する会社に作っていただいたそうです。</p> <p>このシステムを利用することで、集約化施業をですね、一番表の集約化による森林整備のところの図なんですけれども、集約化施業がしやすくなり、搬出のコストを抑えることが可能になるという話がありました。また、マッシュプーリー搬送システムというですね、2枚目の表に書いてあります、機械を使って行うんですけども。滑車とワイヤロープ、エンジンの組み合わせで約70万円程度、作業員は2名ほどで搬出、間伐材をですね、搬出可能な技術というのが今出てきているそうです。</p> <p>長期的なビジョンの中で集約化によるですね、森林整備を行い、搬出コストを下げ、積極的に間伐を行い利活用するためには、この西栗倉村のように、村が旗振り役となり林業に関する民間の会社と連携し、一体的な取り組みが必要だと思われま。</p> <p>さらに今後森林所有者の世代が代わり、さらに手入れが行き届かなくなるんではないかという状況をですね、例えば父親から相続したけれども、山林がどこにあるか分からない、または山を売りたいなどの相談が増えるということが懸念されているために、山林所得と行政が管理協定を結び、管理協定に関しては、一番上の表のですね、紙の下のほうの契約ですね、所有者、村と森林組合と連携を取って、行政が森林の管理を所有者から受けて、森林経営確保を立て、計画的に育林、間伐を所有者に促す仕組み等をやっているんですけども、村としてもこのような取り組みができないのか、お伺いしたいと思います。</p>
議長	村長

<p>村 長</p>	<p>議員視察で行かれました西栗倉村、これはやはり村が主体となって、すごいことをやっているなど参考にさせていただいておりますが、村といたしましても森林組合等のですね、どう共同でこの森林の再生等を図っていくのかということが重要じゃないかと思っております。</p> <p>先般ですね、朝倉森林組合、東峰村のほうから組合長さんになられておりますので、森林組合の事務所のほうにお伺いをいたしまして、約1時間半から2時間ぐらい、いろんなですね、村との共同事業、そういったものができるか、それから森林組合辺りからの提案等をいただけないかというようなお話をさせていただきました。</p> <p>そういった中で森林組合といたしましても、とにかく人数が足りないというんですね。なかなか森林組合のほうに委託あたりを受けているんですけども、そういった環境の中で、そういったものをこなしていくのがたいへん難しい状況だということ、東峰村もそういった森林組合の職員を探すのをちょっと手伝ってくれませんかというようなですね、お話も伺っております。</p> <p>これはネット上のことしか私は知りませんが、西栗倉村はNPO法人が入ってですね、何かやっておられるようでございますけれども、そういったNPOあたりがそこに立ち上がりますとね、またちょっと違ってくるのではないかと思っておりますが、なかなか現状では、そういった体制を構築していくのは、本村ではちょっと、まだまだ時間を要するかなと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>1 番 柳瀬弘光議員</p>
<p>1 番</p>	<p>今もですね、荒廃森林再生事業等もあと残り2年、その後もですね、どうなるか分からないところもあるかとは思いますが、やはり計画的に、長期的に計画性を持ってですね、やはりやっていけないことには、やはり山奥のほうとかはですね、木材を出すためには労力がかかったり、コストがかかったりしてですね、なかなか先ほどから話しています鹿の問題だったり、自然災害、土砂災害等の危険性というのはですね、この土台というのは変わらないのじゃないかなというのが、懸念しているところであります。</p> <p>わが村は、林業は基幹産業であり、森林のもたらす機能という公益性がすごく高く感じているんですけども、生態系の維持という観点からも考えるとですね、徐々に徐々に、やっぱり計画性を持ってやっていけないことには、自然というのは、すぐお金をかけて変わるものではないので、ゆっくりとですね、計画性を持ってやっていくべきだと、私は思っております。</p> <p>そのためにもやっぱり仕組化が必要ではないかなというところはですね、西栗倉村のほうに視察に行かせていただいてすごく感じたところでもあります。</p> <p>西栗倉村は特別会計を組んでおりですね、今では事業総額が1億円ほど使っており、国県の補助自体は4,500万で、村の一般会計からの繰り入れも3,000万ほど今あって、その基幹産業でもある林業というのを立て直すことによって、いろんな人口の流入だったり、また、村の資源を活用していつていることによってですね、やっぱり村のアピールにも繋がったりしていくと思いますので、ぜひその仕組化というのをですね、前向きに考えていただきたいと思います。</p> <p>一般質問を終わらせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>先ほどから西栗倉村のですね、取り組み等がご紹介されておりますけれども、今、議員が言っていることについてはですね、私も非常に賛同できる所でございます。</p> <p>何を言いましても山の再生というのはですね、これはもうぜひ必要でありますし、私が常々言っております安心・安全な地域づくり、これにつきましても、今、杉、ヒノキのですね、伐採時期というのは、もう当然過ぎているとも言われております。</p>

	<p>そういったところで、間伐もされてない民間の森林が多いわけですので、これからの予測をしない集中豪雨等がありますとですね、これは当然、また被害等が甚大になってくるかと思っております。</p> <p>それと、先ほど生態系の話もされておりましたけれども、この生態系のバランス、これが壊れているから、やはり鳥獣害、被害等がですね、出てきているのではないかと、私は確信をしております。</p> <p>この件につきましては、林野庁の本庁辺りまで行ってですね、部長等にもお話をさせていただいておりますし、今回私は福岡県の国有林所在地協議会の中ですね、副会長も仰せついております。</p> <p>そういった中で、福岡営林所それから熊本営林局におきましても、それぞれの局長とか、それから所長等は存じ上げておりますので、いろいろな観点で協力をお願いしているところであります。</p> <p>そういった関係で、鹿の国有林内の捕獲とかですね、この前、先月でしたか、東峰村の小石原公民館のほうでやっていただいたというのもですね、そういった働き掛けがあつてのことだと、私は思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、端的に言えば山を守っていく、山を再生していくというのは、重要な課題でありますので、また、議員のいろいろと調べられておるところもお聞きしまして、村の中で取り組むべきことはですね、取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	<p>引き続き、3番 梶原光春議員の質問を許可します。</p> <p>3番 梶原光春議員</p>
3 番	<p>私は、農林業の振興の関係で、小石原川ダムの事業による小石原地区の小学校、及びその周辺の裏側につくられる獣肉処理施設についてお尋ねします。</p> <p>処理内容はどのくらいまで考えておられるのでしょうか。</p> <p>実際にパッケージをして、処理して販売の梱包までして、そこまでで、売るところまではしますのでしょうか。それとも中間の処理まででしょうか。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>この件につきましてはですね、獣肉処理加工施設検討委員会のほうで検討をさせていただいております。</p> <p>処理の内容につきましては、獣肉処理施設を建設し、鹿及び猪の肉を食肉として処理し販売することで検討を進めていただいているようであります。</p> <p>販売するためには、食肉処理業それから食肉販売業の営業許可等をですね、取得する必要があります。これは、聞いているところ、ブロックとかですね、加工品じゃないということ聞いております。</p> <p>一般にハム、ソーセージなんかの加工品につきましては、この食品衛生管理責任者という資格が要るということで、これが非常にですね、取得に対し大変な資格でございます。現時点については、そういったハム、ソーセージ等ですね、加工までは考えていないという報告を受けております。</p>
議 長	<p>3番 梶原光春議員</p>
3 番	<p>分かりました。</p> <p>じゃあ、そこまでということですね、その後の販売ルートはどちらのほうに持って行かれるのか。そのことを伺います。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>販売ルート等につきましてもですね、現在検討委員会の中で検討をされているということでもあります。その中で販売ルートとしては、村内の飲食店、道の駅小石原、福岡、北九州都市圏などの県内外のですね、飲食店を中心に販売をしていきたいという</p>

	報告を受けております。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そうしますと、確認をします。</p> <p>ハム、ソーセージまではやらない。中間処理と、ブロック等で販売すると。まだ実際の販売ルートとか、例えば商社とかそういったところまではいってないというところで、今検討委員会でよろしいということで承りました。</p> <p>ではですね、その処理施設の処理能力、何頭ぐらい、猪が何頭、鹿が何頭、年間、1日当たりの稼働時間、8時間とはいかないでしょうけども、仮に80%稼働で6時間ぐらい稼働してですね、どのくらい処理できるものか、その辺を分かりましたらお願いします。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>処理能力につきましては、初年度考えておるのが100頭、鹿70頭、猪30頭。平成27年度捕獲頭数につきましては、447頭ということで、全部がというところはないかと思えます。搬入につきましても、衛生的な条件とか、あと散弾銃で打ったものはだめだとか、そういった条件等もありますので、初年度については100頭。能力としては200頭程度あるのではないだろうかというところがございます。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>はい、分かりました。</p> <p>じゃあ、最大限、マックスまでやっても200頭ぐらいしかできないということですね。</p> <p>それについて、これが立ち上がった場合の人事、人事と言いますか、担当の人たちの大体の目安とか、そういったことはもう決まっているか、検討中なのか、その辺どうでしょうか。</p> <p>当然これは専門職ですので、一般の人を雇うというわけにはいかないと思うんですね、その辺のことをお聞かせください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在、検討委員会のほうではですね、処理施設の専従者、1名を考えているというところですが、人選まではできてないという報告を受けております。</p> <p>いずれにいたしましても、検討委員会のほうで十分審議、議論をしていただき、実施に向けて取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>じゃあ、実際の稼働時期はいつ頃になる予定でしょうか。</p> <p>検討委員会の検討内容も発表できるなら発表していただきたいと思えます。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>現在、この獣肉処理場の建設におきましては、小学校の工事と併せまして行います。工事につきましては、来年度、29年、30年度とわたっての工事となります。</p> <p>運営時期につきましては、概ね30年度になるかと思えます。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>分かりました。</p> <p>30年度の秋頃か、そのくらいだろうというふうに考えればいいということですね。</p> <p>先ほど柳瀬議員から言われました、非常に鹿が多いと。昼間でも見れると。私の家の前でも、昼間でも朝でも時々田んぼの中に入っておりますけども。</p> <p>これをですね、全部の捕獲業者と言いますか、ここには佐々木議員がおられますが、一般的にですね、一般の人たちにわなの貸し出し、村が用意して、貸出等ができないのか。もちろん免許が要るということかネックではあるんですけども、その辺ですね、</p>

	簡易的な考え方をされて、簡略化してできないかということですね、村のほうとしては考えられないでしょうか。
議長	村長
村長	<p>議員、今ご指摘のようにですね、これは法律があるということでありまして。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律という規定によりまして、狩猟免許を持たない一般の方への貸し出しはできないという形になっている。これはもうお分かりだと思います。</p> <p>本村ではですね、猟友会を通じまして、有害鳥獣の駆除は行っておりますので、猟友会の会員にわなの管理等は行ってもらっております。</p> <p>したがって、現時点ではですね、ちょっと免許を持たない一般の人に貸し出しというのは、ちょっと難しいんじゃないかと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>では、次の質問にまいります。</p> <p>前回のときにも私は質問を申し上げました。給与の同一労働、同一賃金についてですね、給与格差があるということで、その解消のためにですね、村としての考え方、もちろん取り組み、その辺のことをお尋ねしますが。</p> <p>職員間の給与格差、例えば、もうはっきり申し上げて、臨時職員と正規職員との差、当然あると思います。仮に今年大卒で就職したとします。臨時職員も入られたとします。同じように入られたとします。そのときの給与の金額を教えてください。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>ただ今お尋ねのですね、一般職の初任給と申しますか、大卒での初任給の場合になるかと思えます。初任給について、横に例規集がありますので、それを見ればすぐ分かることですが、18万7,000円程度だったと思っております。</p> <p>それから嘱託職員につきましては、いくつか種類に分けて行っております。包括支援センター、社会福祉士、管理栄養士等が一番高くてですね、20万4,300円と28年度は設定しているものでございます。</p> <p>それから、嘱託職員で学校関係、図書司書、用務員、調理員等については15万1,500円、保育士については15万7,300円。</p> <p>それから、臨時職員につきましては、当然一番安い額になるわけですが、これは日数によりけりで、月額が変わってまいりますけど、平均的にですね、大体13万程度を支払っているようでございます。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	そうしますとですね、これは分かるかどうか、時間当たりの賃金はいくらですか。
議長	総務課長
総務課長	<p>先ほどの大卒の賃金、正確な数字、今、副村長のほうで見ていただいたもので、その金額を申し上げますと、16万7,000円の誤りでございました。失礼いたしました。</p> <p>それでは時間当たりの賃金でございますが、臨時職員については800円でございます。</p> <p>ということで、嘱託職員については、月額報酬にしておりますので、時間当たりですとですね、120,30円程度ですね、高くなるのかなと。</p> <p>一般職については、なかなかちょっと比較がしがたいところでございます。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	では、これは教育委員長の所管課と思いますが、中学校、小学校、保育所の臨時職

	員の給与額は、これは、総務課の所管ですか、それとも教育課ですか。
議長	質問していただけたら、そちらが手を挙げると思いますので。
3番	じゃあ、総務課長。
議長	総務課長
総務課長	<p>一般職と申しますか、村の行政職、教育委員会含めてですけど、臨時、嘱託については総務課のほうで一括管理しておりますので、総務課のほうの管轄になりますが、臨時職員についてはですね、先ほど言いましたように、大体月に20日程度ですね、多い方で22、3日ぐらいになります。</p> <p>そういった関係で、先ほど13万程度が平均的な月額報酬になりますということをお願いしたところでございます。</p> <p>嘱託職員についても、先ほど申し上げたとおりです。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>それでは、臨時職員ですね、時間外手当それから休日手当、これは当然出ると思いますが、それから厚生年金、社会保険、こういったものは本人持ち、本人持ちという言い方はおかしいですね、きちんと徴収されているかどうか、そこをお聞きます。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>一番最初にお尋ねになられた時間外についてはですね、一般職の計算と同様でございます。時間当たりの単価を計算し、25%を上乗せして支払っております。</p> <p>休日についてはですね、基本的には振替勤務を行っていただくと、そのように対応しております。</p> <p>社会保険についても、当然社会保険を全員加入していただいております。村は2分の1負担し、本人2分の1負担するものでございます。</p> <p>あと雇用保険にも加入しておりますので、失業保険、そういった対応にもできるものと思っております。</p> <p>ただ、ないのは退職金、そういったものはないというのが実情でございます。</p> <p>通勤手当についても費用弁償という形で、規則で定めておりますので、支払っておりますのでございます。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そうしますとですね、一応一般職員と同じようには大体払われていると。ただ、総額で、最初のあれが少ないと。もちろん種々の事情があって、臨時、嘱託職員の方は自分の子どものためとか、そういったことで休むことも多いから、少なくなるというのも分かります。</p> <p>ボーナスはですね、臨時職員にも支払われておりますか、どうでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	ボーナスにつきましては、臨時職員、嘱託職員ともございません。
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そうしますと、先ほどお尋ねした点ですね。例えば保育所のやつ、保育所に勤める方の臨時職員は、大体13万ぐらいということでもよろしいですね。</p> <p>そうしますとですね、例えば、今、わが村は、わが村とは言わず、過疎部の山村市町村は非常に人口減少が、急激なものがあります。その中で帰って来られたとか、例えばひとり親でですね、ひとり親で勤めている方たちもおられると思うんですよ。それから、子どもさんが1人おるか2人おるか別にしてですね、そういう方たちが生活水準を維持すると。ここから例えば13万から厚生年金、社会保険引かれたら、たぶん10万ちょっとぐらいだと思います。</p> <p>この金額がですね、私は非常に少ないなと思っているんですよ。もちろんこの13万を1人で稼ぐんじゃなくて、例えば2人で稼げば、2人、2人でですね、奥様とご</p>

	<p>主人で2人で26万から30万になるから、大体生活水準としてはやっていけると。車を買う、携帯を持つ、そういったことは可能だろうと思います。</p> <p>ただ、1人でですね、これは村長にお伺い申し上げます。</p> <p>このくらいの金額でですね、子どもさんを育てていかれる方、これは村の中の全員の方に申し上げます。ひとり親の方にですね。非常に厳しかろうと思います。</p> <p>ですから、この辺のですね、是正とかそういったことを把握して、これは当然住民税やらそういったものに関係してきますから、その辺の金額は分かるかと思います。</p> <p>ですから、その辺の改善の考えはないかどうか、その辺をお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>梶原議員の言われることにつきましてはですね、これは村もそうなんですけれども、今、国のほうもですね、何とか是正をしなければならぬということで、1億総活躍社会ということで取り組みを始めているところであります。</p> <p>私としてもですね、この金額では議員おっしゃるように、なかなか生活が余裕はないということは分かっております。</p> <p>そういった中でひとり親家庭とかですね、そういったところにつきましては、子どもの扶助費とかですね、いろんな制度のほうでカバーをされています。</p> <p>しかしながら、そのカバーがあるからといって給料がそのくらいでいいのかということでもありますし、今回福岡県の最低賃金がですね、765円という形に上がりましたが、それも1つのそういった要因の中で、最低賃金も時間当たりの賃金が上がったのではないかと考えております。</p> <p>ただ、この辺りをどの辺りまで給与月額等を上げればいいのか、そういったところはですね、非常にやっぱり難しい問題でありまして、現時点ではちょっと即答ができない状態であります。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>なぜこんなことを申し上げるかと言いますとですね、地域おこし協力隊、総務省では月給は16万ですよ。ところがうちの村は今度2万5,000円プラスして18万5,000円です。大卒初任給よりも高い。なおかつ家は用意してくれます。車も用意してくれます。こんないい制度ないんですよ。国がやるとはいえですね。</p> <p>こう考えたときですね、村に帰って来てくれ、帰って来てくれってみんな言うんですけども、声を大にして合唱する。けどもこの給与がですね、仮に不幸にしてひとり親になったときに、そして子どもさんを連れて帰って来られたときにですね、仮に2人で帰って来てもそうです。やっぱりその給与だろうと思うんですよ。生活出来るだけの給与はですね、やっぱりしてあげるだろうと。国がこれだけの手厚い保護をして、極端な話をすれば、3年間しか猶予がなくて、3年いなかったらまたぱっとよその良いところに行くという、そういう人たちには非常に手当が厚い。</p> <p>けども人間というかですね、村の人口を増やすためにですね、子どもさんたちやら連れてお帰りになったときとか、帰って来いと言ってもですね、やっぱり難しかろうと思うんですよ。</p> <p>だからやっぱりですね、それは民間に限らず、それはもうその人の責任ですよと言えればそれまでですけども。地域おこし協力隊と比較をして私は申し上げているんです。ですから、それは是正すべきだというふうに申し上げます。</p> <p>その辺村長いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まずですね、比較の土俵がちょっと違うのじゃないかと思います。</p> <p>地域おこし協力隊というのは、今、議員おっしゃるように3年間で、その村なり地域をですね、都会からと言いますか、来た人が行って、そこに最終的には移住、定住</p>

	<p>するというのが、地域おこし協力隊の考えであります。そういった中で、今総務省のほうからは400万の全額補助でありますけれども。</p> <p>今回、今年から制度が変わりまして、250万、ちょっと定かではないんですけども、確か250万ぐらいはですね、給与のほうで確か見られるようになったかと思えます。数字がちょっと間違っているかも分かりませんが。</p> <p>そういった中で、今回、本村におきましても18万5,000円という月額給与にさせていただいたところです。</p> <p>議員のおっしゃることはよく分かります。そのためにもやはり帰って来る人、それから村内にいる人たちが、雇用の場というのがですね、きっちりと確保しておかないと、なかなか今みたいな臨時とか、そういったところでは生活ができないというのは、もう当然のことであると思えます。</p> <p>そういった中で、いかにこの村に雇用を確保するのか、そういった提案を議会のほうにも申し上げているところでもありますので、その辺りを十分考慮していただいて、雇用の場を作るというところにつきましては、ご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>その辺は村長と私とは大きく意見が異なります。</p> <p>例えばですね、250万ということになるとですね、月の月給に直すと20万になります。21万か、そのくらいになりますね。時間当たりの給料にしますと、8時間働いたとして、役場の人なら9時から5時までですね。一応そういうふうになっていますけれども、そうすると1時間当たりがですね、1,000円ぐらいに当たるんですよ。私が前勤めていた会社でも、最初の初任給というか、これはもう能力給ですので、時間当たり1,000円決まっておりました。それは最低賃金です。それから使用期間、半年ないし1年が延びて、大丈夫だなと思ったら、それから上げていくというやり方なんですけども。</p> <p>そうすると、1時間当たりが1,000円だとすると、1日8,000円、25日、土曜日まで働いたとして大体20万ぐらいと。そのくらいあればですね、子どもさん2人ぐらいだったら大体女性の方でも生活出来ていきます。車も持って、携帯も持ってますね。</p> <p>ですから、せめてですね、もちろん800円に上がったからいいだろうという考え方もありますけども、私はやっぱりせめてですね、1,000円ぐらいにはなっていたきたいと、上げていただきたいというのが、臨時職員の方も思えます。</p> <p>今、作業班がありますね。確かあそこの方たちが1日8,000円ぐらいじゃないかなと思います。もちろん年間雇用じゃないんですけども、だけでもそのくらい貰っているということなんです。</p> <p>特にひとり親の方たちについてはですね、もちろん扶養手当もございましょうが、その辺はもう少し考慮してですね、やるべきじゃないかなと。制度の問題もありますけれども、やはりそこは血の通ったですね、行政じゃないかと思えます。</p> <p>その辺村長どう考えますか。</p>
議長	村長
村長	<p>確かにお気持ちは分かるんですけども、他の自治体等の関係もあります。それがいかんのかなというご意見もあるかと思えますけれども。</p> <p>そういった中で、今の質問を聞いている中でですね、今臨時職員も、それから嘱託職員につきましても、ボーナス等がありませんので、その辺りについてはですね、なんとか、どうせこれは決議事項になりますので、皆さん方のご理解が得られればですね、そういったことはできるかと思えます。</p>

	ただ、給与の云々といいますのは、分かりますけれども、現時点ではちょっと横並び等のあれもあります。そういったところで、ちょっと今後検討をさせていただきたいと思います。
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>大分県の姫島村はですね、ご存じの方もおられると思うんですけども、5人に1人が公務員です。給与は当然人数が多いから、当然低いですね。ですから、そういうやり方もあるということですね。</p> <p>だから特例の、例えば村特別の条例を作ってですね、そういうひとり親とか、そういった生活の困窮されている方についてはですね、それは自業自得と言ってしまえばそれまでですけども、そういうふうを考えるのも、ひとつの村としての考え方じゃないかと。これからの地域にですね、呼び戻して、若い人たちを残したいという考えがあるんです。みんなそうなんです。</p> <p>だから、そうすれば、外に働きに行かなくてもいいし無理をしなくてもいい、掛け持ちでから仕事を持たなくてもいいということなんです。これは全国のひとり親に共通する問題ですね。非常に困窮している人が多い、だったらそういうふうにする。</p> <p>例えば教育長の給料が高いから半分にしろとかですね、そういうふうに言うことも、村長も下がったですね。交通安全支援に使っていただいて、20万円ぐらい下がっているんですけども。そういうことも可能であろうということですよ。</p> <p>やっぱりそういう思い切った政策が取れなかったらですね、いつまで経ったってこの問題はですね、人口減少がどうだと、子どもたちを地域に呼び戻したいと思ってもできません。</p> <p>実は痛恨の出来事があるんですね、今年竹地区で起こりました。5人のお子さんを持たれている家族がですね、出て行かれました。筑前町の三輪町に移住されました。非常に竹は寂れてしまってますね、5人子どもがいなくなったら、もう火が消えたようになっています。</p> <p>ですからそのことも改めてですね、ぜひですね、そういった行政職、我々もそうですけども、下げるなら下げていいですから、そしてそれを広く薄くいきわたるようにですね、していただければと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>姫島につきましてはですね、ワーキングシェアという形でやっておられるということも、私も存じております。</p> <p>ただ、その中で、もし前向きに考えるのであれば、一番問題なのが保育士の問題だろうと思っております。保育士さんは職員とですね、ほとんど変わらないような業務をやっていただいております。</p> <p>それに関しまして、一般職と保育士さんのほうの給与格差というのは結構ありますので、今保育士も足りないとか新聞紙上等では言っておりますし、うきは市さん辺りもですね、初めての保育が17万確か5,000円ぐらいまで新規で雇う場合もですね、出しておられるところもあります。</p> <p>すべての臨時職員、嘱託職員という考えもありますけれども、ひとつ職種を見た段階でですね、ちょっと考えさせていただきたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>村長が保育士の問題を出されましたので、今度小石原保育所がですね、4名しかおられないのに、補正でからですね、不足金を上げると。確か生徒数は4名じゃなかったですか、もっといますかね。</p> <p>職員が10名近くおります。10何名に対して10名、もちろん法律上そういうふ</p>

	<p>うにならないといけないということなんですけども、そこまでするならですね、そういう人たちを、同じ仕事をする人たちをもうちょっと上げてやったらどうかという思いも、今考えつきました。</p> <p>ですから、その辺のことを検討されるということでしたので、できましたら4月に間に合うように検討していただきたいと思います。</p> <p>では、次の質問に移ります。</p> <p>観光の振興ということですが、岩屋公園とですね、岩屋駅前の2つセットでお尋ねします。</p> <p>現在、東峰村は、今、金剛野橋と、それから奈良尾橋とJRの下でライトアップをしております。毎年のことですけども、非常に今、観光客が多くてから、それから写真家も多いですね。その辺のことも兼ねあってお尋ねします。</p> <p>まず、岩屋周辺のこと、まず、順番どおりいきます。</p> <p>岩屋湧水の販売促進は進んでいますか。検討すると一昨年だったと思います。村長はお答えになりましたが、どういう検討をしているのかですね、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>岩屋湧水につきましては、株式会社ふるさと村が管理運営をしております。そういった中でふるさと村としてもですね、やっぱり収益性確保につきましては、当然のごとく営業活動をやっております、今までも株式会社ひよこがですね、岩屋湧水を買ってたわけなんですけれども、今年度につきましては、量的に言えば大したことないんですが、1万リットルですね、増加をして、株式会社ひよこのほうが水ようかんとか、そういったものを湧水を使って販売をしているようであります。</p> <p>また、なかなかですね、岩屋湧水が場所が分からないというところもありましたので、これにつきましては早急にですね、ふるさと村に言いまして、211号線沿いにですね、看板等を設置したいと考えております。</p> <p>そういった中で、少しでも岩屋湧水の売り上げが上がればですね、これまた村にとってもいいことであると思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>ではですね、都市部への売り込みはどうでしょうか。</p> <p>それからですね、大手商社若しくはコーヒーメーカー、飲料水メーカーの売込み等は、ふるさと村は行っているでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>まずはですね、私は、この岩屋湧水、何度か販売できないかということで、いろいろ試行錯誤してきたということにつきましては、以前の一般質問等でお答えをさせていただいたと思いますけれども、本格的にですね、これを売っていこうというのは、今なかなか難しいです。ペットボトルで売りましても、ほとんど水の原価すら出ないというような状況だと聞いております。</p> <p>当然、何社かでは話をさせていただいて、直接岩屋湧水等も飲んでいただいたりとか、そういったこともやっておりますけれども。なかなかこれが大手の販売増に繋がるということは難しい状況であります。</p> <p>そういった中でふるさと村としてもですね、いろいろ営業活動をやっている中で、以前からの株式会社ひよこですけれども、そういった若干のですね、売り上げが見込めたということで、これはちょっと責任転換というかお願いになりますけれども、ぜひですね、議員の皆さん方におかれましても、こういった売り上げのアップについてはですね、いろいろとまた情報等なり上げていただいて、それが現実的なものになるようお願いをしたいなと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員

3 番	<p>もちろん我々もですね、手をこまねているわけじゃないんですね。こういうのがありますよと、事あるごとにPRはしております。視察等に行ったときにはですね。ですから、我々を使うのは一向にかまいません。どこに行け、かに行けと言ったら、それは我々も出かけて行きますので、その辺は当然協力するのが当たり前とっておりますので、ぜひ、売り上げのためにですね、増進のために、これからもやっていただきたいと思います。</p> <p>それから、次に移ります。</p> <p>ゲートボール場と加工場の整備計画はどのようになっておりますでしょうか。</p> <p>現在、ゲートボール場はですね、ほとんど岩屋、竹地区が使わなくなってからですね、ほったらかしのままになって汚くなっております。その辺のですね、今後の青写真等がありましたらお願いしたい。</p> <p>私としてもですね、できたら整備をした後につつじ祭りとか、それから水祭り、祭りという言葉はちょっとネーミングは別ですけども。そういったものをセットにしてですね、あそこで週末なんか、つつじの美しい時期、今は何もありません、イベントがですね。せっかくのあれだけの500mにわたってのつつじの景観地がですね、何もないんですね。ただ見て終わるだけということですので、その辺のことを考えていただけたらと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>地域の活性化、これには何が一番必要かと言いますと、いろんな要因はありまして、まずは皆さん方が気軽に来られる。つまり駐車場の問題だと、私はまず思っております。</p> <p>そういった中で、今、議員言われましたつつじ祭りとか水祭りとかですね、そういうのをやろうとしても、現状の駐車場では、なかなか来ようと思っても来れないというのが現状だと思います。</p> <p>したがって、今、国道50号線、八女・香春線ですね、これの改良工事が進んでおります。そういった中で、やはり一番は、あそこの岩屋の駅前に入ります橋のですね、拡張をまずやりたいと思っております。</p> <p>それから、あとのことにつきましては、今6次化産業の中で特産品の開発をですね、1カ所に集中した形で私、考えております。それが宝珠山小学校跡地の厨房とかですね、給食室、そういったところの階段からそちらのほうのスペースを、今そういったものを考えております。</p> <p>そうしますと、当然今あります乾燥の加工場とかですね、あと味噌とか岩屋おこしとか、いろいろ作っておられますけれども、そういった施設も旧小学校の中に集約をできれば、当然あの建物等も解体させていただいて、そして大型バス等がですね、10台程度止まれるようなスペースとなりますので、そういった形で考えております。</p> <p>それとまた、あそこに第4分団の格納庫がございますけれども、これにつきましては、一番水汲み場のところで、しかも目の前の良い場所にありますので、格納庫を別に移設してですね、その場所につきましては特産品売り場とか、当然地域の皆さん方が持ち寄れるような販売の場所、そういったものを作っていけばですね、あの地域の活性化、それからほたる祭りの駐車場、棚田の火祭りの駐車場、そういったところに繋がってくるのではないかと考えております。</p> <p>最初の話に戻りますが、駐車場がないことには、なかなか地域のいろんなことをやるにしても活性化できないと思っておりますので、今の時点ではそういう考えで、これにつきましても、実を言いますと、平成23年にですね、岩屋湧水活用基本計画というのが策定をされておりました。</p>

	<p>私も議員だったんですけども、それがですね、その基本計画等は上がっておりまして、そして模型までできておりますが、突如としてですね、それが実施に移されなかったというか、施行されてないという現状があります。</p> <p>そういったところのですね、ヒントもいただいて、今の私の発言等もさせていただいているんですけども、やはり岩屋駅周辺整備の、周辺につきましての整備、これは今後やっていかなければならないと思いますので、そういった段階につきましては、また議会の皆さん方のご協力とご理解をお願いしたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>そういう計画であれば、私どもも1日も早くできることを望んでおります。次に移ります。</p> <p>岩屋公園の景観支障木の伐採はどのくらい進んでいるのでしょうか。道路で見える限りは多少進んでおりますけども。</p> <p>これはですね、百年の森実行委員会もですね、長いこと活動されてこられました。でも、その百年の森実行委員会が植えられた非常に大量のもみじとか楓とか、そういったものがですね、今、杉等の非常に大木になったもんですから、見えなくなっております。もったいないなということがございます。</p> <p>多少は切っていただいて、非常に良くなってありがたいと思っております。</p> <p>それからもう1つ、これは企画課にお尋ねします。</p> <p>ここに書いておりませんが、JRのライトアップをしているところのですね、金剛野から奈良尾までの伐採計画は今年度中に行うということでございましたけども、その辺の計画の進捗度をお願いします。</p>
議長	村長
村長	<p>まずはですね、岩屋公園周辺の事業についてのご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>昨年度実施をいたしました岩屋公園周辺の景観整備に関する意見交換会の中でですね、いただいた意見をもとに進めさせていただいております。</p> <p>具体的には福祉館の前のほうも昨年度伐採をさせていただきましたし、今年度におきましても11月から作業に入りまして、現在その意見交換会の中でいただいた意見のところをやっているということ聞いております。</p> <p>この辺りが終わりましたら、岩屋神社の奥のほうと言いますかね、竹のほうに入りますけれども、そこに堰堤ですね、砂防があるということで、景観上非常に見苦しいという形ですね、そこの辺りの植栽計画を考えているということでもあります。</p> <p>また、岩屋公園内におきましては、保安林にかかっているということで、この保安林の解除等につきましても、今申請を行っているという報告を受けておりますので、そういった許可が下り次第ですね、また本格的には始めていけるのではないかと考えております。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>今、村長が申しましたように、岩屋公園につきましては、中に入った部分につきましては保安林にかかっておりますので、そちらのほうの申請を今しているところで、そちらのほうははっきり許可が出るまでですね、とりあえず岩屋公園はあたれませんので、12月で岩屋公園のほうは、とりあえず終了することになるかと思っております。</p> <p>年明けからですね、JRのほうの整備のほうについては入っていきたいと思っております。</p> <p>全体的な流れで言えばですね、私、議会のたびに議員さんのほうから進捗状況をお尋ねを受けまして答えているところなんですけど、少しずつちよっと遅くなっている部分もあります。</p>

	原因としては、なかなか高齢で思うように労務班の方が集まらないといった部分もありますけれども、ようやく来年から沿線のほうまでかかれるような状況になったということでございます。
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>了解しました。</p> <p>では、最後の質問になります。</p> <p>公園内の案内看板等の整備はきちんと十分になされているでしょうか。</p> <p>例えば、私も登って行って、私がちょっと入院する前だったんですけども、非常に朽ちたりとかですね、コースが分からないと。非常に公園内ですね、権現様から上は非常に危険なところがございます。非常に子どもでも危ない、子どものほうが危ないかな、アドベンチャー的な要素の通路になっております。</p> <p>ですから、その辺の看板はちゃんとなされて、それから、例えば雨ですね、雨水でからドロドロに汚れてますよね、何年か経つと。そういったものもやっぱりきちんと拭いて、お客様が来られたときに分かるようにしていただきたい。それが1つです。</p> <p>ついでに、最後の質問ですから、ついでに申し上げます。</p> <p>村内のですね、看板もそういうところが非常に見受けられます。大行司もそうだし、一番重要な塔の元。塔の元の看板がですね、こっちから行くにはそんなに分からないんですけども、あそこの木を切っていただいたおかげでから、非常に日当たりが良くなりました。</p> <p>そうすると看板のですね、何と言うか、向こうから帰って来て見たときにですね、一番帰りの村に入ってくる最初の玄関口ですね、こちらからの。その看板が非常に汚い、雑然としている。</p> <p>とにかく前は木があったから、そこにはたぶん立てられなかったんですね。イチョウの木と杉の木を切って、見えたら余計目立つようになったんですね。</p> <p>ですから、あそこのところのですね、最初の「ウエルカム東峰村ビレッジ」って書いていますけれども、その看板は作り直したほうがいいと思います。私はそう感じています。その辺のあれをお伺いいたします。</p>
議長	村長
村長	<p>看板等をですね、作ってそのままというところがですね、なかなか後の管理が行き届いていないというところにつきましては、そういったことにつきましてはお詫び申し上げます。</p> <p>岩屋公園の看板につきましても、以前黒川議員のほうからご指摘も受けましたし、そういったところについては整備をしているところでもありますけれども、岩屋公園内の奥の院まで行くところですね、熊野大社から烏帽子岩、それから見晴台、それから奥の院というような形で行くコースがありますけれども、ああいったところの看板につきましても、確かに汚れているということは分かっておりますので、そういったところについては整備を行わせていただきたいと思っております。</p> <p>ただ、今後はですね、今、いろいろですね、いい素材とかいい塗装材ができておりますので、そういった少しは高くなるかも分かりませんが、光触媒とかですね、そういった形も含めた形で考えていければと思っております。</p> <p>それから、村内の看板につきましても、議員ご指摘のように、なかなかその辺りも整備それから管理がされてないところはあります。そういったところにつきましてもですね、確かに議員言われますように、塔の元なんかにつきましては、当然東峰村の入口、玄関でありますので、来年度等ですね、予算あたりを計上しながら改修なり整備をはかっていきたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員

3 番	<p>ぜひですね、緊急にやっていただきたいと思います。</p> <p>東峰村の美しい村づくり委員会設置要綱案も間もなく出てきておりましたですね。ですからそういったことで、やはり村の中が、いくら言葉でですね、美しい村づくりとか言うてですね、バッジも作ったみんな、500円のバッジですけれども、ちょっと安っぽいけど。だけでも、結局来てからですね、電柱は無様に立っている、もうしっちゃんかめっちゃんかにですね、縦横無尽に線を引っ張っている。それから看板は汚いと。</p> <p>ただ立てればいいというもんじゃない、やっぱりそれなりですね、デザインとアイデアを持って立てていかないと目立つというか、村としてはですね、言葉とやることと、言葉とやるのが違うじゃないかというふうに、私はいつも申し上げているところです。</p> <p>ですから、その辺のことはですね、行政としてもぜひですね、研究されて、至急に村内の看板等も設置していただきたいと思います。若しくは美しくですね、雑巾掛けして見えるようにしていただきたいと思います。</p> <p>以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
休憩	
議長	<p>16時20分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(16時13分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(16時20分)</p>
議長	<p>4番 黒川隆康議員の質問を許可します。</p> <p>4番 黒川隆康議員</p>
4 番	<p>私は、まず初めに健康づくりの中で、現在進められていますウォーキングマイレージの件について、ご質問したいと思います。</p> <p>現在、ウォーキングマイレージ実施に向けてですね、担当課のほうで検討がされ、そして参加希望者の募集が行われました。結果的に177名、それ以上の方が申し込まれました。そういうふうな報告がありました。まだまだですね、希望者がいらっしゃるということで、追加に募集をするという報告も受けております。</p> <p>こうした健康づくりに関するこうした取り組みにですね、たいへん重要なことで、多くの方の参加とともにできるだけ長く続けていくことが大切だと思っております。</p> <p>そこですね、このマイレージ事業実施の中で、ちょっとお尋ねしたいことがございます。</p> <p>この事業実施においてですね、集計のためだと思うんですけども、10日に一度役場あるいははいずみ館に設置予定の機械に通すことが考えられているということでございました。</p> <p>これはですね、10日に一度わざわざ役場あるいははいずみ館とかにですね、出かけて行って機械を通すと、利用者にとってたいへん面倒なんですよね。この面倒があまり続くと長続きしない。途中で投げ出すと、やめたいという方がたくさん出てくるとい可能性もないとは言えないわけですね。</p> <p>そこでもう少しですね、利用者が利用しやすいシステム、そういうものが必要ではないかというふうに思うわけですが、そのところをどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>ウォーキングマイレージ事業につきましてはですね、おかげさまで、当初なかなか申込者が少なかったんですが、急激にですね、ロコミ等によるんでしょうけれども、</p>

	<p>増えていきまして、今もう予定を、200名を超えております。</p> <p>したがって、今検討しておりますけれども、もう少しですね、余裕が増やせるような予算があるということで、これにつきましては、また村民の皆さん方にはお知らせをして、さらなる増加をはかっているところでもあります。</p> <p>こういったところですね、今、議員がおっしゃいますように、やっぱり健康づくりの機運がですね、高まった成果ではないかと思っております。</p> <p>ただ、懸念されております、そのデータ転送とかにつきましてはですね、これは私も議員のおっしゃるとおり納得できますので、この件につきましては、担当課長のほうから回答をさせていただきたいと思っております。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>データの転送についてでございますが、万歩計型につきましては、2週間分のデータが保存ができるということでですね、保健師による各地区での健康相談時にタブレットでのデータの更新ができます。その機械を利用されてもらうのと、それと現在ですね、3カ所のみを設置するように予定しております。今後また増設をですね、図っていきたくて思っております。以上です。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>各地区に出かけていくということによろしいのでしょうか。</p> <p>その場所というのは、例えば各地区の公民館とか、あるいは皆さんが集まっておられる場所、そういうところによろしいのでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>保健師による健康相談ですが、各地区を回っておりまして、老人クラブ単位あたりを中心に、不定期でございますが回っております。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>不定期というか、これは、2週間は大丈夫だと。その2週間過ぎたらどうなるんですかね。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>2週間分はためることができますが、追加の増えたデータについてはですね、保存ができないということになりますので、新しいデータが保存ができないということになります。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>そうすればですね、2週間以内には各地区に回るということが前提になってくるわけですね。</p> <p>でないと、皆さんが平等に集計というか、そういうものが取れないわけですから、あそこに行ったけども、こっちに行っていなかったとかいうようにならないように注意をしていただきたい。それはできますか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>2週間に一度ですね、各地区の健診というのはできませんので、できましたらいずみ館のですね、無料送迎バスを利用していずみ館とかに来ていただいて、データの更新とかですね、各役場、宝珠山庁舎、小石原庁舎ありますので、そこ辺りを利用いただければと思っております。</p> <p>増設も考えておりますので、どこまでするのかですね、今後検討をしていきたいと思っております。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>2週間に一度というか、そうすると1カ月に2回ということになりますよね。それも大変だと思うんですよ。1カ月1回でも大変だという人も結構いらっしゃるのですね。</p>

	<p>ですから、今、増設という話がありました。できればですね、各地区にそういうのが置かれて、それが皆さんが集まったときに、それを通すことができるとか、そういうことが考えられたらそういうふうに検討していただきたいなとは思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>せっかくですね、ウォーキングマイレージ入れて、皆さんが健康づくりに頑張ろうというような気運になっておりますし、当然申請をした方ですね、その方もやっぱりそう思っていると思います。</p> <p>今、課長が申しましたように、増設も考えているということでもありますけれども、最低でもですね、各公民館、それから例えば小石原地区の場合ですと、鼓南区なんか3カ所が1つになっていますので、そうじゃなくて、やっぱりそれぞれに地区に公民館がありますので、最低でもその辺りについてはですね、できるようには考えていきたいと思っております。</p>
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	<p>今、村長がお答えいただきまして、ぜひ、各地区にそういう機械が設置されるように進めていただきたいというふうに思います。</p> <p>それで今、その中でですね、保健師の方が健康診断に回られているということをおっしゃられていました。このウォーキングなどのですね、有酸素運動というのは心肺機能の向上などには大きな効果があるということです。</p> <p>ただですね、使う筋力というのは、最大筋力の20から30%しか使っていないということだそうです。必要なことはですね、ウォーキングなどの有酸素運動と筋肉を使う運動、これが並行で両方合わせて行うことが効果を生むわけです。</p> <p>ですから、例えば保健師さんが健康相談に行ったときにですね、そういった身体をどうしたら筋力が付くのか、体操ですよ、そういった指導もですね、ぜひ行っていただければと思うわけです。</p> <p>これは、こういったパンフレットじゃないですけど、あります。身体を積極的に動かしましょう。これは東京都かなんかが作っているんですけどね。</p> <p>この中に椅子を使った運動とかですね、こういう簡単な高齢者の方ができるような運動とかが掲載されています。わが村もそうしたチラシみたいなものを作ってですね、高齢者の皆さんに指導なり奨励なりですね、運動の奨励なりをしていったらいかかなと思いますけれども、どうでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>議員さんおっしゃいますように、健康相談のときにですね、そういったプログラムを組んだものを紹介しながらですね、指導を行っていきたくと考えます。</p>
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	<p>ぜひ、取り組んでいただきたいというふうに思います。</p> <p>今、特定健診等をですね、健康診断などに取り組んでですね、早期発見とか早期治療に取り組んでいます。これもすべて医療費の高騰を防ぐためであってですね、医療費の高騰によって保険料の負担増加を少しでも下げようということでございます。</p> <p>それによって住民の皆さんもですね、負担が軽くなるわけで、できるだけですね、健康増進のためにこの事業を進めていただきたいと思います。</p> <p>そして、これは2月から実施を考えているということですので、それまでにはもう少し時間がありますので、できるだけ皆さんに喜ばれるようなシステムを考えていただいて、取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>次はですね、以前私、総額34億円に上るダム関連事業、これが取り組まれたとい</p>

	<p>うときにですね、住民の方からその金は鼓地区とか宝珠山地区では使えませんかというような質問を受けたことがございます。</p> <p>そのときはもちろんですね、それはもう大字小石原地区でないと使えませんよという説明はいたしました。</p> <p>ただですね、やはりそういうふう不公平感というかですね、そういうふうにお持ちの住民の方もたくさんいらっしゃるんですよ。</p> <p>それで、できればバランスの取れた事業と言いますかね、東峰村全体がバランスよく、皆さんが不公平感を感じないような政策、そのことが必要だと思いますが、村長はどのようにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員、水特法の件につきましてはですね、十分ご存じだと思っております。</p> <p>そういった中で、前議員の中でですね、浄化槽につきましては村のほうが、大字小石原みたいな補助ではありませんけれども、それはまた、させていただくという形で、前執行部のほうもですね、ご了解をいただいてやっているところであります。</p> <p>しかしながら議員が言われますように、やはり東峰村の中で不公平感、これは是正していかなければいけないというのは、当然、私の責務でもありますし、1つの村としてのやり方だと思っております。</p> <p>そういった中で、今、今日の予算の説明のほうにも申しましたように、とにかく宝珠山地域におきましては、鼓も含めてですが、特産品開発、これをやって地域おこし、それから村おこしをやっていきたいと考えております。</p> <p>6次化産業でトータルしますと3,200万、約ですね、3,200万の予算もついております。これがその後も施設の改修とか、そういったハード事業にも使える予算組みになっておりますので、これはですね、ぜひ役場の総力を挙げてですね、この予算獲得等には取り組んでいきたいと思っております。</p> <p>そういった中で、6次化産業も大事なんですけれども、売れるものをですね、やっぱりきっちり作っていくというところと、もう1つは宝珠山の美しい景観を活かしながら、宝珠山地区に入っただけの方をですね、これは第三者ですけれども、そういったものもターゲットにしまして、先ほど説明しました岩屋駅周辺整備についてもですね、これは併せて考えていきたいと考えております。</p> <p>したがって、小石原地区に約34億の水特法で予算が落ちるということでありまして、それはそれなりにですね、宝珠山地区それから鼓地区につきましても、不公平感のないような形で、今後は考えていきたい。今後もですね、考えていきたいと思っております。</p>
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	<p>この34億円というのはですね、関連事業、たいへん重要なことですし、実施していくべきだと思います。また、小石原地区にとってですね、活性化に繋がりますので、それぞれの事業の内容の検討をしっかりと行ってですね、進めていっていただきたいと思っております。</p> <p>それと同時にですね、バランスの取れた全体の事業を考えながらですね、ぜひ進めていっていただきたいというふうに要望するところであります。</p> <p>これはもうそんなにですね、質問するようなことではございませんので、こちらで終わりたいと思っております。</p> <p>次は、国道211号線の舗装の件でございますが、以前ですね、大行司の東のほう、2年ほど前ですかね、村長が県土のほうにお願いして舗装をしていただきました。その残りがですね、まだできておりません。途中で終わっているんですね。</p> <p>ちょうどそのつなぎ目が、夜中や早朝に、大型のトラックとか空で走るとスピード</p>

	<p>を出しているんですね。普段は通るときに何も段差がないような気がするんですけども、夜とか夜中とかですね、朝方とかに大型トラックがスピード出して通るときに、やっぱりガタンというような音がして、目が覚めると。睡眠の妨害になるというようなこともお聞きしました。</p> <p>それとまた1つは、高齢者の方がですね、手押し車を利用しているんですけども、路肩に段差があつてですね、非常に不便を感じていますし、危険でもあるんですね。</p> <p>以前ですね、担当課にも言つて現地の確認も行っていたんですが、全然進展がありませんでした。現在どのようになっているのか、お聞きしたいとともにですね、早急な対応をお願いしたいと考えています。そこのところをお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>国県道の整備につきましては、先ほども質問の中で申しましたけれども、なかなか進んでないというのが現状であります。</p> <p>この件につきましては、今年度はですね、直接国それから国会議員等の要望活動におきましても、直接私のほうから声を出させていただいてお願いをしているところで</p> <p>先ほども述べましたように、一応、あまり好ましくないかと思えますけれども、国会のほうからですね、国会議員の先生方から福岡県のほうにも連絡をさせていただいて、今月の19日にはですね、県の土木部長のほうとお会いをし、実情を訴えるような形になっております。</p> <p>県といたしましても、補修費とかですね、そういった管理費というのが非常に少ないというお話は、もう朝倉県土事務所の浜口所長のほうからも聞いております。なかなかやれないということですね。</p> <p>しかしながら、この件につきましても、以前から問題視されておりましたし、今年の9月に朝倉県土事務所とのヒアリング等がありましたので、その中で担当課のほうからですね、要望としても出させていただいていたということでもあります。</p> <p>それは来年度施工しようという形であつたらしいですけども、11月末ぐらいのですね、下旬に段差の解消についてはやっていただいたということで、地元の中嶋床屋さんあたりからも、担当課のほうにはですね、お礼の電話があつたということでもあります。</p> <p>じゅあ、先ほど言われました手押し車のほうの解消はどうするのかということにつきましても、朝倉県土のほうにはお願いしているわけなんですけれども、この原因がやっぱりオーバーレイですね、今みたいに掘削して取ってやるんじゃなくて、その上に舗装をやっていきますから、相当段差ができていたと。</p> <p>それにつきましても、一応私が県土のほうにお願いして、あそこを少しはですね、何かこう斜面を削っていただきましたけれども、まだそれでは不十分だということでもあります。</p> <p>したがって、このところにつきましては、今回、今国道の整備を原地区とか一帯にやっていますですね。そのときの舗装に併せてですね、オーバーレイじゃなくて、下から取った形での舗装をやりたいという報告も受けております。</p> <p>いつやるのかと言われますと、まだそこら辺りについてはですね、ご説明を申し上げられないんですけども、土木事務所の見解としては、そうなっておりますので、これにつきましても、またですね、朝倉県土事務所あたりについても、要望活動をさらに強めていきたいと思っております。</p>
議 長	4番 黒川隆康議員
4 番	今、答弁をいただいて安心したところです。また、私もですね、ちょうど猿喰の入口、今工事しているところから、こっちの大行司のほうですね、そのお願いもしよう

	<p>かなと思っていたとこで、どうせするんだったら、あの区間だけですもんね、できてないと。だから、それもお願いしたらどうかということ、言おうと思っていたところで、村長のほうがですね、そこまで気を使っていただいて、県土のほうと話をしていたら、私どももあとは安心してですね、ただ事業を待つのみというところではありますが、できるだけですね、一度じゃなく何度でも要望していただいて、完全実施していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。</p>
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の日程は、すべて終了しました。 次回は、明日12月7日、午前9時30分から再開をいたします。 本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(16時45分)</p>

第9回 東峰村議会定例会会議録

平成28年12月 7日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

平成28年 第9回東峰村議会定例会議事日程

平成28年12月7日開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第43号 東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第 3 議案第44号 東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第45号 東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 5 議案第46号 東峰村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 6 議案第47号 平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）に
ついて
- 日程第 7 議案第48号 平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正
予算（第2号）について
- 日程第 8 意見書第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出
について
- 日程第 9 閉会中の各委員会継続調査の申出について

開 議	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1、一般質問を行います。 6番 梶原文明議員の質問を許可します。 6番 梶原文明議員</p>
6 番	質問に入ります前に、配布文書をお願いいたします。
議 長	<p>事前に確認していますので、これを許可します。 (文書配布)</p>
6 番	<p>それでは、村長に、私は一般質問をさせていただきます。 まず1番のですね、国道211号線の鼓北区から宝ヶ谷間の危険個所の対策ですが、今年の12月の一般質問で聞きました。 あれからもう1年経過をしておりますが、対策はどのようになっておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この件につきましては、朝倉県土事務所に要望をいたしまして、危険個所と考えられるカーブの区間についてはですね、前後について注意看板等を昨年に実施しております。 しかしながら、事故が絶えませんので、さらなる安全施設やですね、速度抑制の対策等をお願いをしていきたいと思っております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>今、村長がスピードを抑えるためのバウンド対策的なものをつくるということを、この今年の12月の一般質問のときにも答えております。ですが、1年経っても対策は何もされておられません。 それとですね、この写真の、お手元に渡しました写真ですが、これは小石原の方面から左のほうを写真を撮っております。1台車が下から上がって来ておりますけど、通常左側を通る車は、この車はもう少し下のほうにいた場合には見えません。カーブとしては非常にきついカーブなんですよ。 それを考慮して、どのようにしてですね、その1年間の間で県土事務所のほうに、いつこういった対策を要望されたか、その辺をちょっとお聞きしておきたいと思いますが。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>県に対しましては、要望等毎年、次年度要望ということでですね、9月ぐらいの時期に県土事務所のほうに要望書を提出しております。 緊急性とか、あと随時ですね、細かいところについては、要望等を出しているところでございます。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>1年間の間で要望等を出されて、県土事務所のほうからどういった回答があったか、そういうのはないんですか。 ただ単に要望をしました。じゃあ要望は県のほうに届きました。でも、それに対して返答は何もないですね。1回も聞いたことがございません。県土事務所からこういった回答が来てますとか。 それもしないでですね、要望しましたじゃ、何もならないと私は思うんですが。そ</p>

	の結果をですね、ちゃんと聞いていただくことはできんのですかね。その辺どうですか。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	要望書につきましては、県土のほうからも回答をいただいているところではございます。ただ、すぐにできるとかできないとかというような問題もありますけど、できる部分については、随時行っていただいているというようなところでございます。
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>私たち一般質問をですね、何のためにやっているのかというと、やっぱり村民の人たちが生活していく中で、これ基幹の、一番重要な道路ですね。その危険個所が1年間の間に何もなされなかったということ自体が、私たちは腹立たしいわけですよ。</p> <p>このカーブですね、今年になってから9件もの事故が起きている。県にはですね、改良要望等を出したと、今、担当課長が言われてますけどですね、私に言わせれば、1年間対策は何もしてないと、そう捉えざるを得んわけですよ。</p> <p>このカーブはですね、非常に下り坂で左カーブになっています。アクセルを踏まなくてもですね、車はどんどんスピードが出ていきます。非常に事故等が起こりやすい個所になっているんですよ。</p> <p>ブレーキを踏まずにそのままドンドン行くとですね、ほとんどの方は最後のカーブのところまで急ブレーキ踏まなくちゃいけないような形にスピードが出ます。</p> <p>村民の方が、現在まであんまり巻き込まれてないからいいですけど、これは巻き込まれたときなんか、要望を出して、県土のほうが予算がないとか、そういったことでされないということになればですね、やっぱり他の方法を考えてでも、やっぱりこの個所の対策をしなければ、私はいけないと思うんですがですね。</p> <p>要望をして回答が返ってきました。じゃあ、その回答はどういったものかを、答えられる範囲で、私に聞かせていただければいいかな。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>先ほど言われましたように、9件の事故が起きたというようなことでですね、県土事務所のほうとも協議させていただきました。</p> <p>今後どういった対策をするのか、道路上に波状の舗装をすとか、そういったこともちょっと検討してみようというようなことで、お話は伺っているところではございます。</p>
議 長	村長
村 長	<p>私が報告を受けておりますのは、県土事務所もですね、当該区間は道路構造例に基づき改良がされており、今後更なる改良計画は考えていないということでもあります。</p> <p>県のほうもですね、やはりスピードの出し過ぎに原因があるのではないかとということで、先ほど課長が説明しましたように、このスピードが、出しているのが分かるような、今言いましたね、舗装の上に横線の、ああいうのですね、そういったものもですね、やはり再度要望していきたいと思っております。</p> <p>県としても歩道のところにガードレールを付けるなりですね、あと注意看板、写真でもありますけれども、そういったところを改良してくれてはいるんですけども、やはりスピードの出し過ぎ、これが一番大きな原因ではないかと思えますし、今、議員が言われますように、この区間についてはですね、結構スピードが出る、そのままですとね、ブレーキを踏まないと、アクセルを踏まなくてもスピードが出る区間だとは、私も体験をしておりますので、そういった面も含めて、さらにですね、来週の12日に県土整備事務所の所長が来ますので、この件につきましてはですね、再度私のほうから要請をしておきたいと思えます。</p>

議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>村長そういうふうにはバウンド対策とか、他の対策を考えてあるということを回答されていますけども、1年間の間でですね、このカーブが危険だという標識は、たった1つしかないんですよ。この写真には載っていませんが、もうちょっと上にですね、左カーブ上、危険ということが、看板が出ているんですよ。</p> <p>しかし、そんなにたいして大きい看板じゃありません。スーッと行ったら、あれ、何だったかなという感じぐらいの看板です。</p> <p>やっぱ1年間の間にせめてですね、やっぱり事故がこれだけ起きているわけですから、どうにかしなくちゃいけないというですね、やっぱり意気込みがないと、相手も聞いてくれないと思うんですよ。</p> <p>事故もこうやって起きてる、これをですね、一般質問で私にやってくれて言ったのは警察のほうなんです。警察が、とてもここはすごい事故が起きて、おそらくこのままほったらかしとったら、死亡事故が起きますよということを言われているわけですから、現実を見るとそういった状況なんです。</p> <p>特に、やっぱりこのカーブは小石原から鶴、鼓北区の間が、一番坂道も急斜になっていますからですね、起こりやすいと私も思いますので、この対策を大至急、私は、県土事務所に要望するだけじゃなくてですね、国会議員も1人おられますし、県議員も2人いるわけですから、そういうところには要望等はきちんと出されているか、ちょっと聞きたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員の質問等については真摯に受け止めて、12日の県土事務所の所長、それから19日のですね、県の土木部長の中でもお話をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、県議員、国会議員の件でございますけれども、昨日の一般質問でもお話をさせていただきましたように、県議員のほうにつきましても、道路の、この場所じゃないんですけども、八女・香春線、これについてと211号線の歩道等については、お願いはしているところであります。</p> <p>今回、この県の土木事務所と会えるようなセッティングをさせていただいたのもですね、国会議員の先生の秘書でありまして、そういった形で、そういったことをやるのが私の仕事だろうと思っておりますので、この件につきましては、またその筋のですね、有力な、今国会議員じゃないんですけども、そういう先生も含めてですね、話ができるような、今状態になっておりますので、話をしていきたいと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>昨日の一般質問のうちに、村長も211号線、香春線、この2つについては、やっぱりこの東峰村の一番の重要な道路であろうと、私は思っているということをおっしゃっていますし、その改良についてはですね、要望等はしっかりやっていくということをおっしゃっていました。</p> <p>やっぱり予算的に村ができるわけじゃありませんので、これはもう県のほうに要望して、改良をしていただくしかないわけですが、ちょっと考えてみるとですね、日田から飯塚への道が国道211号ですが、大分県側、飯塚方面を見ると東峰村が一番道路の改良はなされてないと、私は思います。</p> <p>八女・香春線も大行司から竹の方面に行く道、この道はもう30年近くなって、やっとあそこまで広がったわけですけど、211号のほうはですね、改良は、今、JAのスタンド、宝珠山スタンドの付近が改良されていますけど、ほんと特に東地区、村長がいらっしゃる東地区から上、蔵貫を過ぎると、特に道が狭く感じますよね。歩道がありません。</p>

	<p>ですから村民の方が歩いて行くのにも、非常に危険がつきまとうわけですね。特に、今、質問をしているところ辺りはですね、歩道はあります。歩道はあるんですけども、このカーブについては、右側に、歩道と道の間にはフェンスがしてあります。</p> <p>写真を見ていただくと、方向印、印が入っていますが、これがフェンスですね。このフェンスがですね、今、車が来ているところ辺りまでしかないわけですね。</p> <p>このフェンスをですね、通常の上から来た車の事故はですね、このフェンスが切れるぐらいのところでは起きていますよ。曲がり始めのところでは、車は絶対に右には飛び出さない。</p> <p>最近タクシーの事故とかいろいろ起きておりますけど、これを過ぎてフェンスがなくなるとこ辺りで、右に歩道を超えて、右側にもう1つ川のほうにフェンスがありますが、これを突き破ったとかですね、そういう状況の事故が非常に起きております。</p> <p>ですから、できればこのフェンスもですね、要望等の中に加えていただいて、もう少し下のほうに伸ばしていただくとかですね、上から来た車はですね、このカーブの手前のこの、現在、一番最初に写っている、ポール付近にはぶつかったことは1回もありません。まず、ぶつからないです、こんなところには。</p> <p>カーブに入って、カーブがきつから、ハンドルを急に切るもんですから、下のほうに行くと、フェンスのところを飛び出したような形でぶつかっていくわけですから、このフェンスの延長。</p> <p>それとですね、もう1つ、左側、山がある、山が写真に載っていますけど、この山ももう少し削って、見通しのいいような形にできないか。この辺も一緒に要望していただいたらどうだろうか、私は思っているわけですよ。</p> <p>というのは、今年の9月の26日、午後4時頃でしたけど、急に雨がですね、雷雨があつて道路がぬれて、上から来たトラックがですね、横倒しにここでなっていました。現場を私も通りかかったんですが、ドクターヘリ要請をするような大きな事故でした。運転手さんの右の肩から骨が見えていました。そのくらいやっぱりスリップが激しかった、スピードも出ていたということだろうと思います。</p> <p>ですが、村民の方はどなたもそれに巻き添えがなくて、ドクターヘリ、救急車両等も随分来ていましたけども。</p> <p>そういったことですね、目に見えないところでも、やっぱりこういった形の事故がポンと起きるわけですね、大きい事故が。</p> <p>一昨日ですか、宝珠山のほうで大きい事故があつておりましたが、最近には特に高齢者の運転等もどうしても増えていきますし、私たちもその道になる、同じ道、非常に高いとは思いますが、どうしても車がないと生活ができていけない環境の中ですね、やっぱり東峰村に住んである方はですね、車がないと生活は非常に不便だと、私は思いますので、ぜひとも、この場所のですね、改良をお願いしたいと思っております。最後に村長のほうから、ちょっと回答をいただければありがたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>昨日もですね、また説明をさせていただきましたが、やはり国県道の整備につきましては、なかなか村のほうは要望等になっていくわけなんですけれども、それが進んでないという忸怩した気持ちが以前からありましたので、今回の国県道の要望等につきましてもですね、直接私の口から各方面にはお願いをしているところです。</p> <p>そういった中で、先ほど来県の土木の部長あたりも面談をできるようになったわけなんですけれども、いずれにいたしましてもこの国県道の整備につきましてもですね、さらなる努力をしていきたいと思っております。</p> <p>また、その結果につきましては、報告等をさせていただきたいと思っております。</p>

議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>予算も、自分の村でするわけじゃありませんので、これはもう要望して、県土事務所の方にお願いをするしか、県にお願いをするしか方法はありませんので、ぜひともですね、自分たちだけじゃなくて、村民の方がどういうふうなやっぱ危険性を、危険を伴っていくかということを考えていただいて、要望等は特に強く、担当課長が一番のあれですから、やっていただきたいと思っております。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>次は、生活環境の整備ということで、河川の保全改修と書いておりますが、質問はですね、火災発生時の水利は十分ですかということで、質問をさせていただきたいと思えます。</p> <p>火災発生時の初期消火はですね、防火水槽、消火栓等がありますが、防火水槽、大きさがいろいろありますから一概には言えないでしょうけど、最近設置している防火水槽は何トンで、初期の消火に対してどのくらいぐらい時間的に持つのか。</p> <p>また、消火栓については、簡易水道でされるんだろうと思うんですが、どのくらい使用できますか。その辺り、分かる範囲で結構ですが、お答えをお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>現在ですね、設置している防火水槽につきましては、60tの埋設型とかですね、そういったものが多いです。</p> <p>今回発注します大行司地区のですね、防火水槽につきましても、60tで埋設型という形で行おうとしています。</p> <p>定かではありませんが、30分ぐらいはですね、今の可搬ではもつんじゃないかと思っております。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>消火栓は、基本的には初期消火ということですね、通常消防用の消火栓ではございませんので、もう長時間使えば水道の貯水量のほう不足するようなことで、断水を起こしたりとか、そういった問題がありますので、時間、どのくらいということは、はっきり数字的に表すことはできません。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>消火栓については、非常に使いにくいというか初期消火、ほんと最初の10分ぐらいが、そのくらいだろうと自分では思っていますけど、そうした場合にはですね、消火に関しては、もう自然水利のほう、要するに河川ですね、この水でやらないと、おそらく消火は難しいだろうと思うわけです。</p> <p>防火水槽でも、2本も3本も可搬とか自動車用のポンプを据えたら、これはもうあつという間になくなっていくと思えます。</p> <p>河川にですね、深みのあるところはいいんですけど、今年の夏のような状況の中では、河川に深みがないんですね。ですから、投げ込んでも吸い上げる水量がないわけなんです。全体がつかからないわけですよ、要するに。</p> <p>ですから、水がエアを吸い込んで上がるような形になってしまいますが、そういった箇所がですね、特に宝珠山地区のほうは意外と水量が多いんですね。ずっと見て回るのに。</p> <p>ところが鼓地区、小石原もあれですが、鼓地区は特に、川の流れは結構あるんですけど、昔みたいに深みがない。だからポンプを据えても吸い上げるだけの溜まりがないわけですね。</p> <p>以前はある程度深みがあるところがありましたよね。ところが住宅の付近にあれば、そこから吸い上げて消火をされるんですけど。</p> <p>特に、今度皿山地区が火災があって、水が足らなくて全焼してしまいましたけど。</p>

	<p>以前から皿山地区は、もうそういった状況だったんですよね。もう以前に焼物の家が、工場が1軒焼けておりますが、それも大火でしたけど。</p> <p>小石原地区も溜まりは少ないですけど、特に鼓はないですね。北区が一番少ないと思います。住宅の密集しているところにそういった個所がないんですよ。</p> <p>ずっとこの前河川を見ていった中で、やっぱりこれは火災になったときは、消火はちょっと厳しいなど、自分で思ったわけですよ。たまりがあるところには、家はあんまりありませんからですね、そんなにあれですけど、一番大事なところに水量が、たまった場所がない。この辺りを何とかならないかなと思って、お聞きをしたいなと思ったところです。</p> <p>3番目に、各地区の対応ということで書いておりますけど、2番と同じようなあれですが、特に道路愛護、河川愛護、こういったときにはやっぱり、消防の人たちも仕事を持った中での消防団ですから、非常に大変だとは思いますが、水利の確保等もですね、消防団の中でやっぱり考えていただくことも必要ではないかなと、私は思っているんですが、その辺りいかがでしょうか。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>確かに議員の言われることについては、私も同感であります。</p> <p>消火栓それから防火水槽ですね、これはあくまでも初期消火のための施設であろうと思います。</p> <p>したがって議員言われるように、やはり自然水利を利用した消火活動というのは、当然必要になってきますので、そういった点につきましては、議員言われるように、この小石原も同じなんですけれども、道路があつて、河川があつて、その間に田んぼがあるとかですね、そうするとやっぱり河川まで近づけないところがあります。</p> <p>2つの火災を例にとりますと、皿山につきましては、これは絶対的に水量が足りないという問題がありました。</p> <p>したがって、今回、柳瀬議員あたりの骨折りもあつてですね、そこについては、一応地区のほうをまとめていただいて、さぶたですね、それを、あそこは唐臼がありますけれども、その下辺りに、ちょっと下のほうに付けるようなことで、今計画をしております。</p> <p>それから、宝珠山地区であつた中原につきましては、橋から届いたわけなんですけれども、その辺りが機械の操作等ですね、若干水揚げが遅れたと事実もあります。</p> <p>そういった中で、第2分団が、それから約50m下ぐらいのですね、軽自動車が入れるところから河川のほうに吸管を付けてですね、あの東出張所のタンク車のほうに給水をやってたという事実があります。</p> <p>先ほども言いますように、道路があつて、田んぼがあつて、河川、そうすると河川までやっぱり行ける道がありません。今後はですね、やっぱその辺りを整備していかなくちゃいかんと思っております。</p> <p>上福井のほうからの要望で、実際そういった要望が上がっておりますが、あそのの地点につきましては、歩道をまずは、今回県土整備事務所のほうで設置するようになっておりますので、それを見ながら、見据えた上で進入道路をつくらせていただきたい、というお話をさせていただいているところです。</p> <p>これは、消防委員の皆さんもおられますし、必ずですね、やっぱ各地区にはそういった、やはり河川まで消防車が入って行けるような整備というのは必要でありますので、場所の選定等もしていただいた上でですね、これは、また用地の買い上げ等いろんな問題はあるかと思っておりますけれども、やっていき、そして必ずここが水利ですよ、という感じの標識あたりも設置し、初期消火それから消火活動に対応したいと考えております。</p>

議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>村長が今お答えいただいたようにですね、やっぱり各地区に1つぐらいはですね、そういった個所をつくっていただきたいと思っているんですが。</p> <p>1つ問題があるのは、有害駆除の関係でですね、田んぼの前にネットがずっと張ってあるんですよ。するとなかなか河川まで近づけないところがあるわけですね。こういう対策を、私もどうしたらいいか考えるんですけど、私1人ではどうしても対策が簡単には浮かんではこないんですけども。ネットがありますから行けないんですよ、河川に。じゃまになって、それを切るというわけにはいきませんし、有事の際はどうかして穴を大きく広げてでもですね、する方法しかないのかなと思うところがあります。</p> <p>その対応は、また行政のほうで考えていただいて、消防団等の会合の中でも、総務委員長もおりますので、検討をしていただければいいかなと思います。</p> <p>次の質問に移らせていただきますが。</p> <p>ふるさと村の今後についてですが、経営について、ちょっと質問をしていきますが。現在、施設を5つ持っておりますよね、ふるさと村。</p> <p>ちょっと私思うんですが、1つのふるさと村という1つの会社がですね、施設を5つも持って経営していくこと自体が、やっぱり無理があるんじゃないかと思うんですが、村長どうですか。</p>
議 長	村長
村 長	ふるさと村につきましてはですね、各施設、人員を基本的には配置して、管理をやっているということでありますので、それが、5つが多いのか、少ないのかという話についてはですね、それは、ふるさと村は今、対応はできていると思っております。
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	私が思うのはですね、人員配置はされていますということで、それは分かるんですけど、全体的にトップである人の目がですね、5つの施設に毎日届くわけがないと、私は思うんですが、そのとどこどうですか。
議 長	村長
村 長	<p>今の言葉を借りますと、トップであれば私が取締役社長になっておりますので、当然ですね、目が届いてはいません。</p> <p>それで、これもですね、ふるさと村につきましても、また、議会のほうにもお願いをしなければいけない案件になるんですが。</p> <p>このふるさと村をですね、やはりふるさと村というのは、合併当時、合併前から3,500万の資本金で生まれた株式会社であります。その後2億円の増資をして、2億3,500万の資本金で現在やっているわけなんですけれども、その代表がですね、取締役社長が大株主の村長、それから、実際運営しているのは、取締役専務というような2つの体系になっております。</p> <p>私も村長になりまして、やはりふるさと村というのはですね、この位置付けとしては、宝珠山地区における一番重要と言いますか、そういった役目を担う組織じゃないかと思っておりますので、このふるさと村の組織をどう作り直していくのかということで、公認会計士それから弁護士、そういった人たちも含めて議論をしてきていたわけなんですけれども、各地域に入って説明をしようとする前の段階においてですね、不祥事がありましたので、今、止まっています。</p> <p>ふるさと村の案件につきましても、ようやく整理ができましたので、今月の21日にふるさと村の株主会議を開きまして、一応この件については、収束をしたいと思っております。</p> <p>したがって、その後はどうかと言いますと、その前に詰めてきておりました一般社</p>

	<p>団法人化等の考え方、そういったものをご理解をしていただき、とにかく宝珠山の地区の人が、このふるさと村を経営、運営できるような形での一般社団法人、その下に今の株式会社ふるさと村、それから、今進行しております6次化産業のそういった組織等もですね、一緒になっていければ、必ずやこの宝珠山地区におきましても、村民の皆さんに答えることができるような、組織作りができるのではないかと考えております。</p> <p>非常にですね、ハードルは高いと思います。しかしながら、今のふるさと村では宝珠山地区の本当の活性化のためのですね、組織では、私はなっていないと考えておりますので、そういった点につきましては、今後ですね、やはり村民の皆さんのご理解を得ながら、進めてまいりたいと考えております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>村長お答えのとおりですね、非常に私も何と言いますか、経営的に考えた場合にですね、非常に厳しいだろうと思います。</p> <p>そういった中でですよ、この施設自体をふるさと村が全部持つんじゃないかと、やはり指定を受ける人たちが宝珠山地区の中から、私は出ていただきたい。</p> <p>例えば、棚田親水公園は自分たちでやろうとかですね、ほうしゅ楽舎はどうしようとか、キャンプ場は自分たちでやろうやとか、そういった1つの集まりと言いますか、そういった団体が出て来ていただいて管理していただければ、もっとですね、良い方向に向かうんじゃないかと思うわけですよ。</p> <p>村長も鼓の里の会計等をされた経緯があります。その中でやはり全体で考えて、この施設の売り上げをどう伸ばすか、その辺りがやっぱり1人の力では、私はだめだと思うんですよ。</p> <p>専務がいらっしゃって、そして従業員の方が各施設に配置をされてますけど、それだけじゃなくて、やっぱり宝珠山地区の地区全体でその辺りを考えないとですね、以前鼓の里が有識者の中で発足をして、そしてやっぱり売り上げを伸ばして、やっぱり朝倉地区だけで20ぐらいに、今、こういった農産物の直売所はありますけど、現在は非常に厳しい経営状況になってはいますが、そういった形をですね、やっぱり取っていかないと、これ、次に指定管理料を、とりあえず確認をしたいわけですが、そのあれ自身もですね、やっぱり毎年1千何百万の指定管理料を払って、それが上でも1,000万近い赤字を出してあるんですよ。資本が大きいからいいじゃないかという問題じゃ、私はないと思いますね。</p> <p>そういうことを考えて、今後どうするかをやっぱり全体の中で考えていただきたいと、私は思うんですが、その辺の見解はどうですか。</p>
議長	村長
村長	<p>先ほども申しましたように、やはりふるさと村というのはですね、生い立ちからこの宝珠山地域においてはですね、一番重要な、そして皆さんがよりどころにできるような会社、そういったものが約款等を書いてあります構想だろうと考えております。</p> <p>しかしながら、現実はどうかと言いますと、いろいろ株主の問題とかですね、皆さんの、何と言いますか、株も入っていないとか、いろんな話を聞いておりますので、先ほど申しましたような形で、ふるさと村の組織の編成を考えていたわけです。</p> <p>指定管理につきましても、これは一般公募でございますので、それは他のところも入ってきて別にも構わない、構わないという表現はないですね。参加できるわけなんですけれども、残念ながらふるさと村だけしか、その指定管理者の応募がいなかったということでもあります。</p> <p>以前につきましては、岩屋キャンプ場は、間違っていたらまた訂正しますが、商工会がやっていたと。それから親水公園につきましても森林組合がやっておられ</p>

	<p>て、結果的にふるさと村のほうに、理由等も聞いてはおるんですが、結果的にふるさと村が指定管理をするようになったというお話を聞いております。</p> <p>したがって、このふるさと村をこの宝珠山地区でどう、やはり活用していくのか、これは非常にこの地区にとっては大きな課題であると思っております。</p> <p>したがって、このふるさと村の再生につきましては、今後取り組んでいきたいと思っております。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>今後についてはですね、非常に厳しいものがあるかと思えますけど、さっき村長が言いますように、ふるさと村だけじゃなくて団体でもですね、指定を受けていただきたいと思います。</p> <p>2番のですね、各施設の指定管理料、私たちは分かるんですけど、村民の人たちが分からない方がいらっしやいましたので、もう1回金額をお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	<p>今、ふるさと村にお願いしています指定管理料なんですけれども、まず、いぶき館でございます。いぶき館が547万円、それからほうしゅ楽舎232万円、棚田親水公園349万円、岩屋キャンプ場163万円、合計の1,291万円であります。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>金額は分かりました。</p> <p>それで今度は3番の質問に入りますが、この質問の意味はですね、ふるさと村の一番のトップである専務とですね、各施設、指定管理料を貰っている施設の長の給料の差が、私はあり過ぎるんじゃないかと思うんですが、こういうのは金額をあまり出したらいけないかと思えますが、約10万ぐらいの差があります。</p> <p>道の駅小石原、伝統産業会館、鼓の里はちょっと正式なあれがいませんのでできませんけど、そういった指定管理料を貰っている団体の中で差がありますが、村長、この辺をどう考えますか。</p>
議長	村長
村長	<p>このふるさと村の役員報酬につきましては、ふるさと村ができたときからのですね、決め事と言いますか、決め事でいいですかね、そういったところがあります。</p> <p>本来ですと、今現在よりも10万ほど高いですね、報酬を支払っていた時代もあります。今の報酬額につきましては、各株主総会とかですね、そういった中で決議をされております。この辺りについてもですね、先ほどから申し上げておりますふるさと村の再生計画の中では、当然議論及び協議をしていかなければならないものだと思います。</p>
議長	6番 梶原文明議員
6番	<p>その件については審議をしていただいて、やはり指定管理料を貰っている団体の長であれば同じぐらいの金額に、私はするべきだろうと思えます。</p> <p>伝統産業会館だって、最初はもっと高かったんですね。50万近い金額を払っていたということですが、現在はふるさと村の長よりも安いんです。この辺りは考慮して、その辺りは村長自身が報告を受け、年間ですね、会計等の報告書の中で出てきていると思えますので、検討を重ねていただいて、どうするかを決めていただきたいと思います。</p> <p>④のですね、ふるさと村の純資産はということで、赤字がずっと続いていく中でですね、資産は当然、出資金が減っていくだろうと、私は思うんですが、現在、どのぐらいの資産になっているか私たちは貰いましたけど、村民の方は分かりませんので、お聞きをしているところです。</p>
議長	村長

村 長	9月の議会ではですね、報告をさせていただいておりますが、現在1億8,155万1,784円という報告を受けております。
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>そうするとですね、やはりもう会社設立からいくと随分資産が減っているわけですよ、そういうことですね。</p> <p>では、もう最後の質問に入らせていただきます。</p> <p>コンサルタントにもふるさと村の件は出されて、経営状況等をですね、コンサルからの報告等も、指摘等も私たちは聞かせていただきましたが、見せていただきましたが、今後ですね、村長、もう最後ですが、どういった形にふるさと村をしていくか、出資の一番多い村長を含めて役員の方全体で方向性を決めていくだろうと思いますが、その辺りどういう考えを持っておられるか、最後の質問ですが、お答えをお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほどから何度も申し上げているように、このふるさと村、宝珠山地域にとってはですね、やはり一番の活性化の源みたいな会社づくりをやっていって、そしてこのふるさと村に村民の皆さんが集まれるようなですね、会社組織というのは、今後目指していかなければならない。そのためには、今、ふるさと村の大きな事業と言いますのは指定管理料それから特産品販売であります。</p> <p>その指定管理料は一応今年ですか、見直しをさせていただきましたけれども、特産物開発がですね、やはりなかなかこれが黒字にはなっていないというところに問題点があると思います。</p> <p>したがって、今回6次化産業の、今、ことでやっておりますけれども、この6次化産業をですね、ぜひ成功させて、そしてこのふるさと村あたりの中で、やっぱりそういったところをやっていただければ、これはまた地域の発展のためにもなるのではないかと考えております。</p> <p>そのためにはですね、先ほどから言いますように、社団法人化とかそういった会社組織の変更を含めましてですね、今検討を、今後させていただきたいと考えております。</p> <p>今、鼓の里等の話をされましたけれども、やはり地域住民の方が、この組織はやっぱり私たちの組織なんだと。私たちの会社だよねと言っていけるような会社をつくらないとですね、今の状態では何名かの役員、それからどういう事業をやっているのか分からないというような形では、やはり会社を活性化させようにも、それはできないと考えておりますので、そういったことも含めてですね、このふるさと村というのは、今後取り組んでいきたいと考えております。</p>
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>村長、お答えのとおりですね、やっぱりこの東峰村は観光産業だと私は思いますので、ぜひともですね、通過するような村にはしてもらいたくない。やっぱり他の地域からお客さんが来られて、やっぱりこういった良いところもあるということで、止まっていたら、ここにお金を落とさせていただくのが、私は一番いいと思いますので、ぜひとも、大変ですがやらざるを得ない、これが現状だと私は思いますので、これで、私の一般質問を終わります。</p>
議 長	村長
村 長	<p>これも以前申し上げたと思いますけれども、やはり東峰村は小石原と宝珠山が合併してできた村であります。</p> <p>小石原のほうはですね、陶器あたりの売上等も、若い人たちいろいろ今活躍をしておりますし、来村者のほうもですね、この宝珠山地区に比べては</p>

	<p>非常に多くなっております。</p> <p>したがって、この鼓それから宝珠山を、今後1つの東峰村としてどう考えていくのかというのが、やはり私の一番大きな政策であろうかと思っております。</p> <p>したがって今、景観づくりそれから6次化産業、こういったところはですね、ぜひ皆様のご理解を得て、この宝珠山地区におきましても来村者が来、そして特産品あたりがですね、売れる。そしてまた、住民の皆さんの生きがい、そういったものをつくっていかねばならないと思っております。</p> <p>今後ふるさと村の組織化につきましても、一番問題となりますのが、この東峰村で持っております99.7%のですね、株の新会社への移行とかですね、そういったところがかかってきます。</p> <p>また議会の皆さんには、その段階ではお話をさせていただきたいと思っておりますので、先ほどから言っております、この宝珠山地区におけるふるさと村、これの活性化のためのことはやっていますので、皆さん方のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。</p>
休憩	
議長	<p>10時35分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時29分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時35分)</p>
議長	<p>8番 佐々木紀嘉議員の質問を許可します。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>林業の質問を昨年9月議会でいたしました、今回再度3点ほど、林業について質問をしたいと思います。</p> <p>まず、福岡県の森林環境税による荒廃森林再生事業が平成20年度から始まり、平成29年度で終わるということを聞いておりますが、この再生事業の進捗状況と問題点はなかったのか、まず尋ねたいと思います。</p>
議長	<p>村長</p>
村長	<p>詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、やはりこの森林の再生事業、これは、安心・安全な村づくりの上ではですね、欠かせない重要な問題だと捉えております。</p> <p>そういった中で、なかなかやはりこの荒廃森林あたりですね、再生が進まない、これは、したがって昨日も申しましたように、その他の要因として鳥獣害被害、そういったところもあるかと思っておりますし、あと土石流の問題とかですね、非常に山が抱える問題というのは大きいものがあると思っております。</p> <p>そういった中では、この東峰村85%が森林でありますので、その再生をどうするのか、これは非常に今後大きな問題となりますし、この辺りにつきましてもですね、今、朝倉森林組合の組合長が東峰村出身の元村長の高倉組合長になっておりますので、先般からお伺いをしてですね、お話等はさせていただいております。</p> <p>内容といたしましては、この行政と森林組合がいかに共同した形で、この東峰村の森林の再生ができるのか、そういったところもですね、打ち合わせをさせていただいております。</p> <p>それともう1点が、やはり国有林が東峰村にありますので、その辺りにつきまして複層林化とかですね、それから植栽をやりましても鹿の被害に遭う、そういった件について、これはこの前県の県知事との提言の中でですね、終わった後に県の農林部長あたりにもお話をさせていただいております。</p>

	<p>その後、朝倉農林のほうからも課長がみえましたので、そういった対策についてですね、協議をさせてもらっています。</p> <p>どういう対策かと言いますと、やはり小さい苗を植えましても鹿の食害ですかね、あれに遭うじゃないですかと、そうすればもっと1m50とか2mの苗木を植えさせてもらって、それにも補助金を出してくださいと。活着率の問題とかいろいろあると思いますけれども、そういったことができないのですかと話をさせていただいております。</p> <p>一応ですね、朝倉農林課長との話ではですね、東峰村でぜひ実証実験をですね、やらせていただきたいというところまでできておりますので、これはまた適切な場所を選んでですね、この大苗の実証実験等を取り組んで、山の再生ですね、そういったものは図っていきたいと思っております。</p>
議長	農林観光課長
農林商工課長	<p>ただ今、荒廃森林の再生事業、これは、昨日報告させていただきましたが、対象となる計画の面積は397ha、昨年までの8年間で221ha、達成率としては56%でございますが、今年度も62haの施業を行いまして、70%を超える達成率を目指しているところでございます。</p> <p>補足的ではございますが、この森林の再生事業は、長年手入れがされていない森林を解消するというようなところから、除伐、間伐を行い、保水機能、治山機能、公益的機能を高めていくということが目的で進められております。</p> <p>この397haという大規模なですね、改良事業、これが林業の従事者、この主体となるべき事業体は朝倉森林組合に全事業をですね、委託しているという状況でございます。</p> <p>これがやはり全県的に行われている事業でありますので、従事者が不足、達成率があと残すところ今年入れて2年というところでございますが、70%程度にとどまっておるといのが課題だと思われまます。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>昨日、当該面積等の話が出ましたが、村内民有林が3,018haですね、先ほど課長が言ったように、荒廃森林再生事業の対象面積が397haで、このうち221haが整備ができた、これは前もって聞いてはおりましたが、問題は何だったのかというのがここにあるわけですが、この事業は県の事業で税金の事業でしたから、間伐材が出せないと、搬出ができないということが1つの大きな問題だったろうと思います。</p> <p>森林組合等も言っておりましたが、出した後に県に詳しく理由を報告して、県の了承を得なければならなかったというふうな事業だったみたいです。</p> <p>もちろん税金で行われた事業ですから、それによって利益を生むというのが、この税金の事業に合わなかったとか、そぐわなかったというふうな事業の特性かなというふうには思っております。</p> <p>それと、最初の認定から10年近く経っておりますので、新たな荒廃森林等がまたできたのではないかとこの397haが妥当な荒廃森林の面積だったのかというふうな問題点、そういうものがあるとは思いますが。</p> <p>ここで担当課長にですね、この荒廃森林再生事業で作業した森林の林齢と言いますか、大体何林齢ぐらいの山が、これが15年以上の山が対象になっておりますので、15年から何十年の間の山がこの対象で221ha完了したというふうなことが分かればですね、教えてほしいと思っております。</p>
議長	農林商工課長
農林商工課長	221haの林齢の内訳でございますが、調査させていただいたところ、実質、当

	<p>時ですね、実施時点での施業ですが、13年生から60年を超えるですね、除伐が、いうふうに報告を受けております。これは5年刻みでですね、11年から15年が3齢級というようなふうにしたところ、上位3齢級を上げますと、3つ上げますと、16年から20年の4齢級が29%。それから、2番目としましては5齢級の14%、それから6齢級が11%ということで、面積的には4齢級が65、5齢級が30、6齢級が24というふうな報告を受けております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>この森林環境税については、先ほど言いましたように29年度で終了しますが、この政府与党が2017年度の税制改正で、新たに市町村の森林整備財源に充てる全国共通の新税導入を議論するということが、新聞等に出ておりました。</p> <p>この独自の森林環境税については、今年4月の時点で37府県と、それから横浜市が単独で課税をしているというようなことも新聞に掲載がありましたが、その税収合計は315億円というふうなことで、数字も出ておりました。</p> <p>この新しい新税が仮にできると、独自課税との重複解消や具体的な使い道や、こういうものが課題山積みと新聞にありましたが、この間の12月3日の農業新聞に、この国税庁は新町村の森林の財源に充てる新税、森林環境税については、2018年度税制改正で結論を得る方針とありましたので、個人住民税に上乗せをして徴収し、それを国が市町村に配分をして、森林の間伐などに役立てる方向で、今後の導入時期や制度の詳細を詰めるというふうに掲載がありました。国の森林環境税ができるだろうと思っておるところでございます。</p> <p>森林組合等はこの件の環境税に、29年度で切れますので、継続要望を確かしているみたいではあります。これが今、現状のこういうふうな森林の税による財源というふうなことになろうかとは思いますが、このことについては、村長のコメントがあれば伺いますが、なければ次の質問に移ります。</p> <p>では、次の林業の現状と課題の質問に移ります。</p> <p>次に、林業の現状と課題をどう認識しているのかということで尋ねますが、この質問については答弁を求めませんので、気楽に聞いておいてほしいなというふうに思っております。</p> <p>私の考える村の林業の現状と課題を今から述べさせていただきますが、朝倉森林組合が昨年10月頃組合員にアンケートを行った調査結果が出ておりますので、この資料を、議長の許可で配布を願いたいと思います。</p>
議長	<p>事前に確認しておりますので、これを許可します。 (資料配布)</p>
8番	<p>今、皆様のお手元に配布しましたこの森林組合のアンケートは、昨年の10月頃に森林組合が全管内を調査したものであるというふうに聞いております。</p> <p>東峰村の森林組合員数522名のアンケートの調査結果もここに出ておるようでございます。少しこのアンケートの中をかいつまんで、私なりの推論と言いますか、考えを少し述べたいと思います。</p> <p>このアンケートを見ますと、東峰村の回答率は、小石原、宝珠山合わせて平均で27%で、宝珠山地区では女性の回答も多いのかなというふうに思っております。独居老人あたりで女性がこういうふうな回答を返したのかなと、いうふうな推測をしておるところですが。</p> <p>まず、この質問の3のところですが、質問3では「山の境を知っていますか」というふうな質問になっております。</p> <p>回答された142名中、「知っているが所々分からない」、「知らない」というふうなことを含めると100名近い方がおそらく知らないのではないかなと、山が分から</p>

なくなっているのではないかなというふうに、自分なりに推察をしておるところでございしますが、山を皆伐、減伐ですが、することがないというのが1つの要因もあるし、林道等が入ってしまいますと、今度は地形がガラッと変わってしまいますので、やはりなかなか昔覚えとった山の境でも新たに行ってみると、自分の山がどこだったかなというふうな、境の分からないことがやっぱり往々にあるだろうというふうに思っております。

次の質問の5、6あたりはもう飛ばしたいと思います。

私も自分なりのコメントはしてはおりますが、時間の都合もありますのでそれを飛ばして、質問7のほうのアンケートの関係ですが、「あなたは将来山林をどのようにされるお考えですか。」のところでございます。

「手入れをして売りたい」、「売れるなら手放したい」と、こういうふうな販売と言いますか、山自体を売ることと木を売ることと、いろんな考えの中で売りたいと、そういうふうなアンケートの結果が出ておりますが、やはり木を売ることについても、なかなか今材価が低迷しておりますので、全体的な経営の中で考えると、植え付け等いろんなところに国、県の補助金がなければ、大半が収支が逆転して赤字になると、そういうことになろうかと思えます。

山の所有者が木を育てて収入を得ながら森林を管理するということが難しい状況に、今の現在の木材価格であるように思います。

林家の方、森林の管理を今行っている人もおりますが、将来的に材価が上がるだろうとか先祖から引き継いだ山だから管理をしているというふうな使命感等で、この山を管理している方もいるのではないかなというふうに思いますが、いずれにしましても、補助金それから支援金なしでは経営はもちろん森林管理は無理というのが、今の現状だろうというふうに思っております。

なかなか寂しい話ではありますが、森林の木材価格の現状は、昭和55年をピークに下がりっぱなしでありますので、立米当たり1万円から1万2,000円ぐらいの単価しかしておりません。昭和55年は3万9,000円から4万した立米当たりの単価が、極端に言えば4分の1になっているということが、今の現状であります。

私たちが岡山県の西粟倉村に10月に視察研修に行きましたが、西粟倉村にも50年、100年の森構想というのがございました。

ちょっとこれは例になりますが、杉を50年間育てるのに作業とどのくらいの経費がかかるかということでもあります。あまり関係ない人は関係ないでしょうが、やっぱり森林の状況を知ってもらうためには、こういうふうな数字的なものもここで、一般質問の中で例示したいと思っておりますので、今から述べさせていただきます。

杉を50年間育てるのは、まず、最初に準備が要ります。植栽準備ですね。それから植え付けをして、それから下刈りをして、枝打ちをして間伐というふうな作業工程があるわけですが、面積1ha、1町歩ということですが、1町歩の山にどのくらいの植え付けをするか、ばらばらにあるのはありますが、平均的に2,500本仮に植え付けたとして、これを今度は50年間ずっと育てるというふうな作業は、やはり夏草の下刈りが5年間、最長5年間必要です。それから枝打ちがあります。枝打ちは4mの高さまで約2回ほど打つのが一般的であります。それとあとは間伐が25年から30年と40年ぐらい、これは50年間育てると仮定しての例です。

東峰村と言いますか、旧宝珠山では30年から35年ぐらいで木の販売をしとったような例はありますが、今は50年ということで例を申し上げております。

25年から30年、40年のときに20%の間伐をすると、今までの全部の費用、これ全部人に頼んだということになります。約295万、300万近い経費がかかるということですね。昔の人は自分でやっておったというのが、1つあるのはありま

すが、時代の流れで、これを全部委託をしてしまうと、250万から300万ぐらいかかるというのが経費であります。

最初に植え付けた2,500本が20%、20%の間伐を2回やると、大体木が1,600本になってしまうと。あとは台風とか立ち枯れとか、いろんな原因で枯れた木がありますので、最終的に1町歩の山が1,500本だと仮にしますと、先ほど言いました250万の1,500本で、1本が1,967円の経費にはなるというふうな計算にはなりますね。

ところが、現在の山の立木の単価ですが、立木というのは、製材価格と素材価格と、それから山の立木。昔の人は山に行って、自分の目の高さで尺を回すという言葉があったと思います。それで1本1本、何本何本、何センチの木がいくつで山渡しがあった時代です。それが立木、山元価格というんですが、50年生ぐらいの杉であっても1,525円、1,500円ぐらいしかしないというのが、この木の価格だそうです。そうなってくると赤字はもう目に見えているということになります。

この木の材価ですが、これ朝倉森林組合は日田の中央木材市場と福岡県森林連合の浮羽事業所の素材状況を知らせてはおりますが、どちらの事業所も丸太の径ですね、丸太の径が30以上と24から28というような径のあれがあって、それに単価が出るんですが、大きいものよりか24から28のほうが立米当たりの単価が高いというふうな、どちらの事業所も出ております。

というのは、大きくなっても、もしかすると単価的には高くないというふうなことも、1つ現状であるのかなというふうに思っております。

簡単ですが、以上が私の考える林業の現状であり、次に、今度は課題になるわけですが、先日私も森林組合の参事さんと話をすることがありましたので、話をしたときに、いろんな森林情勢から山の課題等について聞いてまいりました。

森林組合とすれば、昨日も出ておりましたが、やはり山林の鹿の食害ですね、これが第1、それともう1つも昨日も出ておりましたが、労務班、作業員の人員不足ということが出ておりました。これは、確か昨日村長が答弁で答えたとおりの課題ということになるかと思えます。

山の作業については、森林組合では、これは難しい言葉なんですが、車両系搬出機械を活用した一貫作業システムというのを推進をしているというのが森林組合の地区懇談会の中であっておりました。

聞けば、こういうふうな機械を使えば、山の経費が極端に下がるのかなと思うんですが、これの適用条件があります。

山の傾斜度が30度以下、それから路網、搬出路なり林道という意味なんでしょう、路網の整備がされているということと、林業機械が使用可能であるというふうな条件があり、考えると東峰村の山林ではほとんど該当しないのではないかなというふうに思います。

機械化による低コスト作業には、東峰村の場合はなかなか該当してこないのかなというふうに思っているところであります。

この作業路、路網についても東峰村は作業路開設補助金として、今年度336万円の補助金を計上しております。これが8,000m当たり、メーター当たりの単価700円の60%の補助ということですが、この高性能機械の入る路網、作業路と言いますか、道は倍の1,000円から1,500円ぐらい、やはりかかるそうです。

つくってもパッカー道ぐらいの開設しかできないことにはなりますが、ただ、先ほど森林環境税の話をしました。この森林環境税で間伐をしたところは、そういうふうな作業路についても森林所有者の負担なしで、必要とあらば開設ができるというふうなことがチラシに載っておりましたので、そういうふうな作業路的なものについて

	<p>は、開設もあったのではないかなというふうに思っておりますが、やはり山の搬出経費を少しでもかからないようにしなければ、間伐あるいは皆伐、全伐ですが、したときの木材代金は自分の手元には来ないと、山が財産でなくなるケースがあります。アンケートの質問で7項目にも関連してくると思うんですが。</p> <p>以上が、私が東峰村の林業の現状と課題の認識であります。そこで執行部と言いますか、村が捉えている林業の現状と課題の認識について尋ねたいと思います。</p>
議長	<p>佐々木議員はですね、喉の不調ということで飲料水を、議場内に持ち込みを事前に許可しております。</p> <p>村長</p>
村長	<p>山に対するいろんな教授をいただきまして、改めてですね、山の現状と認識、こちら辺りについて、どうやっていくのかというのが、課題が見えてきたわけでありまして、やはりその1番はですね、木材価格の低迷だろうと思っております。</p> <p>したがって、それに対しまして補助金がなければですね、施業ができない。つまり何でもそうなんですけれども、儲からないところがですね、一番の現状でありまして、それが大きな課題ではないかと思っております。</p> <p>今言われましたように、いろんな高性能機械とかですね、そういったものがあるんですけども、なかなかこの東峰村の森林の中では、そういったものが使えないというような状況の中で、山に従事する人がですね、やっぱり高齢化し、そして若い人が育たない、そういったところも大きな課題としてあるのではないかと思っております。</p> <p>こういったところをいかに、やはり現状と認識を解消していくのか、これにつきましては、先ほどから申しましたように、村単独ではなかなか難しいことだと思っておりますので、朝倉の森林組合とのですね、やはり協働、協調、そういった形で山の再生をはかっていかなければならないと思っております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>林業の現状と課題それから問題等は、村長のほうからも答弁がありました。この林業をさらに活性化させる支援策はないのかというふうな、今度の質問になるわけですが。</p> <p>林業の低迷は木材価格にあります。これはもう間違いないことではありますが、国、県それから市場原理の中でこの木材価格は動いており、その差を補うため、村の補助金を出すわけにはいかないだろうというのが、私の考えでもあります。</p> <p>村は林道がある程度開設しておりますが、間伐等も含めて木材を搬出するためには路網の新設あるいは改良が必要かもしれません。木材を搬出するために、伐期を迎えた木があっても搬出の方法がなければ出せなくなるというのが、1つの現状だろうと、問題だろうと思っております。</p> <p>一昨日、同僚議員が、柳瀬議員が示しましたマッシュプーリー搬出システムも、そういうふうな搬送と言いますか、搬出の1つの手段ではないかなというふうに思っておりますので、これについても検討材料の1つではないかなと思っております。</p> <p>次に、もう1つですが、この東峰村には農林業振興協議会があります。この農林業振興会、協議会名で林業の情報を年に数回、山なし村民、林家に伝達できないかなというふうに思っております。</p> <p>森林組合が自分の組合員に情報を流すのが本来の姿ではありますが、そこを敢えて農林業振興協議会の名前で、そういうふうな情報の伝達等ができないかなと。あるいは東峰テレビを使って、こういうふうな今の森林情勢とか森林にかかわる一般の補助金の関係とか、そういうもの等の情報も流すことができないかなというふうに思っております。</p>

	<p>次に、先ほど村長の答弁の中にもありましたように、森林作業員の確保があると思います。労務班がいなければ林業の施業はできません。東峰村においても移住・定住に地域おこし協力隊員による、そういうふうな募集等もあっておりますが、この林業についても、そういうふうな地域おこし協力隊による森林作業員を募集している自治体があります。</p> <p>調査をしてみますと、津和野市とか、あとですね、林野庁と総務省が出しているパンフレットがあるんですが、その「地域おこし協力隊制度を活用して地域を盛り上げてみませんか。」というふうなパンフレットの中で、こういうふうな例があります。これは、森林組合の労務班の雇用の問題ということになってしまうと、ちょっと捉え方が違うかもしれませんが、やはり回りまわってそういうふうな作業の人員確保と東峰村の定住・移住のそういうふうなものを含めて、これが森林組合との話の中で一緒になって進められるんだったら、その方法もあるんじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>いずれにしても、林野庁、総務省あたりも、この森林、林業の分野で地域おこし協力隊制度を活用して地域を盛り上げてみませんかという趣旨の内容のやつが出ておりますので、これは一考してもらおうといいのかなと、考えてもらおうといいのかなというふうに思っております。</p> <p>次に、先ほど言いましたように、鹿被害であります。</p> <p>森林組合もこの問題については、非常に困っているというのが現実であります。村も田んぼについては防護柵、山については、今、ネットを張ってということで、こういうふうな鹿被害から守ってはおりますが、ちょうど先日、11月の15日に小石原庁舎で有害鳥獣の講習会がありました。私も初めて知ったんですが、15cmの隙間があったら雄鹿は角をたたんで入るといいますね。角があるから引っかかって入らないだろうと思ったら、15cmぐらいだったら鹿は入り込みますよと。ということだったら、やっぱりそういうふうなことを含めて、これからの山の鹿食害については、対策も考えるべきではないかなと。これは、田んぼの被害、山の被害、東峰村の住民の被害でもありますので、この辺の対策については、また有害鳥獣対策で考えてほしいなというふうに思っております。</p> <p>最後にですね、今行われておりますが、木質バイオマスの件ですね、木質バイオマスによつての発電の関係なんです。これは筑前町においてできるかなというふうに聞いておりますが、この木質バイオマスによるバイオマス発電による木材の需要であります。この需要によって木材価格の上昇を期待すると、森林組合のたよりには書いてありました。</p> <p>ただ、東峰村の場合は地方版総合戦略で木材チップ等生産施設整備事業が上がっておりますので、これらとの整理も必要かなと思っておりますが、以上が、私の考える支援策としてですが、村長の所見を尋ねたいと思います。</p>
議 長	村 長
村 長	<p>いろいろとご説明をいただきましたが、やはり森林の再生について、どうあるべきかというのが、先から言っていますように、一番大事なことだと思っております。</p> <p>したがって、私も林野庁のほうとはですね、やっぱり皆伐をしてくださいと。そして植えるのが問題でしょうということで、先ほどのですね、大苗の植え込みとか、そういったものを提唱してきた中で、東峰村での実証実験あたりをやっていたかというような形にもなっております。</p> <p>村としてもですね、やはりそうは言いますが、間伐材とかそれから製品にならない曲がり材とかですね、いろんなことが山にもありますので、現在木質バイオマスボイラー導入可能性調査委託業務というのをやっておりますので、そういった中でもや</p>

	<p>はりチップあたりにならないかですね、そして、そのチップにした段階でやはり採算が合うのかどうか、この辺りも可能性調査ですから、していきたいと思っております。</p> <p>いずれにしても、私も聞くところによりますと、やはり木質のバイオによる発電、この辺りで将来的にはチップが足りなくなるんじゃないかと、というようなお話をされる方もおられております。そうなってきますと、今、チップの単価がトン当たり7,000円ぐらいということなんですけれども、その辺りが上がっていけば、さらなる山の再生等にですね、拍車がかかってくるのではないかと思っております。</p> <p>しかし、実際どうなるのかというのは、なかなか難しい問題を抱えておりますし、そういった中で国がやろうとしている森林環境税ですね、新たな税金、ここら辺りをぜひ何とか成立をさせていただいて、いろんな形で林業でも生業までは立たないと思えますけれども、少しのやっぱり増収がですね、入り込めるような政策が打てたらと思っております。</p> <p>それからもう1点、柳瀬議員のところでも答弁させていただきましたけど、西粟倉村ですか、議員さん視察に行かれて、そしていろいろと私のほうもネット上でなかなかつかめてないんですが、そういった手法もあるかと思えますけれども、やはりいつも言っているように、誰がやるのっていうようなですね、一番問題があります。</p> <p>そういった中で村の中でもいろんな人がいれば、そういった人たちがやっぱり1つの組織を作ってもらってですね、こういった山にかかわる事業がですね、さらなる進んでいけば村としてもありがたいなと思っておりますし、こういったところについても可能性をまた見つけていきたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
<p>8 番</p>	<p>森林の活用については、質問はこれで終わるわけですが、やはり森林行政と言いますか、問題点は間伐には補助があつて皆伐、全伐には補助がないというのが、1つの問題点もあろうかと思えます。</p> <p>しかしながらですね、ちょっと心配する点は、先ほど村長が木質バイオマスのことを言っております。私もですね、この木質バイオマス発電の動向でですね、今その資源として木の需要が高まると。高まるのはいいんですが、高まってしまうと、今度は皆伐、全伐等が今度は仮にある場合もあると。</p> <p>そうしたときに、今度は全伐した山を再造林するかというと、経費の問題とか今の森林情勢の中では、もしかしたらもう切りっぱなしというケースも考えられるのではないかと。そういう場合になってしまいますと、今度は水源涵養と自然環境の維持には到底ならないような、今度は東峰村の山の状態が出てくる。</p> <p>これはもうなるということじゃない、懸念ですね。だから、木質バイオマスの発電の動向によっては、昨日村長がちょっと言いましたように、トン7,000円がどんなふうになって、じゃあ、それに山の木は出してしまうと。あとは植えんでもいいと、自分のとき1回だけとればいいじゃないかという考え方になってしまいますと、本当にちょっと怖い山の管理になるのかなと。</p> <p>環境税を使ったところは20年間は出せませんがね、県との約束で。だけどそういう事業をしてないところはそういうふうな考え方も、このアンケートの中でも見て取れるんじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>それでは、次の質問に移ります。</p> <p>次に、農業の振興について、質問をいたします。</p> <p>今年の9月に農事組合法人・東峰村農業生産組合が稼働しました。乾燥・調製作業に多くの利用者があつたと聞いておりましたが、昨日の答弁で、約村の半数50ha以上の面積の方の利用があつたと答弁がありました。農業振興で稼働から最初にしてはたいへん役に立った施設ではなからうかと思えますが、また、これをさらに振興を</p>

	<p>図るためには、苗作りそれから田植え、刈り取りなどの農作業の受委託等もあります。今後村として、この組合にどのような支援ができるのか、尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>昨日も答弁させていただきましたけれども、この東峰村にとりましては、農業はやはり基幹産業であるという認識はですね、これは揺るがないものだと思っております。</p> <p>そういった中で、農業生産法人ですか、いろんな方のご努力によりまして動き出し、しかもライスセンターも今、議員おっしゃるとおりに、順調な滑り出しをやっているということでもあります。</p> <p>したがって、じゃあ今後どうするのかというのが一番問題でありまして、やはりその物は作っても、運営がどうなるのかというのは、当然これは考えていかなければならないことだと思っております。</p> <p>昨日も答弁させていただきましたように、いろんなですね、初期投資については、これは当然村がやっていかなければならないものだと私は思っておりますので、育苗から穫り入れまでのですね、機械とかを含めた設備等につきましては、村のほうで投資と言いますか、整えていきたいと思っております。</p> <p>やはりもう1つは、これが1つの農業関係の拠点となってですね、若い人たちがもう少し増えていただいて、休耕田とか耕作放棄地、そのあたりの再利用なり利用度が進めば、これまた美しい景観とかそういったものにも寄与すると思っておりますので、ぜひ、そういった形で取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この地方版総合戦略の6ページ等に、施設機械リース事業と農業法人を設立して農作業の受委託等を行うというふうな5カ年計画の中があるわけですが、この6ページのほうに、6ページと言っても皆さん持ってないから分からないでしょうが、この施設機械リース事業で、新規就農者に対して農業法人が機械、施設等のリースを行い、新規就農にかかる初期費用の軽減化を図りますと、いうふうな事業等もこの中で組み立てられておるようでございますが、そういうふうなものとの、現在の東峰村生産組合、農事生産組合との関連はどんなふうになるのでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先ほど村長のほうからもですね、初期の費用、設備等については村のほうで行うということで、答弁されておりました。</p> <p>今現在補助事業いたしましては、機械購入に対する補助事業はありませんで、利子補給等の借り入れで、購入した場合の利子への補給があるというものでございます。</p> <p>ここの6ページにあります施設・機械等リース事業ということで、重要度からすれば2番目に位置しているようなことで、昨日からのですね、農業政策に対する答弁にもありましたように、やはり機械の購入若しくは更新、そうしたものに多額な経費が取られ、農業経営を圧迫、ひっ迫しているというようなご質問、答弁もあったかと思っております。</p> <p>これにつきましては、今現在は行われておりませんが、早いうちに取り組みまして、この機械導入を行いたいというふうを考えております。</p> <p>ただ農業法人としてもですね、要望があつておまして、こうしたトラクターだとかコンバイン、他の農業用機械を整備してもらって、それを農作業の受委託に活かしていきたいというふうには聞いております。</p> <p>ただ、やはり今年の7月に創立した法人でありまして、来年の5月前後に総会等でですね、またそうした取り組みのお示しがされるんではないかというふうにも思っております。</p>

議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	わが村にできた農事組合法人でありますし、また東峰村の農業者の振興のためにも、できるだけの支援をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。
休 憩	
議 長	11時30分まで休憩します。 (11時23分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (11時30分)
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>私は、ライスセンター井戸について、質問させていただきます。</p> <p>この問題は、私たち議会には経過説明等がなされておりますが、村民の方々にはほとんど知らされておられません。今回の一般質問で取り上げたいと思っております。</p> <p>まず、10月20日の全員協議会に出されましたライスセンター試掘ボーリング工事に係る経緯表というものをいただきました。これを主な分だけちょっと読ませていただきます。</p> <p>まず、水源の比較検討、井戸とした理由、水道本管から工事を行った場合、試算として合計で1,250万かかるということです。井戸の場合だったら350万でいけるはずだったんですけど、そういうふうな金額で井戸を掘ることに決定したそうでございます。</p> <p>そして井戸の位置、受水槽の位置が決定したこと、または当該地付近には湧水があり、受注業者の経験と実績をもとに敷地内のこれに近い位置として試掘を行ったということでございます。</p> <p>それで今年の2月の23日から試掘工事を着工しております。それで、3月の28日に約100m掘っております。しかし水量不足のために追加工事ということになっております。そして飛びまして、5月の30日、第2回変更契約ということで、ここで追加工事費325万800円をまた支出しております。ところが、ここから24mしか到達しておりません。</p> <p>結局水は出なく、水量を1リットルぐらいしか出なかったということございまして、8月の9日に対策会議を開きまして、8月の17日、水道業者と上水、要するに上水道ですね、それを検討いたしたということでございます。上水道接続工事をするということで、入札を9月の15日に行っております。</p> <p>はっきり申しましてですね、経緯表に書かれておりますように、受注業者の経験と実績をもとに受水槽に近い位置として試掘を行ったとあります。</p> <p>先ほども申しましたとおり、4カ月近く掘っても124mしか掘れず、水もほとんど出てない、追加工事費は325万、全額で627万4,800円、これが試掘工事にかかった金額、全額です。</p> <p>そして挙句の果てには、当該地区をこれ以上掘り進めても容易に水源を確保できる保証はなく、花崗岩層であることから、相当な深度が必要であり、飲用としての水質の確証もない。と下のほうに書いております。</p> <p>この経緯を見る限り、本当にいい加減な考えで試掘場所を決定しているが、どのような考えでこういった場所を設定したのかをお伺いいたします。</p>
議 長	村長
村 長	試掘場所の選定の結果等につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。
議 長	農林観光課長

農林観光課長	<p>この試掘の場所につきましては、ただ今高倉議員よりご質問の内容、全員協議会の中で試掘ボーリング工事に係る経緯というところにありますとおり、建屋のほうはその年度、27年度に建設を開始、それから受水槽の位置も決定しておりました。それから、敷地の周辺等にはいくつも湧水があり、その中で受水槽に近い位置でボーリングの試掘を行うように発注いたしました。</p> <p>発注者側としましては、受水槽に近い位置ということで指示をしまして、受注業者もそこに依存というか意見もなく、試掘ボーリングを開始したということで、その場所を決定しております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>先ほども言ったようにですね、これの経緯表の下のほうに書いています。水源は確保できない。断層があるから深度が必要だ。飲み水になる確証もない。そんな井戸をですね、なぜ掘り進めていったのか。そこのところをもうちょっと詳しくですね、教えていただきたいなど。</p> <p>この後の質問も一緒に言います。</p> <p>同じような金額を使ってですね、24mしか伸びてないですよ。これはなぜなんですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>着工からその工事の経過におきまして、地質の状況の報告がその都度あるわけですが、38mから40mで逸水あり、湧き水というか、もう花崗岩層には入っておりますので、花崗岩層もその中でクラックというかひびがあつて、その中に水が入っているケースが多々あります。それを逸水というふうな表現を使わせていただきます。</p> <p>それから65m付近でクラックありと。それから86m、88m辺りに所々クラックありという報告を受けながらですね、掘り進めております。</p> <p>発注が100mということでありましたので、100mまで掘り進む、若しくはその、ただ今報告いたしましたように、この花崗岩層の間に逸水があり、その逸水が水源を賄うに足りる場合であれば、その100m手前でもですね、それを水源として使うということでありましたが、その水量に達しておりませんでしたので、掘り進めたという状況でございます。</p> <p>それから、100m到達から、繰越予算というようなことを使ってのこの工事でもございましたので、10m掘り進めて、さらに10mというふうに、そういった単位での増高の指示を行っていたわけでありまして。</p> <p>ところが、そこで花崗岩層と言いますのが、やはりこの基盤となる地層でありますので、その花崗岩層の厚みと言いますか、あそこの地点が標高210mぐらいですので、それを150m、200m進んだところ出るという確証もありませんでした。</p> <p>ですので、8月20日の落成式を間近に控えたところでの工事の進行具合でございましたので、その124mが最終的地点であります、そこまで掘り進んだところで、水量の確認を行ったということでございます。</p> <p>当初100mで契約をして302万4,000円、それから124mで320数万円ということで、24mしか増高していないのに、もう同額以上ですね、当初の契約以上の変更契約というふうになっております。これは、ボーリング調査の掘り進めだけですと、メーター当たり数万円という単位でございますが、これに水量の調査を行う場合には、ケーシングパイプというものを挿入する必要があります。</p> <p>それから、今度は水中ポンプの投入と揚水パイプの設置、それから井戸蓋というものをしまして、それからくみ上げるという工程となります。</p> <p>通常の場合、このボーリングの径が、ここは150mm、15cmでございましたが、</p>

	<p>20cmというところで行っていった場合ですと、揚水ポンプがリースでございましたが、その径が小さくあまり出回った機種じゃございませんでしたので、ポンプの買い上げというようなことになりましたので、その経費を含めますと300万何某という金額に達しておるのが状況でございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>先ほどですね、当該地域付近には湧水がいくつもあるというふうにおっしゃいました。私、先日ちょっと用があつてあそこに行って、ちょっと見て回ったんですけど。湧水がですね、あの辺にいくつもあるというような感じは、私は受けなかったんですけども。湧水というのは湧き水ですよ。湧き水があそこにあるというのは、課長がどこまで見たのか知りませんが、何か所ありました。</p> <p>私はちょっと長くは見てませんが、とりあえず見てみたんですけど、ちょっと分からなかったんですけど。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>一番はっきりしておりましたところが、建屋の建っている敷地ではありますが、そこには直径15cmぐらいの暗渠排水がありました。それが敷地にございました。今現在確認できるかどうか分かりませんが、それはきちんと確認しております。</p> <p>それから他の湧水につきましては、敷地に入ったところに、今舗装していない土地がございます。その辺りには法面、地山を掘削して、今緑化しているところですね、その裾の部分ですね、そこにはフトン籠工という工法で湧水止めを行っておりますが、あそこ一帯が、水が湧き出ておまして、そのために法面の裾が崩壊しているところで復旧しております。そこには通常、常時水が発生しております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>先ほど課長もおっしゃいました。</p> <p>受水槽の位置が決まっていたので、あまり遠くではいけないということで判断したということでございました。これは11月4日の村長もそのようにおっしゃっていました。</p> <p>私はこれ、逆じゃないかと思うんですよ。水の出る場所を見つけて、それから受水槽を設置するのが本当ではないかと思えますけど、そのところはどのように考えますか。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ご指摘の点は、まさにそのとおりでございます。</p> <p>本来ですと、そうした現状で表流水、流水を現地で確認していても、確実な探査を行った上で水源の確保、ボーリング調査を行うべきだったと思えます。</p> <p>ですから、受水槽の位置が決定したがいかにというのは、判断が誤っていたと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>3番に行きます。</p> <p>現在民家近くの水道施設から上水を引いております。最初からですね、なぜそのようにできなかったのか。民家があったからですね、ほんとよかったですけど、なければですね、報告書に書いている試算では1,250万、この支出をですね、また別にしなければならなかったところでしたね。1,200万プラスの627万4,800円、全部で1,874万4,800円、これを出すような形になったわけです。</p> <p>8月頃に確か、樋口氏宅の水道が使用されていると分かったということ、それも全協でおっしゃられておりました。</p> <p>試掘工事を始めたのがですね、今年の2月です。半年以上も分からなかったのはなぜですか。これは建設水道課になると思いますが、水道料金とかは、これは全然使</p>

	用してないと貰えないというか、水道料金というのは発生しないんですか。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	水道料金につきましては、申し込みをした時点で基本料金というのがかかりますので、通常料金は発生いたします。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	このボーリングと言いますか、比較をしております井戸の場合と水道を引いた場合ということで、これを検討しておりますのが、ちょうど1年以上前の時点で設計なり検討を行っております。 この時点で、やはり水道は特別会計であります、その水道に加入といった念頭にありますのは、本管からやはり施設へ引くというのが念頭としてあります。 この時点で、先ほどご質問の内容のとおりですので、そこは省かせていただきますが、その個人宅、空き家という状況になっておるところでありますので、そこからの引き込みの調査を行わず、比較設計を行わなかったという、精査が足りなかったという部分はあると思います。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	これは村長にお伺いします。 庁議等が行われているようでございますけど、何を話し合っているのかと、私は、ちょっと疑いたくなるわけですね。今回の問題はですね、村長、副村長をはじめすべての課長に、私は責任があると思います。 庁議の場です、お互いの課の問題点などを話し合っていれば、建設水道課が民家使用の件も早く気が付いていたかもしれないですね。そういった庁議とか、そういった話し合いとかは全然されてないんですかね。頭から村長の話だけで終わるんですか。
議 長	村長
村 長	庁議の場ではですね、そういった問題点についての議論等も当然やっております。そういった中で、この問題が出てきたのは定かでないんですが、ライスセンターの竣工を迎えたころだったんで、8月ぐらいじゃなかったかと思っております。ちょっと日時等についてはですね、定かではありません。 そして急遽水が出ないんであれば、ライスセンターが稼働するのに合わせて、どうするんだい、というような話をやった記憶があります。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	本当にこのような、昨日も設計という同僚議員がですね、ライスセンターの場所の設計等の問題がいろいろ言われておりました。 やはり庁議の責任者は当然村長です。やはりもう少し上手な話し合いをできるようにしていただきたいなと思っております。 結局ですね、627万の金が無駄になってしまったんですね。600万というのは東峰村村民の平均年収にすれば2世帯分だと思いますが、この627万という金額を無駄にした責任は、村長、どのようにお取りになるつもりですか。
議 長	村長
村 長	やはりこの井戸につきましては、掘ってみなきゃ分からないというところはですね、これはご理解をいただけるかと思えます。 したがって、試掘という形で工事を発注しているわけですので、そのときに水が出なかったという形でありますので、その間に要した費用というのは、これは妥当な範囲だと思っております。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	試掘だから、試掘のために掘ったんだから627万が妥当の金額、それはおかしく

	<p>ないですか。</p> <p>じゃあなぜ、聞きますけど、普通の民家だったら、ボーリングとかはなんか契約によって、出なかった場合は、半分は支払わなくていいというふうな話を聞きますけど、そのこの考えとか、そういう契約はなさらなかったんですかね。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>工事だけの発注ですと、そうした契約、仕様書に謳いこむことは非常に難しいことだと思います。言い換えれば成功報酬的な形になろうかと思えます。</p> <p>ただ、探査及び水源確保工事若しくは業務というふうにした場合は、水源をきちんと放射線探査、電子探査ということがあるかと思えます。それは確率が上がるだけで、それも100%ということではないように聞いておりますが、そうした業務を含めますと、ただ、その減額の幅にもよるとは思いますが、そうした探査とセットであれば検討はされるかと思えます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>これです、今回のことで行政のほうも少しは勉強なさったと思えます。今後このようなことのないように、600何十万もの金額を無駄にしまうようなことのないようにお願いしときます。</p> <p>続きまして、宝珠山小学校跡地利用活用についてです。</p> <p>まず、最初に伺います。</p> <p>どのような経過です、水耕栽培事業を宝珠山小学校跡地に持って来ようとしたのか、伺います。</p>
議長	村長
村長	<p>何回か議会の中でもご説明を申し上げて、私の考えですね、考えはご説明をさせていただいております。</p> <p>やはり宝珠山における雇用の問題、これはやはり私は図らなければならないというのは、就任当初です、そういうことは言ってきました。</p> <p>そういった中で旧宝珠山小学校跡地の活用につきましても、企業誘致とかそういったものは行って来たわけでありまして、アンケート等ではですね、福祉関係というのが1番でありました。</p> <p>当然これにつきましても、県のほうにご相談を申し上げたんですけれども、特老みたいなですね、施設として使えないのかということをお聞きをいたしました、その特老の施設の平面計画と言いますか、あり方と学校の平面計画のあり方は違うということですね。</p> <p>したがって、大幅な改修工事が必要となりますし、建替えたほうが早いんじゃないですかというご意見までいただいております。</p> <p>そういった中で、やはり今の小学校の形を変えない、つまり小学校とかと言いますのは、非常にやっぱり卒業した皆さん、それから地元の皆さんにつきましても思い出とかですね、そういった場所が詰まっている場所でありまして、そういった内容を、大幅な改修工事、そういったものがなくて、なんとか企業誘致ができないかということを考えていた中にですね、こういった水耕栽培のほうからの提案があったということになります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>ではですね、9月の柳瀬議員の質問のときに、住民の方の意見を聞いてくれということで、何度も柳瀬議員が申しておりました。しかし、この議事録によりますと、議会での貸し付けの承認がいただけましたら、早急に住民の方への説明は行ってきたいと思っております。ということです。</p> <p>議会がですね、もし承認したとします。しかし、住民が反対したとします。その場</p>

	合はどうかさるおつもりだったですか。
議 長	村長
村 長	<p>やはりですね、物事の決め方の手順といたしましては、議会のほうのご理解を得た後に、住民説明だと、私は考えております。</p> <p>ある議員によりますと、住民説明のほうが先だと言いますけれども、私はそうじゃないと。やはり議会の皆さんに、まずはお知らせし、そういった段階で、承認という言葉は使いましたけれども、それはちょっと不適切だったなと思っております。</p> <p>まず、議会の皆さん方にご説明を申し上げ、そして住民説明あたりを行いたいという、それは答弁であります。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>先日、私たち議会で、村民との意見交換会ということでやりました。その中で私たち議員は、賛成とも反対とも言わないということで、村民との話し合いをしたわけですが、村民の方はですね、そうじゃないんですよ。議会の本音を聞きたかったんですけど、議会が、これは議長が答えたわけですけど、みんなで一人ひとりの意見はおそらく違っていたと思いますけど、それは答えませんでした。それで、非常に村民の方にご不満が残った点が非常にありました。</p> <p>でもこれをですね、ほんと言うと、私は、先ほど村長申しました。議会において承認、承認じゃなかったということでございますけどですね。やはりこれは行政側が住民の方に、先にこういうものが来てますけどいかがでしょうかというのが、私は筋だと、村長は違うと言いましたけどですね、これはやっぱりちょっと、誰が考えても行政側が説明するべきじゃないかと、私は考えております。</p> <p>それでですね、先ほど村長も雇用のことを非常に言いました。この雇用が私は一番心配なんですよね。</p> <p>なぜかと言うと、数十年前に、私もある企業に転職をいたしまして、わずか8カ月でつぶれました。非常にこれも村が関わっておりました。</p> <p>これですね、その後になんか聞いた話では、要するに自分の元いた職場を辞めて、非常に村が関わるとるから悪い企業じゃないだろうということで、そちらのほうに行ったわけです。ところがそういうふうで、早々と倒産したと。非常に役場のほうに押しかけて来た人もおったという話も聞いております。</p> <p>雇用というのはですね、本当に安定したものでないと、雇ったはいいが1年、2年でつぶれた。じゃあ、後の雇用はどうしてくれるんですかというふうな話になると思うんですよね。</p> <p>だからこういったことを、先にやっぱり住民に、こういうこともありますというふうなことは、説明しておかないと、事後で、後でつぶれました。私はクビになりましたと、仕事をなくしましたというふうになったときは、行政がおそらくまたそういうふうな、「なんでこげんかったのか」というふうに言われると思うんですよね。そのところはどのように考えますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>まず、整理をさせていただきますと、高倉議員は住民説明が先だということ、これはちょっと反問権でしょうか。そうであればですね、議会軽視という形に捉われないんじゃないかと、私は思うんです。</p> <p>したがって、皆さん方は住民の代表であります。私もそうですけれども。そういった中で、やはり議会に先にご説明を申し上げるとというのが、筋だと私は思います。</p> <p>敢えて言わせていただきますと、議会の意見交換会ですか、その中で、議長が、村長は住民説明会をしないということですね、3回、4回言っております。</p> <p>私は、そういったことは、言ったことはありませんじゃないですかということで、</p>

	<p>17日の後の23日に、岩屋公園の百年の森の植樹祭がありましたので、そこに行つて、梶原光春議員も横に行つた段階です。議長のほうにもお伺いしましたけれども、議長は、そういったことは言っていないと言っておりますが、やっぱり録音テープを聞いてみますと、やっぱりそういったことは言っております。</p> <p>やはりですね、私の承認という言葉が、言葉尻を捉えられたのかどうか分かりませんが、私としては、議会に、やはりまずはお知らせし、そして住民の方の説明というのが妥当であるということは、今でも思っております。</p> <p>それから2点目の、雇用の問題でありますけれども、これはですね、役場がかんで、そういった不幸な出来事が以前あったという話も聞いておりますし、もう1つの企業誘致の話も聞いております。</p> <p>しかしながら、企業と言いましても生き物であります。5年先、10年先、30年先、じゃあ、その企業がやっけていけるのかどうかというのは、やはりその時点では分からないわけですね。</p> <p>そういった、その大企業でありましても、例を取りますと、シャープあたりでも、電気ですね、業界においては非常に素晴らしい会社ですけども、やっぱり一歩間違うと台湾のほうの傘下に入ってしまう。</p> <p>当然、この東峰村におきましても、そういった大手企業というのはあたりましたけれども、あつたというか、お聞きをしたところですね、やっぱり雇用の問題とか人数とか、そういったところで、なかなかいい返事はしてくれません。当然、この東峰村に来るといふことになればですね、やはりベンチャーとか、せめて中堅の企業あたりしか進出はしてこないじゃないかと思っております。</p> <p>したがって、雇用の責任問題というのは、当然、村が関知しとけば言われることであるということは分かりますが、それが絶対条件かということになりますと、ちょっと私としては、そうじゃないんじゃないかなと思います。</p>
議長	<p>村長、先ほどの議事録言いましたけれども、私、議事録を確認しますと、最初のうちは、承認を得た後に住民説明をすると、ちゃんと言ってますね。そういったこともちゃんと言ってください。議事録を私は確認しております。</p>
村長	<p>録音テープですか。</p>
議長	<p>いや、それです。その議事録があります。</p>
村長	<p>意見交換会ですか。 テープを聞いた段階では、そうは言っていないですよ。</p>
議長	<p>議事録にはあります。</p>
村長	<p>議事録じゃなくて、テープをお聞きですか。録音テープを聞いて、私、議長のいるときに貫いに行つたじゃないですか、それで聞いた段階で。</p>
議長	<p>それは後で確認しますので、議場でのことですので、確実性のある言葉を言っていたきたいと思います。また確認します。</p>
議長	<p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>私が今言おうとしたことを、議長が先に言っております。 ここに、そのまま読みます。先ほども言いましたけど。 議会での貸し付けの承認がいただけましたら、早急に住民の方に説明は行っていきたい。議会の承認が得ないと、住民には説明しないと取られても仕方がないんじゃないですか、この言葉は。言葉尻が悪いとか何とかじゃなくて、誰が聞いてもそう思いますよ。 先ほど、そして議会に説明しないと議会軽視になる。それは議会に説明はしていいです。当然、説明していいです。してもらわないと困ります。その後に住民に、何でもこういった承認とかじゃなくて、説明をしないんですか。</p>

	<p>これはどう考えても、私は、住民に説明をしないと、しか取れません。はっきり申しまして。</p> <p>これは、見解の相違とか言っても、これは誰が見てもそのように思うと思いますよ。ですからですね、これを村長が言ったことによって、結局、議会がやったんでしようが。そこを間違えないでくださいね。</p> <p>次に行きます。</p> <p>水耕栽培事業についてですね、行政としてどれだけのことを調査したのかということで、行かせていただきます。</p> <p>まず、28年10月24日、東峰村議会への回答及びお願いということで、朝倉創生塾というところから来ております。これは、10月20日の全員協議会での質問に対して、答えたものです。</p> <p>まず、一番先に書かれております。本件に伴う雇用の人件費、管理責任者300万、野菜回収、時給800円から1,000円、勤務時間AM9時からPM5時まで、勤務日は、今後の勤務者と販売との協議で決定しますと。</p> <p>そしてこの中にあるのが、恵葉&菜野菜担当の連絡先、その下にですね、個人情報保護法に基づき連絡先は明記しませんと。これはですね、非常にこれを見ただけで、私は「なんじゃこれは」と思います。</p> <p>本村施設を利用して会社を興そうという人がですね、連絡先も知らせないというのはいかなるものなのでしょう。このようなことを、村長はどのように考えておられますか。</p>
休憩	
議長	15分まで休憩します。 (12時07分)
再開	
	休憩前に引き続き、再開します。 (12時15分)
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>先ほどの高倉議員のご質問ですけれども、関係の業者につきましてはですね、それぞれに担当の連絡先というのは連絡をいただいたところです。</p> <p>ただ、その恵葉&菜の、恵葉&菜というのは技術指導をしているところの会社ですけれども、そこと関係のある京都府とか京都府立大学につきましては、直接的な、何と言いますか、仕事の関係での技術指導等がありますけれども、京都府とか京都府立大学との関係につきましては、事業との関係性が薄いので、そういった意味でのことで、個人情報の関係で、向こうのほうにまたご迷惑がかかる恐れがあるということで、こういった名称になっているところでございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>じゃあ、その下に行きます。</p> <p>本件で栽培された野菜の販売先に関しては、大筋では野菜の商品価値、希少性は得ているところです。販売先も確立されていない状態ですね、どれだけ良い品質のものを生産しても売れなければ、ただの生ごみにしかならないわけですよ。このことに関しては、どのように考えますか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>今、ご指摘いただいたとおりですね、販路がなければ成功しないというようなことだろうと思います。</p> <p>それで先ほどの、どういうところを調べたのかというようなご質問の中で、こちらのほうもちょっと、ある程度いろいろ調査をさせていただいたところです。</p> <p>特に流通の関係につきましては、議会からのご心配の声を、説明のたびにいただい</p>

	<p>ておりましたので、その流通の関係もですね、視察先のほうにお尋ねをしたところですけども。</p> <p>この水耕栽培の流通自体がたいへん少ないということで、そういった公になっているような販路についてのデータがございませんでした。</p> <p>それで11月の21日にですね、この恵葉&菜のほうに行ったおりにも、流通のほうはどんなふうになっておりますかというお尋ねをしたところですけれども、デパートとかそういったところの高級野菜の部門とか、そういったところを想定されているということだけで、確かに流通というのは非常に、この水耕栽培の1つの課題になっているという状況でございました。</p> <p>11月の24日、恵葉&菜のほうの視察を終えた後にもですね、もうちょっと客観的な調査も必要ではないかということで、農経機構九州沖縄農業研究センターというのが久留米にございましたので、そちらのほうにもお伺いして、水耕栽培のそういった流通についてはどうなっているのかと、いうお尋ねをしたときにもですね、まずは流通ありきの部分もございますので、そういったところをきちんと確立されたほうがいいかと思えますと、というような視察の結果ではございました。</p> <p>この恵葉&菜といいますか、この水耕栽培自体の持ってきた朝倉創生塾としては、そういった状況も十分承知の上で、そういう新しい技術で、これはもう確実に売れるんだというような強い、そういう確信を持っておりましたので、そここのところの流通先、販売先というのがですね、きちんとなくてもやれるんだというような、そういう提案でございましたので、そこから先のことにつきましては、それ以上の調査は行っていないというようなことでございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>非常に訳の分からない販売ルートみたいな感じがします。</p> <p>それとですね、何度もこういった事業収支概要というものをいろいろ出してきております。しかし、この中にもですね、本当によく見れば、いろいろおかしな部分があります。</p> <p>これは、11月22日作成、担当中村さんと書いております。この中にですね、販売先が確定していないのに、レストランや居酒屋、また関東へ販売、海外輸出売り上げなど、本当に絵空事、夢物語の収支計画だと、私は考えております。</p> <p>また、この中にはですね、工場を2階、3階に広げていくように試算はしているが、施設増設に伴う金額も入っておりません。</p> <p>村長はですね、本当にこのような収支ができると思うのか、そここのところをお伺いしたいと思えます。</p>
議長	村長
村長	<p>当初申し上げましたようにですね、なかなか一流企業とかそういったものが来ていただけない段階において、東峰村の旧小学校跡地の利用について、来てくれた、打診をしている業者でありまして、その辺りまでですね、すべて私としてはつかんでおりません。</p> <p>そういったことで、議会のほうがいろんな不明点があればですね、また進出する企業なりを来ていただきまして、ご説明等は差し上げたいと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>時間がないので、次のほうに行きます。</p> <p>これはですね、今年の11月14日、企画政策課の小林課長と梶原係長が県の企業立地課企業誘致係井手係長との、相談ということで行っております。</p> <p>まず、企画課長に聞きます。</p> <p>この私たちが受け取った内容については、間違いはないですかね。</p>

議 長	企画政策課長
企画政策課長	これにつきましては、テープ起こしをしたものではないので、一句一言間違っていないかと言われると、そこのところはちょっとあれですけども、私が県の方と話をしている中で、メモをしたものを書きましたものでございます。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	ここは副村長にお伺いしたいと思います。 この中でですね、資料はお持ちですかね。 (副村長「はい。」の声あり)
7 番	まず、事業計画について。 水耕栽培事業の提案はとてもユニークで、全国でもこのような事例がなく、話題性のある筋の良い事業計画であると言える。県知事は廃校の利活用に高い関心を持っており、県としても応援したいと、いうことでございます。 また、この下にですね、運営する会社が立ち上がっていないということであるが、再生エネルギーについてもメガバンクが取引銀行になっており、そこに問題はないと思われる。技術支援を行う恵葉&菜についても情報が収集できなかったとあります。 非常に飛んで申し訳ありません。下のほうに行きます。 一番下のところ、この進出事業について、どう思うか。 本件について、村の負担も少なく大きなリスクもないように思われる。公害もなくユニークな事業である。このような事業の提案は稀なので、機を逃さないようにと。これは井手さんが答えたんだと思います。 これ、非常に仮定の話で申し訳ないんですけど、この企業の誘致係というのは、こういうふうないい加減な、調査もしてないようなところをですね、こういうふうな、村のほうに持って来るようなことが今まであったのか。係が違うと言ってしまうとですね、何も話はできませんけど。そういったことはあるんですかね。
議 長	副村長
副 村 長	県の企業立地課の中に企業誘致係というところがありまして、それは県内の地域の企業誘致を進めるということでありまして。これは、雇用を増やすなどのですね、ことによって、地域経済を良くしていくことを目指していることだと思っております。 それで、この相談につきましては、この企業誘致係の係長は、私のほうも県職員の時代から先輩でありまして、そういう縁もありまして、いろいろなですね、技術、知識、今までの企業誘致した実績にも関わっていましたので、助言をお願いしたということでございます。 それで、実際の相談の結果、助言をいただいたことについてはですね、今おっしゃられた中にはなかったんですけども、こういったようなベンチャー的な事業については、常にリスクが伴うものなので、メリット、デメリットを考えて進めていく必要があると、いうところが大きな方針のところかなと思っております。よく注意しながらですね、しっかりと精査ができた上で、大丈夫であれば、せっかくの機会でもありますので、よく検討していかれたらどうだろうかと、ということが要旨なんではないかと思っております。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	また、次の質問に行きます。 これは、親許となりますイーグルハウスの資料の中からでございます。 この恵葉&菜の野菜のですね、研究経費というのがあります。108万円。その下に研究機関、平成28年3月1日から平成28年12月31日まで。 非常に安い研究経費、おまけに研究機関も終わってない。こういった企業が本当に信用できるのか、そこところは、村長、どのように考えますか。

議 長	村長
村 長	その件につきましては、担当課長のほうから説明を申し上げます。
議 長	企画政策課長
企画政策課長	このお出しした資料はですね、この恵葉&菜と京都府立大学の繋がりはどういったものがあるのですかと、何か証拠になるものがあるかもしれませんかというようなお尋ねでしたので、こういった恵葉&菜と府立大学で、こういう受託の研究の契約書がございます。という中でお出しした資料で、この研究期間とか金額とかですね、そういった部分というよりも、その関わりがありますよという証拠と言いますか、説明する資料として提出をしたものでございます。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>こういう企業が信用できるかどうかということを知りたいんですけどね、そういうことはおっしゃらない。</p> <p>これはですね、今度は11月15日、日本農業新聞に載っておりましたので、これは皆さんもお読みになったと思います。</p> <p>水耕栽培に植物工場岐路ということで書いております。</p> <p>先ほど村長が、大手には来てもらえないということでございました。しかし、この水耕栽培について、東芝、あの天下の東芝ですね、も工場の閉鎖を決めたと。大手企業の撤退も相次ぐ。</p> <p>このようなはっきり言って危ない企業、こちらは村民の方が調べてくれたものなんですけど、実質、この新聞にも書いております。回答した事業者の42%が赤字、収支とんとん、均衡ですね。は33%、黒字はわずか25%。早い話が70%は、まず成功していないということなんですよ。</p> <p>ですから、こういった水耕栽培というものが、いかに危ないものであるかということ、私はここで言いたいわけです。</p> <p>先日の議会の意見交換会の中でも住民の方が言っておられました。</p> <p>この自然のある、太陽の恵みのある東峰村で、何でこういった人工の野菜を作らなければならないのかと、いうふうなことを言っておりました。</p> <p>私は本当に手を叩きたくなかったです。</p> <p>こういった田舎で、確かに村長がおっしゃるように、雇用ということには、それは私もそれが悪いとは言いません。当然雇用も欲しいと思います。</p> <p>しかし、こういう危ない企業、はっきり言います。先の見えないような企業がですね、この宝珠山小学校の跡地に来て長続きしないと。</p> <p>先ほど村長は、将来のことは分からないと申しました。私が言いたいのは、現在はもうなくなっていますけどナガノインテリア、今、オークマさん、この会社は甘木のほうで、長年実力を蓄えて、そしてまだ生産をしたいということで宝珠山のほうに来られているわけですよ。で20年、30年も経過しております。</p> <p>やはりこういった、他のところで確実に実績を積んだ企業が来ていただけるのであれば、私はいいかなと思います。ただこういったふうな、今からよーいどんで始めますというふうな企業はですね、非常に先が見えません。非常に危ないと思います。</p> <p>ですから、こういったものは、やはりもう少し慎重に考えて、本当に誘致するのかしないのか、まだ分かりませんが、そういったものを本当に根本からですね、行政のほうも調査して、そういった誘致をするならするで、やっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	この件とですね、もう1つ企業のほうからの依頼もあっておりますので、そういったところにつきましては、今後ですね、住民の方に直接企業のほうからとのプレゼン

	テーション等をやっていたいですね、また、今後の、皆さん方と一緒に判断材料と言いますか、そういったところは必要じゃないかと思っております。
議長	質問は終わりですかね。 (「いいです。」の声あり)
議長	村長
村長	先ほど高倉議員の質問の中でですね、議長のほうが、住民説明を村長はしないということを行ったという話をさせていただきましたが、当初の議長ですね、趣旨説明の中に、議会の承認を得て、住民の説明に回るとの、村長の答弁後という文言も入っております。 この問題は、その承認という言葉です、どう捉えたかということになるかと思いますが、いずれにいたしましても、私のほうもちょっと誤解があったことについては、お詫びを申し上げたいと思っております。
休憩	
議長	14時まで休憩します。 (12時28分)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (14時00分)
議長	これより各議案の質疑・討論・採決を行います。
日程第2	
議長	日程第2 議案第43号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これより討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決いたします。 議案第43号「東峰村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第3	
議長	次に、日程第3 議案第44号「東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。

	(討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第44号「東峰村税条例等の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第4	
議 長	次に、日程第4 議案第45号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 佐々木紀嘉議員
8 番	この健康保険税条例ですが、数年前に5%のアップということで、今回また5%のアップということになるのかなと思いますが、どのくらい税が変わるのか、担当課長に尋ねたいと思います。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	28年の4月1日の調定から申し上げますと、調定額がですね、5,142万4,559円でございます、この税率改正後におきましてですね、の調定額としますと、5,550万6,200円となりまして、調定額の増額が480万3,640円ほどとなる見込みでございます。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	一般的な例で、1回示してほしいんですが、所得150万の人とか、そういう人たちが年にどのくらい税が変わってくるのか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	税率を改正いたしますと、所得300万円の人の世帯が3世帯の場合ですが、4万1,100円程度、所得が150万円が3人家族の場合が2万4,600円程度、所得0で1人世帯の場合が1,350円程度値上がりをする予定でございます。年間でございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第45号「東峰村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第5	
議 長	次に、日程第5 議案第46号「東峰村過疎地域自立促進計画の変更について」を、

	<p>議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第46号「東峰村過疎地域自立促進計画の変更について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第6	
議 長	<p>次に、日程第6 議案第47号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第4号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>まず、すこやか子育て基金繰入金について、お伺いしたいと思います。 歳出のほうでの説明では、85ページ、3款2項1目児童福祉費の中の扶助費にて、本年の10月から子ども医療費の無償化拡充における扶助費ということでご説明聞いております。 その部分における単独、村が支出する部分に関しては、この東峰村すこやか子育て基金のほうを充てられているかと思うんですけども、現在、このすこやか子育て基金の積み立てですね、28年度はいくら積み立てられているのでしょうか。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>すこやか子育て基金の積立金につきましては、予算書のほうに出ておりますけど、児童福祉費のほうで28年度については206万3,000円と25万円、この2つを予算計上しているもので、最終的に年度末にならないと確定した額は分からないわけですけど、ふるさと納税等の分もございますので。 確実に言えるのは、村長の給与の削減分については、この基金に繰り入れるものでございます。</p>
議 長	<p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>現時点において、この基金からの繰入金、要は、基金から年度の予算で使われている額というのが、269万6,000円という形で補正された後、その予算額になるんですけども、積み立てられている額を超える繰入金になっております。 この扶助費にあたる分野、子ども医療費の無償化にあたる部分に関しては、やはり今後子育て対策であったり支援ということを考える上では、持続した財源の確保というのが大切ではないかなと思われます。 そこで、先ほど総務課長が言われましたように、ふるさと納税分を確定後にその基金を積み立てる額を決めると言われましたけれども、それも不確定な部分がすごく多くあります。</p>

	一応方針としてお伺いしたいのが、今後この、要は、子ども医療費であったりする部分、要は、もう継続的にしていけないといけない部分に関しては、一般財源を充てるなり持続した部分というのは、お考えはないのでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	<p>すこやか子育て基金につきましては、27年度の決算のときの報告でも行ったと思いますが、27年度末の現在高で355万4,920円ということで、過去の累積分がかなりございます。</p> <p>なかなかですね、この基金を充当できる事業について、適当なものがですね、どれなのかというのが、まだいろいろ財政のほうと話しながらやってきたわけですけど、今回ですね、この児童手当分については、当然充当していい事業であろうということで、今回充当しているわけでございます。</p> <p>村長の給与削減分についても恒久的なものではありませんので、できる限りですね、原則としては単年度償却のような考え方は持っておるところでございますが、実質ですね、それだけ累積してきたというのが現状でございますので、できるだけ児童福祉と言いますか、そういった関係の事業にはですね、この基金を充当していきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>もう既に今の補正予算の時点で269万6,000円ということで、先ほどから、前々からも出ておりますが、村長の給与削減分ということで、一般財源から毎年積立金というのが206万3,000円というのがずっと続いてきているわけですが、それも不確定な部分ですね。じゃあ、村長が代われれば、政策が変わればという話になってくるかと思えます。</p> <p>じゃあ、その財源が担保されなくなる可能性もあるということと、もう1つは、もう既に、要は、今の澁谷村長がおられる間は続けられるんでしょうけども、206万3,000円を超える、要は、繰入金というのが発生してくるということは、いずれ基金は枯渇するということにもなりますね。その辺はどうお考えでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	この基金につきましてはですね、村長の考えの下で行われている基金でございます。公約、その辺りに関係するものかと思えますので、当然ですね、村長が代わるとか、そういう事態になればですね、この基金については、廃止する可能性はあろうかと思えます。その際には一般財源からの繰り入れになっていくものと思われます。以上です。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ということは、裏返せば、澁谷村長在任の間は、このすこやか子育て基金から子ども医療費の分は充当するという事によろしいでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	充当する事業についてはですね、この事業に限らず他の事業でもですね、子育てに関係する事業がまた出てくればですね、そういったものにも充当していきたいと思えますし、27年度末の355万というこの残高が残っている分もですね、早めに充当していきたいと思っております。以上です。
議長	他に質疑はありませんか。
	1番 柳瀬弘光議員
1番	84ページですね、2款1項総務管理費の6目企画振興対策費の調査委託料についてなんですけれども、村としてはどのような調査をする想定で調査費用を考えておられるのでしょうか。
議長	企画政策課長

企画政策課長	<p>これは、補足説明のほうでさせていただきましたけれども、企業誘致に係りまして、関係するところの倉庫について、誘致にあたっての改修というのは出てまいります。</p> <p>これにつきましては、誘致企業からの概算の改修費等が出ておりますけれども、それは実際に正しいのかというような形の、建屋の改修に係る検証についての委託費になるかと思えます。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>6番 梶原文明議員</p>
6 番	<p>86ページですね、9款1項3目消防設備費ですが、工事請負費、土地購入費とありますよね。土地購入費は、これは単価とか支障木の補償等の単価を教えてくださいなのですが。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>まず、工事請負費のところから補足が落ちておりましたので、この工事請負費についてはですね、防火水槽ということで、奈良尾のめがね橋のそばにある防火水槽の水漏れを補修するものでございます。</p> <p>それから、土地購入費9万4,000円につきましては、面積は200㎡程度を見込んでおります。山林の購入単価が470円ですので、それを掛けると9万4,000円ということでございます。</p> <p>支障木につきましては、大体1本当たりですね、2,000円程度で補償しております。約50本程度ということで、10万円を今回計上しているものでございます。以上です。</p>
議 長	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5 番	<p>85ページ、6款1項4目農業振興対策費、イッピープロジェクトについて、お伺いしたいと思います。</p> <p>だいたいこのイッピープロジェクト、推進委員会のほうは1回目、2回目終了して、先のほうに話のほうが進んできているかと思いますが、2点お聞きしたいと思います。</p> <p>現在検討されているこの加工場所、加工場を建設される、整備されるという話がありますが、場所についてお伺いしたいのと、もう1つは、このイッピープロジェクト、全戸配布されているチラシの中でも、6次産業化組織の設立、法人設立という2点お聞きしたいんですが、1点目は、場所について。</p> <p>昨日の梶原光春議員の一般質問の際に、村長が6次産業化の部分、特産品の集約を行って、私は旧宝珠山小学校の加工場を使いたいと言われていると言われましたが、今、そういう方向で進んでいるのでしょうか。</p>
議 長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>ただ今の初めの質問、加工場の候補地と言いますか、昨日村長のほうから答弁がございましたように、第1候補としまして宝珠山小学校跡地の、具体的に言いますと、給食室その周辺が候補地と。</p> <p>他に検討される場所もございしますが、適地調査というものが、今回の補正予算の1つの大きな要素には入ってきておまして、製造はもちろんのことですけど、それからワークショップ、それからイートインとか、販売店とか、そうした機能も今検討されておりますので、その施設ごとの、若しくは一体となった場所の検討、適地調査がございします。第1候補は先ほどのとおりです。</p> <p>法人設立というふうにパンフレットを変えております。これは、法人の設立が1つ大きな検討要素でありまして、若しくは既存と言いますか、今、実際動いていらっしゃる、生産活動をなさっている法人若しくは組織ですね、ですので、昨日実はイッピー</p>

	<p>ンプロジェクト推進会議を開催いたしまして、その中でチラシに法人設立というふう に書いてありますがどうされますか、という質問が確かに出まして、これは、設立が 前提ではなく、そうしたところが想定されるというところで書いております。 既存の組織、団体、法人を対象の1つとして考えております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>まず、場所のほうからいきたいんですけども、昨日、同じく梶原光春議員の質問 の中で、平成23年度に岩屋駅周辺の整備事業というものがあつたというところで、 村長もそういう計画があつて、そういう部分があるので活かしていきたい、整備のほう を考えていきたいということで、23年度、どういう整備計画だったかという部分、 拝見させていただきましたけども。</p> <p>その中で、管理・販売ゾーンや加工体験ゾーン、加工ゾーン等が分かれまして、現 在ある乾燥加工場や農産加工場といった部分も活用しながら、計画等を立てられてい たようですが、実際そのイッピンプロジェクトの中でも、過去にあつた岩屋駅周辺整 備事業という部分が、こういう計画もあつたという部分は踏まえられているんでしょ うか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>結論から申しますと、そちらの計画との整合は、当初ありませんでした、小学校の 跡地、もちろんその加工所による雇用創出と農産物の生産の増大、そうしたところか らスタートしまして、施設のあり方については、宝珠山小学校を第1というふうにか えておまして、筑前岩屋駅周辺の整備は第2なり、候補地の1つというふうには、 イッピンプロジェクト部門では考えておりますが、その以前の計画を踏まえた形では ありませんでした。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>そこで、私が一番気になった、昨日の村長の答弁なんですけども。</p> <p>私はそう思っていると言ってしまうとですね、今、プロジェクト推進委員のメンバ ーの中で、いろんな農林業振興協議会の代表であつたり、農協、村内流通業者代表、 学識経験者、行政代表、その他村長が特に認める者の方12名で進められていると思 いますが、その方々がいろいろ知恵を絞って、皆さんが責任を持って進められてい るという部分で、それがあつると、この推進委員会を開いている意味がなくなつてしま うのではないかと思うんですが。その辺の、村長は、私はこう思っているということ と推進委員会の進め方との整合性、どういうふうに使われているのでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>やはり現場でかかわっていらっしゃる方、生産されてある方、製造してある方、そ れから消費者等の立場からですね、それぞれの立場からご意見をいただきたいという ことで、この委員会、委嘱させていただいております。</p> <p>それから、このプロジェクトは、博報堂のほうに業務委託しております。こちら のですね、現況の調査、実態の把握、それから機能の持ったところでの適地の検討とい うのがございます。</p> <p>ですので、村なり村長のお考えは、当然、検討協議の場に、十分検討ということに はなりません。結論がその形とすべて合致するかどうかは、協議の推移はあるかと思 います。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>結論は、やはり推進委員会の方々がいろいろ協議して、方向性を決定するとい うことでよろしいですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ご意見をいただいて、それを村長に報告し、それを経た後にですね、最終決定とい</p>

	う形になるかと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	もう1点の、組織の件についても同様なところでは、 今日の梶原文明議員の一般質問の際にも、ふるさと村の質問、答弁の際に、ふるさと村一般社団法人化した後、ただ今行っている6次産業の組織化の分で、ふるさと村の一部、社団法人化された下に付けるというふうな形でおっしゃいました。それも、もう規定事項なんではないでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	これも今、実際どういう団体、組織、法人がですね、生産されていくかというのは、協議の最中でございます。このイッピンプロジェクトのK P Iは新商品、これが10品を目標にしております。3年後を目途にですね。 その10品をすべて一元的に製造販売するというのではなく、その10品のうち2品を団体、3品を他の組織、5品を他の法人というふうな形で、すべて商品10品を1つの企業若しくは法人、組織がですね、生産するというのではなく、いろんな原材料を、農産物を使いながら、得意な分野での生産活動を続けていくことで、広がりのある企業ということですので、村長のお考えの組織、社団法人ですか、も当然その候補でありますので、きちんと協議を進めていきたいと思えます。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	やはり推進委員会のメンバーとして、いろんなところを代表して来られている方々が、時間を割いて集まって協議しているプロジェクトだと思います。 やはりみなさんが思いを込めてやるものなので、やはりいろんなうわさが独り歩きしては、話の進め方も違ってくるのかなと思う部分がありまして、昨日、今日の村長の答弁の中でも、私はこう思うと言ってしまったら、それがやはり、これは東峰テレビの電波にも乗っていますので、やはり「あっ、そこに加工場ができるんだ」、「あっ、ふるさと村の中に法人がまたできるんだ」という話になってきてしまいます。 それではやはり、これからのイッピン、特産品を開発するというのが、正しい議論ができるのかなと思う中で、やはり村長に最後お聞きしますが、その辺の発言、ぜひともご丁寧にしていただけますでしょうか。
議 長	村長
村 長	今、課長も説明を申し上げましたとおり、いろんな形でのですね、考え方、それからコンサル等、それから委員の方々の考え等もあるかと思えます。 そういった中で、それはそれとしてですね、ちゃんとしたことを出していただければよろしいかと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	今の村長の答弁では、ご自分が言われていることに全然責任を持っていないという形に聞こえますが。 もう一度言いますが、やはり公の場で、村長という立場で発言される部分というのは、やはり責任という部分が出てきます。 私はこう思うと言ってたら、やはり村の方針という形にも繋がってくる部分である中で、片方で住民の方々が参加して、その行く末を決めていく会議を行っていくというところで、その答申を待つ中で、ご自分の意見はご自分の意見で、やはりその胸の内にとどめていただくのがよろしいのではないかと思うのですが、その辺いかがでしょうか。
議 長	村長
村 長	やはり私のビジョンというのがありますし、そういったことにつきましては、私の考えというのはですね、村民の方に伝えるというのは、私は大事なことだと思ってお

	ります。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ぜひ、推進委員のメンバーの方々が、やる気を持ってこのプロジェクトを成し遂げられるような環境づくりを、ぜひお願いしたいと思うとともに、もう1つだけ、最後質問させていただきたいのが、もし宝珠山小学校の給食室を選択された場合、今の課長の説明であると、かなり大規模とまではいきませんが、かなり校舎の中、使うような形になってくるのではないかなと思います、どれぐらいの規模を、もし宝珠山小学校を、そこを使うというか、加工場として整備する場合、使えることになるのでしょうか。概略でも結構ですので、ご説明ください。
議長	農林観光課長
農林観光課長	現在想定しておりますのは、給食室それから、その隣接する倉庫というかですね、それから、その階段から2階に上がりまして、教室と、二教室ですかね、その1階部分と同じスペースの、スペースというか2階のですね、教室に換算すれば2.5とか3ぐらいのスペースでしょう。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	その加工場整備にあたって、いずれは加工場整備のハード予算が出てくるかと思いますが、その辺の計上というのは、どの年度に、これも地方創生の推進交付金という形で行うのでしょうか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	前もって、ちょっと説明というかですね、お断りさせていただきます。 今から年度ごとの金額的なものは述べさせていただきますが、商品開発それから組織の選定ということで、十分な協議を重ねるべきだというご意見があります。 それは、やはり客観的に見ても拙速にですね、それを進められるものでもありませんし、やはり新商品を開発するとなれば、きちんとニーズ、それからいろんなマーケティングなり販路というようなことがかかってくるので、当初の予定ですと、これから先、拠点整備というものがございまして、これは、ハードを中心にですね、整備できると。 それから推進交付金、今現在ですね、今回もさせていただいておりますが、そうした中で、事業の内容と進捗はあるとしまして、29年度に、これはあくまで想定ですけど、6,000万ですね。これがハードすべてではございませんけど。 それから、その翌年にも同額程度ですね、ソフト、ハードというようなことで、検討しております。
議長	他に質疑はありませんか。 7番 高倉寛視議員
7番	86ページ、商工費の中で、トーキョーディネータープロジェクト（地域商社）ということで、販売等に関する委託ということで、先日説明がありました。 これ、もう少し詳しく説明いただけたらと思いますが。
議長	農林観光課長
農林観光課長	東峰トーキョーディネーターということで計上させていただいております。 こちらは地域商社、この商社の立ち上げの可能性調査と申しますか、陶器等の産地では多くの場合というか、率はちょっと定かではございませんが、各地にですね、陶器の卸商業組合というような形態のですね、商社が多く産地にありまして、その産地では、製造される方がその卸の商社が一括買い上げて、それを販売、流通に乗せると言いますか、そうした形態が多くあるそうです。 そうしますと、やはりこれからの調査になります、その製造される方、それから、営業、販売、宣伝活動等にすると、それぞれの業種に集中できる。若しくはその窯元

	そのもののデザインというものも当然ありましようし、売れ筋若しくはニーズのですね、そうしたデザインというところも関わってくるかもしれません。 そうしたいろんな要素を踏まえた調査を行い、地域商社の設立の可能性調査ということを、予算計上させていただいております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	もう1点伺います。 もし、今陶器組合にどれだけ加入をしているか、私も存じませんが、こういった商社をもし立ち上げた場合に、中から何人か抜けたというか、そこには入らなくていいと、そのようなことになった場合は、どのようになさるつもりですか。 そうすると、なんかこう、本人が言えば仕方がないのかなとは思いますが、ちょっと不公平感があるかなと、村の一般財源を使ってですね、するんであればちょっと不公平感があるかなと思っておりますけど、そのところはどのように考えておりますか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	ご指摘のとおり、やはり組合員全員がこの商社に加盟していただくというのが、当然理想でございます。公費を使っての調査、それから設立に向けてのですね、多額の予算は使うという想定もでございます。 ただ、やはり売り方によっては、個別販売と言いますか、製造してデザインして、それから販売なりというような形を、今の現況としてありますので、それが商社を立ち上げたときに、どうしたところが省力化と申しますか、効率的にですね、流通販売できるかというようなところが、十分協議を重ねていただく、また、その支援を村としてもしていきたいというところでございますので、理想はやはり全員参加と。 それに加盟しない、若しくは脱退する、そうしたことのないようにですね、協議は重ねていきたい、調査はしていきたいと思っております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	すみません、最後にもう1点。 これは、先ほどちょっと全協を開いたときにおっしゃられたようですけども。このトーキコーディネータープロジェクトというのは、まだ陶器組合にも話が行ってないようでございますけれども。 私はいつも思うんですけど、これは下から話をして、それからこういった予算組みをするのが建前じゃないかなと、ちょっと、私は行政ではありませんので分かりませんが、私的にはそういうふうを考えるわけですよ。やはり、下からこういうふうな要望があるとか、こういうふうなところを一度してみらんですかと、行政が陶器組合等に話を持って行って、それから陶器組合のほうで、じゃあお願いしようとか、そういったことになって、こういうふうな予算組ができるのであればいいですけど、なんか予算ありきで、頭からこういったトーキコーディネーターとか、そういったものを、いつも出してくるような気がするんですけど、そのところはどのように考えておりますか。
議長	村長
村長	先ほど全協が開かれた中でのそういう発言だったんでしょうかね。 それは全く違まして、これは、陶器組合さんのほうとは十分協議した結果ですね、こういったことで進んでおりますので、そういった発言があったということであれば、それは訂正をさせていただきたいと思っております。
議長	農林観光課長
農林観光課長	私はそういう発言をしてないと思っておりますので、確認させていただきたいと思っております。

議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	これは、じゃあ、これは私の勘違いだと思います。 すみません。ちょっとこれは確認させてください。私の聞き間違いかもしれません。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	先ほどの質問ですが、村長、全協のときに、そんなふうにも取ったんですがね。陶器組合との十分な話し合いができていますのかと。 だけど、この事業を進める上においては、今から話し合っていきますというような取り方をしたもんですからね。 それで、今、村長が答弁したように、十分に陶器組合と話がなされている認識はなかったんですが。 ちょっとそこ辺をもう1回確認したいと思います。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	先ほどはちょっと発言が明瞭でありませんでしたので、先ほどの答弁の繰り返しですけど。 私のほうからはですね、陶器組合とはやってないという発言は、先ほどにはなかったと思います。 全協の場ですと、そうした発言されるような方もいらっしゃる気はしますが、私のほうからは、そうは発言してないと思います。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	この問題を言っても堂々巡りになりますので、もう1回村長のほうからきちんと、話し合いができておるとか、そういうふうな答弁を貰いたいと思います。 ただ、何回も言うようで、私が感じたことは、陶器組合と今から話をしてこの事業を進めていきますと、いうふうな取り方をしたもんですからね。 ということは、まだこれから陶器組合との話もあるのかなと、いうふうな取り方なんです。 村長のほうから、もう1回お願いします。
議 長	村長
村 長	この件につきましてはですね、大体8月末ぐらいまでに計画書をまとめてですね、提出をするような段取りを踏んでやっております。 その間、陶器組合長さんのほうにもですね、当然担当の課からのほうの協議もあっておりますし、私のほうからもですね、確か村長室まで来られまして、お話をさせていただいたところであります。 この目的はですね、やはり今の陶器の販売拡大、これが目的でございますので、陶器組合長さんが知らないというのはですね、これはまず、ないかと思います。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	では、ちょっと確認いたします。 先ほどいただきました振興計画に係る認定申請書ですね、これは、この話を村長としたんではないんですか。このトーキコーディネータープロジェクトに対して話し合いしたんですか。 これは、代表理事の柳瀬氏から、東峰村長名で出しておるものですよ。
議 長	村長
村 長	これはですね、この件もあるんです。 これは陶器組合さんがですね、経産省に申請するための振興計画書というので、陶器組合さんが出す分です。 したがって、イッピンプロジェクトとこれは全く別ものでありまして、この件につきましては、話が出てきたのが10月の終わりぐらいからかな、そのくらいであ

	<p>りまして、これにつきましても、まだ私のほうの決裁はしておらないということであり ます。</p> <p>したがって、2つ並行したような形なんで、ちょっとその辺りの、何と言いますか、 違いがあったのかなと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>これを先ほど読ませていただきましたんですけども、これにもですね、小石原焼を 広めたい事業とか、はっきり申しまして、先ほど課長が申しましたように、販売等に 関する委託とか、こういうものが、全く同じようなものが載っているんですよ。だ ったら、これ要らないんじゃないですか。</p> <p>わざわざ一般財源で725万も使って、あと3カ月ぐらいしかないんですけど、1 カ月400万も使ってですよ、こういったことをする必要はあるんですかね。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>先ほど村長の答弁にございましたように、この振興計画につきましては10月から 出まして、今後の販路拡大それから後継者育成、それから、今現在も行われておりま す小学生の見学の活動等も盛り込まれた振興計画であります。</p> <p>ですので、こちらにも一部催事に出向いて販売という活動もあります。</p> <p>それから、この小石原焼を広めたい事業ということで、インバウンドやバイヤーで すね、相談会とかマーケティングに関する活動を広めたいというところでの事業に入 っております。</p> <p>こちらの、今回補正予算に計上させております東峰トーキコーディネーター、こち らにつきましては、村の総合戦略の中に入っております創生総合戦略ですね、の中 に入っている事業でありまして、こちらは商社の設立ですね、今後継続的に、永続的に 続いて行く商社立ち上げのための可能性調査ということでもありますので、その中 には、商社ですので、コーディネーターの方の招へい、それから事業の方針、それと小 石原焼の基礎調査、小石原焼に関する調査がですね、数字的にいろんな部分で足りな い部分があるようですので、その辺りの部分も含めたところの予算計上とさせていただ いております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>先ほども言いましたようにですね、あと残り3カ月ぐらいですよ、それで1カ月 400万ずつ使って、どういうふうな使い方するんですかね。1,200万と、もの すごい金額だと、私は思うんですけど。</p> <p>これ、どういうふうな使い方したら、こういうふうに1,200万も要るのかなと 考えますけど、そここのところを分かる範囲で結構ですので、教えてください。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>これは、国のですね、交付金申請で事業の経費、それから今年度中に、4カ月です よね、3カ月と少しですが、その中でどういったことをやっていくかということで、 29年度に地域商社設立に向けた先行事業事例調査及び事業方針の検討、小石原焼の 基礎調査、コーディネーター招へい選考、陶芸家の育成、技術支援を行うというこ とで、地域商社事業計画のためのですね、調査委託、委託料ですね、それからその中 には地域商社のコーディネーターの招へい旅費等ですね、それから、伝統工芸技術向上 の支援ということで、陶芸家の育成、技術向上支援ということの業務も含まれており ます。</p>
休 憩	
議 長	<p>質疑の途中ですが、15時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(15時02分)</p>
再 開	

議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (15時10分)
議長	質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5番	先ほど全員協議会でも詳しい話をお聞きしましたが、確認させていただきたいと思 います。 トーキコーディネーター事業につきまして、今年度この補正予算で今回上がって いる分に関しましては、あくまでも調査委託のみ行うということによろしいでしょ うか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	ほとんどがその可能性調査ということで、そのコーディネーターの招へい、それか ら技術向上という部分もございしますが、ほとんどがこの地域商社立ち上げの可能性調 査ということでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	ということであれば、この中に入っています地域商社コーディネーター招へい選考 費という部分も、中には計上されると思いますが、どこまで踏み込んだ予算となるの でしょうか。
議長	農林観光課長
農林観光課長	コーディネーターの招へい分も、この予算の中に入っております。
議長	他に質疑はありませんか。 2番 伊藤均議員
2番	小石原保育園の定数の関係でお尋ねをしたいと、3款2項3目の児童福祉施設分 と、民間分ですね。定員割れ加算ということで、198万の補正が出ております。 それで、まずこれについて、美星保育園とこの小石原保育園の差が知りたいもんで すから、まずもって美星保育園のですね、この職員数についてお教えいただきたいん ですが。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	9名来られてましてですね、正職が3名と調理が1名、あと代替で5名、嘱託・臨 時で5名です。
議長	2番 伊藤均議員
5番	そうしますと、小石原保育園が、職員数の推移がいただいておったですね。これ でいきますと、職員数10名なんですよ。村のほうは9名と。子どもの数、一概には 言えないかと思えますけども、子どもの数は美星のほうが多いと。 この中で、追加では198万も運営費が足りないというようなことで出ているんで すけども、これはただ単に現況でから出すという形じゃなくて、何かこれは考える方 法がないのかと。 結局、人員とかいろんなものを見ると、難しい点はあるかと思えますけどもね、た だ単に、じゃあ足りないから補正お願いしますよというような形で出るのとは、少し 違うような気がするわけなんです。ね。 例えば、じゃあ園児は何歳が何人おるとか、やっぱりそういう対応のものもあるか と思うんですよ。 そういう具体的なものまでを出してもらわんと、ああ本当にそうなのかというもの が見えてこないんですよ。これだけやったら全然、何でこげな形になるんですかと。 確かに費用的なものも違うでしょう。でも、ただ現状は、今度は少なくなったから というようなことではね、なかなか納得しにくい点があるんですよ。 具体的なものをですね、やっぱりやる場合には出してもらわんと、納得しがたいと

	<p>いう形になるかと思えます。</p> <p>それで、今、これを出せと言っても時間がたくさんかかるでしょうから、後ですね、これについて、きちっとしたを出してください。</p> <p>その上で、結局今日は、決裁については今日終わるんですけども、こういうものもしっかり我々もですね、貰って、納得してやっておるといいう形が欲しいもんですから、よろしくお願いをしたいと思えます。</p>
議 長	<p>答弁で答えてください。答弁してください。</p> <p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>後で資料のほうを、提出をさせていただきたいと思えます。</p>
議 長	<p>他に。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>トーキコーディネーターのことで、もう一度確認をしたいんですが。</p> <p>このプロジェクトの一番最初に、陶器組合長と村長と話されたのが8月と言われてたのは、間違いなかったですかね。最初に。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>8月は、大体まとまりのあれですからね、その前に、記憶ではあと2回ぐらいは会っておりますので、確かですね、5月ぐらいからこれ動いたんじゃないかと思っております。ちょっと定かではありませんけど。</p>
議 長	<p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>そうすると、この小石原焼陶器協同組合が振興計画を作ったのは、もっと後ということですね。</p>
議 長	<p>村長、答弁してください。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>確かですね、私の記憶では10月の終わりぐらいの話だったと思えます。</p>
議 長	<p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>もう一度確認です。</p> <p>ということは、トーキコーディネータープロジェクトというのは、陶器組合の要望でもあるということですのでよろしいですかね、認識で。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>そのとおりです。陶器組合長さんあたりとの意見も取り入れて作成をしたということです。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>3番 梶原光春議員</p>
3 番	<p>コーディネーターをこれから招へいするということですけど、その大体の目安、それとも入札にかけるつもりなのか、もう大体なこと、例えば博報堂とか電通とか伊藤忠とか、そういう商社の予定はありますか。その1点だけです。</p>
議 長	<p>農林観光課長</p>
農林観光課長	<p>特定のところはございません。</p> <p>入札方式若しくはプレゼンテーションによる方法ということも、まだ、今現在では決めかねております。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p>

	<p>採決します。</p> <p>議案第47号「平成28年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第4号）について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>賛成多数です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 議案第48号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>（討論なし）</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第48号「平成28年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>（賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 意見書第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を、議題といたします。</p> <p>提出者、議会運営委員会委員長の説明を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9番	<p>意見書第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」の説明につきましては、意見書の朗読をもって代えたいと思います。</p> <p>意見書第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」</p> <p>上記の意見書案を別紙のとおり提出する。</p> <p>平成28年12月6日、提出者 議会運営委員会委員長 長澤貞義。</p> <p>東峰村議会議長 大蔵久徳様。</p> <p>理由はですね、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう、国に求めるため。</p> <p>意見書の朗読をいたします。</p> <p>地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書</p> <p>地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。</p> <p>また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求め</p>

	<p>られている。</p> <p>しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議員のなり手不足が大きな問題となっている。</p> <p>こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。</p> <p>よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>東峰村議会議長 大蔵久徳名で、提出先はですね、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛でございます。以上です。</p>
議長	<p>以上、説明が終わりました。</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>意見書第1号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、採決することに決定をいたしました。</p> <p>この意見書につきましては、後日関係省庁に提出いたします。</p>
日程第9	
議長	<p>次に、日程第9 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、地方創生調査検証特別委員会から、閉会中の継続調査申し出がなされております。</p> <p>これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>これを許可いたします。</p>
閉会	
議長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長より、あいさつの申し出があります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村長	<p>閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。</p> <p>12月6日より今日まで、平成28年第9回東峰村議会定例会を開催し、慎重なるご審議を賜り、提案しました案件すべてご可決をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、一般質問におきまして、ご意見、ご提案、ご提言等につきましては、今後十</p>

	<p>分検討を重ね、村政の発展のため活かしてまいる所存でございます。</p> <p>さて、新年明けますと、1月4日水曜日、午前10時からいづみ館におきまして、新成人28名を対象に成人式を開催いたします。フレッシュな若者たちに祝福と応援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>また、1月8日日曜日、午前10時から宝珠山グラウンドにおきまして東峰村消防団出初式を開催いたします。消防団に対する激励につきましても、併せてお願いを申し上げます。</p> <p>終わりに、これから年末年始に向かう折、寒さも一層増してまいります。議員各位の皆様におかれましては、健康に十分留意され、よき新年を迎えていただきますようご祈念を申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議 長	<p>これもちまして、平成28年第9回東峰村議会定例会の、全日程を終了いたします</p> <p style="text-align: right;">(15時41分)</p>